

小田原少年刑務所内二尊徳の銅像

刑 政



第 四 十 二 卷
第 三 號

刑の執行停止と刑罰の本質

ある受刑者が生命危篤に陥つて刑の執行停止になりました。ところがその男は病氣が恢復したのに拘らず執行停止になつたことを奇禍として帝都を荒し廻つたさうであります。

社会はそれに対して刑務所の診断を疑ひ検事局の處置を攻撃したことであります。刑の執行停止とは到底命の助からぬ奴に對してでなければ許してはならぬのだとさへ極論する者が出て參りました。

勿論執行停止者がその刑の執行中に再び犯行することはにくみても餘りあることには違ひない。保健技師が診断を爲す場合に於て誤診のないやうに、刑務所長がその釋放後に於ける環境を考慮しなければならぬことも謂はずもがなであります。

だが、それ等の事情に囚はれて、さうして一人の不埒者に對する毀譽褒貶に怖れて他の拘禁者に對する執行停止の時機をあやまり、之を止めて了ふやうなことがあるならばそれは反つて刑罰の本質を誤るの非違に到達せねばならぬことになります。

何となれば刑の執行停止はいたづらに刑罰の隔離作用を緩和しようとするものではない。又受刑者の墓場をさがさしめるが爲めに之を許すものでもないのであります。

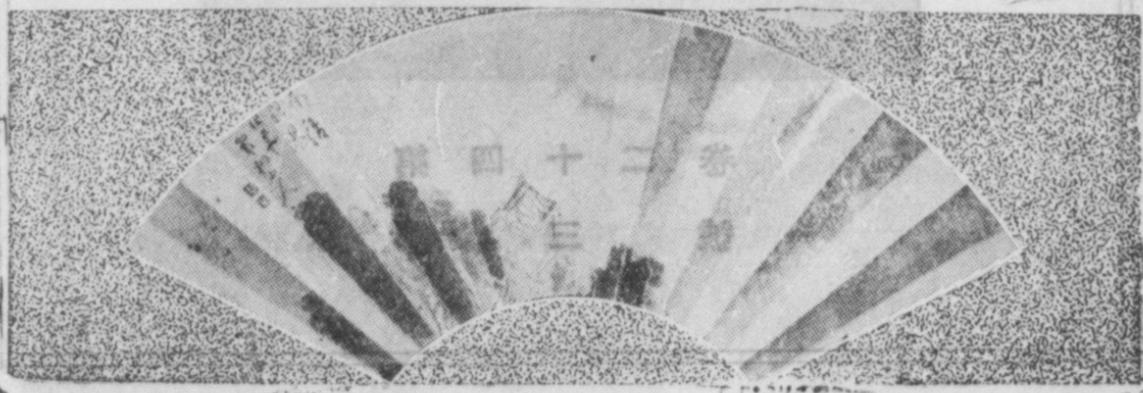
刑罰改善作用と隔離作用との二つの目的を果し得ざるほどその刑罰が受刑者にとつて苛酷なる場合、換言すればその刑罰を持続するに於ては受刑者が刑罰以上の痛苦を受けねばならぬ場合に於て始めてその刑は停止せられねばならぬのであります。

その場合に於て、當路者が世の毀譽褒貶に囚はるゝならばそれは刑罰のたどらねばならぬ正道を捨て、了ふこととなり刑罰はそれによつて加重されねばならぬこととなるのであります。

受刑の身に而も重大なる一身上の事變に遭遇して居る受刑者としてどうしてかゝる刑罰の加重に堪え得られましよう。

だから刑務官諸君はそのたどらねばならぬ刑罰の正道をたどりつゝ世の毀譽褒貶にまどわれぬことに注意を拂はねばならぬこととなるのであります。

(あき羅)





刑政論

昨冬東京市會は内務大臣より、自治議會たる機能を缺くとの理由を以て解散を命ぜられた。而して同市會がその機能を缺くに至つたのは、議員中瀆職罪の嫌疑により、續々刑務所に收容された結果である、甚だ忌はしいことながら、議員の瀆職罪を犯したといふことは各地に於ていつの時代にも跡を絶たないが、今回の如く多數の議員が容疑者となつたは、自治制敷かれて以來空前の事件であつて、しかも輦轂の下、帝國文化の中心である土地に起つたところに、特別な深甚なる問題の意義がある。會ては紐育クマニイ俱樂部が市

政を壟斷し、擅恣横暴を極め世界に醜を誦はれたが、今は廓清其効を奏して着々汚名を恢復しつゝある。然るにお鉢は我東京市會に廻り、嘗に何會何派の一部の者に止まらず、市會を擧げて醜團たらしめた有様は正に駭目驚心に値ひするものである。苟も二百萬市民の寄託を受けて議席に列せし者が、たとひ嫌疑とはいへ、刑務所に收容さるゝに至つた以上、士人たる面目よりして深く慚愧の念に驅られ、忤怩たる態度を持つべき筈である。しかるに世間に傳へらるゝ所は寧ろ反對に種々其の威を示し、其贅を競ふ風があるとかである、固より全部の人々ではなからふ、又必しも其當人のみの責ではなく、家族や知人の仕向けが興りて大きいであらふが、とにかく遺憾なことである。

自覺せずして、反て缺員を補充して餘喘を保たんと圖つたとか言はれるは何たる厚顔な話であらふ、所謂免れて恥なしといふ類である。内相が解散の大槓を降したは蓋し己むを得ざるに出でたものと、各人が承認したやうである。問題は一東京市と限局せらるゝものではない。タルドも指摘するとほり、犯罪が上位の階級、衆目注視の箇所に行はれし場合は、其模倣率は愈々強烈となるものである。帝國首都の議會が斯の如き時、地方に波及する影響は如何に大なるかは明言を要しない。故に有識階級が市會淨化運動を提唱して、種々なる意見を發表し其實現を圖つた。本月初に行はるゝ市會議員選舉に幾干程度まで此種の淨化意見が反映されて來るか蓋し多大の熱心を以て注意をしなければならぬ。

X X

過去數年に互る慢性的の失業状態が、今尙ほ改善せられないのみか、益々深刻の度を加へ來て居る。昨冬から今年始にかけて例年の如く、東京外全國の大都市に於て、國庫の補助を得て、救済の目的をもつ土木工事を起し、失業の緩和を圖つたことは何人も知る所である。而して其救済的工事に雇使せらるゝる志望者は昨年暮探め申込みて登録を受け、その登録証を携へて職業紹介所へ出頭すれば、其日の働き箇所を指定せしむるのである。勿論右は東京市の方法であるが、他の都市も大抵此の手續に變りはなからふ。ところが、これは東京の事であるが、其職業紹介所に於て登録せし志望者が貳千名あつて、年末から一月二月の所要人夫は一日百五十名から二百名位までである。餘の者は登録証を有ちなが

ら仕事に就けない。公平を期する爲めに番號順に採用することにしたが、それでも十日目に一日の労働を與へらるゝに過ぎない。申込受付の少ない紹介所にて五日目に一日の労働に就く位である。翻て同じく東京の労働者の宿泊所を窺へば、白日光眩き好天氣に拘らず、筋骨逞ましき大の男が煎餅蒲團にくるまつて、横臥してゐる。彼等は何故に働かざるかを尋ねれば、働くべき仕事のない上に、現に三五日の間食事を攝らぬことを知るもの故、街頭へ出て職を求めよと勸むるに忍びないとは、宿泊所主任の感慨である。

斯くまでに行き詰つて居る都市の労働界を知るや知らずや、地方人は續々都會へ集中し來つて、益々其状態を悪化させてゐる。こうした失業の如何にして打開すべきか實に火急にして重大なる問題である。帝國議會は論戰今や方さに耐にして、議員は財政の整理按排に熱中しつゝある。しかしそれが大多數國民の生活に幾干の影響をもち來すであらふか、恐らく國家財政の立て直ほしによりて、斯る行詰りを救ふ所にもなるであらふ。しかしそれは餘程遠き將來のことである。それまで持ち堪へられない手から口への多數民衆は何處へ往くか。あの恐ろしい強盜の頻發、殘虐なる殺傷一同胞相啞むの慘況はこうした原因に由來せずとは誰が斷言出來やう。犯罪防止の直接任務に當る我々刑務官はこの社會相を直視して、如何なる方面に其力を盡すべきか、沈潜考慮を廻らさねばならぬ。

行刑の上より見たる刑罰の本質 (中)

——ドイツ行刑法草案とライプマンの教育刑論——

木村 龜

- 四 リイプマンの教育刑論
- 五 『行刑法草案』への要請
- 六 結 語

四

刑罰の本質が、行刑の實際的立法に於ても『犯罪人をして有用なる社會の一員たらしむる』といふ教育的任務として理解せられつゝあるやうに、理論的にも亦、同様に理解せねばならぬ所以を知る爲に、私はライプマンの主張を反省して見ることにする。我々は、彼が、自ら告白する如く(一)、嘗つて應報刑主義者であつただけに、層その教育刑説(二)に興味を惹かれるのである。

I Liepmann, *Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe*, Frede-Grünhut, Reform, S. 2, vgl. Nagler, *ibid.* S. 54 Anm. 1.
 リイプマンは謂つて居る。曰く「犯罪人の特性の研究、刑罰の應報的傾向に對して不撓の闘争を持續して來たところの刑法の發達の研究及び最後にビルクマイヤアよりエリクングに至る、ナグラーよりザウエルに至る人々の著述に於て爲されたる應報刑の基礎づけの諸々の試みは、私をして應報主義の見解が維持せられ得ぬ所以、及び應報といふことがいかに神祕化せられ糖神化せられ、又は、形式的法律的に稀薄にせられた形式を採つても、遂に何等實際的に使用せられ得ぬ、且つ、特に實現せられ得ぬところの原理である所以を明に洞見せしめた」と。

ニ リイプマンは、刑罰の本質を教育に置く點に於て一方では常にリスト一派の刑事社會學派の思想を發展せしめながら他方ではランザ一派の人道學派と相通するものを有して居るのである。但し、彼に在りては同じく教育刑を主張するもランザ程道義主義的ではなく寧ろ實證科學的である。Agl. Ianza, *ibid.* p. 662, Liepmann, *Frede-Grünhut, Reform* S. 7, *Mitteilungen d. IKV*, 1926, S. 223. 牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』別刷第四九頁註四、大塚學士、前掲論文法志二九ノ八第 八四頁

普通、人々は教育を以つて家庭及び學校に於て行はれるもの、職業及び生活を通じて爲されるものなりと考へ、若し何人か犯罪行爲を爲したならばそれは教育がその効果を奏しなかつた證據であるとする。そして、こゝに於て刑罰がかかる行爲の當然の應報的贖罪として、國家の威力の證明として、蹂躪せられたる刑罰規定の回復として及び侵害せられたる、又は、せられんとしたる法益の防護として犯人に對し科せられるのであるといふ。又、かくの如く教育と刑罰とは全然異つた事柄として永い間考へられて來たのである。アドルフ・メルケル、近くは特に所謂折衷説 *Vereinigungstheorie* に於ては、ロオベルト・フォン・ヒツベルに依つて代表せられて居るものもかかる考へである。之に反して、ライプマンは刑罰を以つて威嚇することは、その他の宗教的、倫理的又は習俗的なる教育力 *Erziehungsmächte* と並んで、人々をして犯罪に陥らざらしむるやう防止作用を爲すべきものなりと考へる。又、有罪判決を言渡し、刑罰を執行することは、特別及び一般豫防的に、即ち、犯人並びに一般社會に對して、同様の効果あらしめんとして作用することであるとす。換言すればライプマンは刑罰を以つて犯罪に對する防止、法益の保護、國家の權威の發揚といふ社會教育的任務なりと考へるのである。彼にとつても、亦、人道派の主張と同様に、刑罰とは教育である。然らずんばそれは全然存在の價値がない(三)。かかる立場から、彼は、刑罰が、かかる教育的任務の外に、又は、以上に向ほ豫防 *Sicherung* 又は應報といふ特殊な目的を持つことを否定するのである。

III Liepmann, *Frede-Grünhut, Reform* S. 1, 7, *Mitteilungen d. IKV*, 1926, S. 223.
 元來、刑罰を以つて應報なりと爲す思想は刑罰を以つて犯罪行爲に依つて爲されたる害惡の對價 *Aequivalent* たるべしといふ原則の上に立つて居る。Poena est malum passionis Propter malum actionis 刑罰とは爲された

る悪に對して爲される罪である。ライプマンはかゝる思想を訴訟、判決の言渡及び刑の執行の總ての結論に於て不定する。今、彼の思想を述べると次のとおりである。

犯罪の價值（又は、無價值）といふことは判決の言渡に對しては唯だ單に一箇の要素に外ならない。その外に尙ほ、同様に重要な、否、一層重要な要素として犯人の人格、換言すれば、秩序に對する彼の意思及び性格の關係、彼の行爲及び意欲の中に含まれたる心理的及び情緒的要素が考慮せられる。又、有罪判決の言渡は決して單に刑罰權を行使するところの國家と刑が科せられるところの犯人との間だけの事務 Angelegenheit ではない更に、犯罪が行はれたるところの社會の一般的状态が考慮せられた上で、同種類の犯罪の増加とか、社會の腐敗無規律の程度の深化とか、緊急状態、又は警察その他の防衛的設備の状態、政治闘争の空氣がどれだけ教化的作用を持ち得るか、といふ社會の一般的、又は、特殊的事情に従つて、國家防衛的處置が如何なる種類及び程度に於て爲さるべきかについて本質的決定が爲されるのである。それであるから、何人でも犯罪行爲と刑事裁判とを單に机上に於て論ずることなく、その實際生活の上から論ぜんとする者は應報といふことが、よしありとせよ、刑罰の目的の諸種の重要な複合の中の單なる一と鎖に過ぎぬこと及び行爲者の人格と社會の心理的状态とが所謂『行爲に相應する贖罪』¹ "angemessene Sühne der Tat" といふことよりも遙かに重要であり、且つ、根本的なものであるといふことを看過し得ぬのである。（四）

註 Liepmann, Frede-Grünhut, Reform, S. 2-3.

右の如き認識は獨逸では最近三十年の刑罰の改革に於て到達せられたところであり、且つ、現代に於ては舊派の人々に於ても承認せられて居るのであつて、これは確かに一の進歩である。然し、それは決して充分なるものではない。そこで、こゝに考へらるべきことは、最も年長の判事から最も若年の司法官試補に至る迄に依つてその判決理由とせられたり、又、教會の高座・學校の教壇から叫ばれるところの『行爲に相應する贖罪』といふ命題についてである。この命題の根柢を爲して居るのはメルケルの言葉を用ゐるならば『運命 Schicksal と報償 Verdienst』との結合が何等かの形態に於て存在し、且つ、その實現の過程に於て盲目的偶然の上に立てられることなく

客觀的に行はれるといふことに對する信仰』(Merkel, Ueber vergeltende Gerechtigkeit, Ges. Abh. 1, S. 3) である。然し、聖書に於ても『汝が他人に依つて裁かれざらんが爲に汝は他人を裁くこと勿れ』とか、又は、『復讐は我がものなり、我汝に代つて應報せんと主は言ふ』とある如く、既に宗教的立場に於てすらかゝる應報思想を刑事裁判の範圍に適用することが拒否せらるべきものであるならば、我々は、我々が現代の法律的秩序の基礎にのみ立つて物ごとを思惟するに於ては、全然かゝる應報思想を主張する權利を有しないことになるのである。我々は、現代の裁判が最早や決して神の意思の執行者なりと感ずるの權利を有せず、又、それが總ての自己の爲した處分の責任を己の双肩に擔ふべきであることを知つて居る。このことは宗教的基礎との關聯が全然切斷せられて居り、刑法上應報を主張するの根據が失はれて居ることを意味する。勿論、宗教的應報とは全然切り離されて主張せられるところの法律的應報といふことを謂はんとする試みもある。然し、これは失敗に歸して居る。例へば、ナグラーは『被害者であるとは彼の同情者或ひは第三者であるとの如何を問はず——何人かの攪亂せしめられたる個人的意思が個人的に満足せしめらるべきではなくして、公平なる制定法として沈澱せしめられ、冷靜に法律的要求を考量するところの共同意思 Gesamtwille が満足せしめらるべきである』(Nagler, Die Strafe I, 1918, S. 563)(五)と説いて居る。然し、これは言葉の感傷以外ではなし。元來、民事訴訟に於て、裁判官が惹起せられた損害の對價を決定する場合に於てこれを以つて應報なりと謂ふ者は一人も居らぬ。その理由はこの場合には純合理的で經濟的な計算が爲され何等應報的の要償欲 Ausgleichungstrieb に關係するところのものを含まないからである。之に反して、かくの如き本能的要求は不可離的に應報刑に結びつけられて居る。然しながら、この應報思想と結びつけられた應報裁判の齋すものは、有意味にして、且つ、眞に法律の爲になる積極的建設的事業に對する最も有害なる敵に門戸を開くこと以外の何物でもない。何故かならば、應報的裁判の眞の姿は『目に對するに目を以つてする』ことであり、徒らに被害者又は一般社會の狂暴なる感情に支配せられ、冷靜にして公平なる考量を沈黙せしむることであつて、今若し、既に引用したナグラーの言葉の如くこの不合理なる感情に美名を冠らすことに依つてこれを粉飾することを止めて、この感情を容赦なく除去して了ふならば、そこに残る『行爲に

對する相當の贖罪」といふことは最早や全然意味のない言葉——何故とならば有責的法律侵害と等價なる刑罰の分量を例へば懲役何年といふが如き形式を以つて決定することは不可能であるから——に化して了ふからである(六)。

「同様にマルクタイアアも言つて居る。Birkmeyer, Schutzstrafe und Vergeltungsstrafe, (Vergeltungsstrafe, Rechtsstrafe, Schutzstrafe 1906), S. 4-5.

六 オスボオン曰く「犯人に於ける責任の正確なる分量を彼の犯罪の單なる事實に依つて秤り、且つ、決定することは如何なる人にも、否、十二人の人が集つても不可能なことである」と。T. M. Osborne, Society and Prisons, 4th printing, 1910, P. 61.

かくの如く、應報とか、行爲に相應する贖罪といふことは有害無益な不合理なる概念であつて、我々はこれを決定的に拒否しなければならぬのであるが、假りにこの亡靈的概念に對して何等かの役割を尙ほ刑事訴訟及び刑の量定に際して認むるとしても、刑罰の執行といふ段に至つては最早やこれをして何等の意味を持たしむることを得ぬ。この意味を理解する爲には應報といふことが禁錮所、懲役場を支配した場合を考へて見れば充分である。應報が刑の執行を支配することの結論は、要するに、行爲の無價値が刑務所に於ける苦痛の標準とせられねばならぬといふことである。換言すれば、輕き犯罪に對しては短期間の苦痛と僅少の損害を加へれば足り、犯罪の程度が重きに從つて應報的苦痛は永く、且つ、強烈であらねばならぬのである。これが實際、應報刑理論の結論であつて、同時にそれは現行(獨逸)刑法の刑罰制度の根柢とせられて居るところである。現行刑法が刑罰の種類を分つて一方に於ては拘留 Haft と禁錮 Gefängnis と懲役 Zuchthaus を、他方に於ては禁獄 Festung を認めて居るのは、明に、苦痛を質的にも量的にも増加し得るといふことに對する信仰に出でたものである。かゝる考へは、又、單なる理論として止まることがなかつた。人間の殘虐性と不合理との歴史たる刑法の歴史を見れば、人々が犯罪に相應した苦痛の分量を量つて、これを實行することを知つて居つたことが理解せられる。人々は單純なる死刑と加重死刑とを區別し、又烙印から眼球の抉出迄を區別して、應報的正義の名目の下にその區別に依つて應

報を實行した。又、刑の執行に際しても同様に、入監及び出監に際しては笞を用ひ、苛酷にして無意味なる勞役を賦課し、惡しき食物を與へ、手足を戒具にて束縛し、暗房に監禁し、毛髮を刈取し、特殊の衣服を與へ、沈黙を強制し、人格の完全なる『抑制』をなすことに依つて應報を行つて來たのである。然し、この應報の刑務所内に於ける眞の姿は何を教へるか、それは應報思想が根本的に不道德なる原理であり、社會に對する重大なる加害であり、累犯を増加せしめる生きた原動力であり、且つ、人間の有價値なる特質の破壊に外ならないことを示す。そして、かゝる應報思想の眞の作用は、こゝに於てはこれを執行するところの刑務所官吏を、専ら他人に苦痛を與へることのみに没頭せしむることに依つて精神的に墮落せしむるか、又、かゝる惡虐なる勞務に従事する人の範圍を鈍感にして粗野なる人々のみに限らしめるか、又、かゝる破壊的任務を掌る人々の視野を狭め、活動を絶望的たらしむることに依つて、惡化せしむることであつた。又、他方に於てはそれはこの舊式なる刑務所に囚へられたる受刑者を單に破壊粉碎するか、又は、彼等をして國家及び社會に對する永久の憎惡と反抗との心を起さしむる以外ではなかつた。それであるから、實際かくの如き應報的刑罰思想に對する最も力強い反對が——應報思想に最も強く培はれて居るところの輿論、法律學者、裁判官、檢事又は神學者たちの側からではなくして——行刑官吏の側から起つて來たのは決して偶然の事實ではなかつたのである。マコノキイ、クロフトン、モンテッノス、オオベルマイヤア、プロツクウエ、クロオネ、トオマス・モット・オスボオン——これ等の人々(七)こそ常に法律家の傳統主義、常識なき一般人の所謂常識、専門知識を有しない所謂専門家の反對と阻礙とを冒して、不撓不屈の精神を以つて、彼等の道を開拓し、彼等の地位をして精神的にして且つ道德的なるものたらしめ、特に、人類に對して眞の貢獻を爲さんとして努力したのである。かくて、漸次に犯罪人に對する大部分の設備が教育所及び治療所と化せしめられ、保安事業及び救貧事業に化せしめられ、又、諸種の慈善事業、及び最後には、右に述べた人々の模範及び精神を汲んだところの刑務所に化して來たのである。尙ほ、又、獨逸刑法の發達に於てはリスト及びその門下の人々の影響の下に成就せられた應報刑からの解放は、その結果として、少年裁判所の設立、之と關聯したる諸種の制度の樹立、執行猶豫の制度、罰金刑法の制定となつて現れて居る。又、刑罰の執行に關

し英米人に比べては比較的冷淡であつて、破獄、暴動等の事件や知識階級の人々の獄中記等に刺戟せられた時のみ行刑問題に注意を向けた獨逸人の間にも、千九百二十三年の『自由刑執行の原則』が發布せられ、應報といふ無意味なる思想から離脱して刑罰の教育的任務に關する明確なる認識へ到達せられつゝあるのである、(八)と。

七 これ等の人々の刑務所改良事業の意味については次の著述が参照せらるべきである。 Barnes, The repression of crime, 1926, chap. V, Sec. 4 The development of penal reformatory and correctional institutions, p. 159 et seq., wines, Punishment and Reformatory, new ed., 1919, chap. X, The Elimina System p. 159 et seq.
八 Liepmann, Erbe-Grünhut, Reform, S. 3-7.

これが大體に於てフレエデ及びグリュンフウトに依つて編輯せられた行刑法草案の評論の中に發表せられたリイプマンの論文『教育的任務としての刑罰』Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe の根本思想である、之を要するに、リイプマンの謂はんとするところは、彼が伸のところに於て累進制に關して云つた次の言葉に盡きる。曰く『精進せらるべき目標は受刑者の教育である。彼をして一の非社會的なる、屢々實に反社會的なる性質を變じて、自己の内心からその本能と行爲とともに社會的共同態の下に服するところの一人の人間に迄造り上げることである(九)』と。

九 Liepmann, Die neuen "Grundsätze etc," S. 8.

(以下次號)



刑務所長附典獄補論(三)

有馬四郎助

刑務所長は、收容者を我が子供の如く薰陶愛育すべき親心を有せねばならぬ。親心と言へば嚴格なる父親の威嚴を有すべき方面と、愛情の滴るゝ慈母の優しき方面との二つがあつて、この兩方面を俱に保つべきが刑務所長の任務であらねばならぬ。即ち父と母との兩面の性情を兼ね有さねばならぬことについても既にその至難なる所以が判る。古來實嚴宜しきを制すべしとは、行刑官の常に執法の指箴となしたものであるが、とりも直さず父と母との兩面を適當に働かす可きを意味するものである。既に實嚴宜しきを、切々として幾多の刑務官は之れが實行を常に心懸けたのであつたが、其の言ふことの易き割合に實行に至つては甚だ困難としたのも此の點であつた。今日に於ても猶頗る困難事として残つてゐる困難事ではあるが、刑務の進歩に隨ひ多々益々困難を

感じ來るは此の一事である。これを一口に親心と唱へ、刑務所長としての必要な性格中の最要のものとせられてある。果たして此の親心が刑務所長主要の性格として發動するならば、殆んど先づ任務の全體が遂行されて遺憾なしに庶幾しと云つて差支へはあるまい。之れは刑務官全體を通じて、此の親心が總ての働きの基調とならずんば殆んど徒勞に屬すべきは疑ひのない所である。が特に刑務所長に於て此の心無くんば徒勞は勿論のこと、恐る可き惡結果を生ず可きは必然であらう。何となれば前に述ぶるが如く一家の家長たる可き全責任を有する位置であるからである。然るに血を分けた親でない故に、所謂生さぬ仲の間柄である爲に自ら其の情愛が水臭くなるのも道理であつて、兎角に法律的に流れ其の間に温情を保つことが六ヶ敷い。之れが抑々家長たる可き刑務所長に成功を與へない最大理由でないかと云へやうか、惟ふに

只此の温情味を缺くと欠かざるとによつて、行刑の成敗が決るのは既に定論の存する所である。

人としての親心ほど貴いものはない。他の動物にしても、自然に賦與せられたる一種の親心に於ては、不思議なる天の法則とも云ふべく、更に人類の夫れに到つては又格別に貴いのであつて、當に神佛の心とも云つてよい程のものであらう。此の神佛の心こそ即ち天の心であるまいか、是れこそは萬物の生育する生命の素であらう。此の心なくしては何物も生かし育つることは出来ぬ、如何なる方法手段を以てしても此の一事には叶はぬ。之れを刑務所長の仕事に徴するも、彼等罪のために眞心を掩はれたるものに對して、活力を入れて本心に甦らしむるものは只此の親心に外ならない。單に法律的に如何なる方法を以てしても此の一事は到底相叶はぬのである。之れは自然の法則、如何ともすることは出来ない。若し茲に目覺めずして只法律規則のみに依頼し、若くは科學的理論に依つてのみ行刑の目的を達せんとするが如きは百年河清を俟つと同様に徒勞無益、いつまで経つても罪に死せる受刑者を本心に甦らせることは出来ぬ。

一般を見渡せば、未だ唯物的思想に止まり、而も科學的理論に捉はれ、單に學術のみを以て精神界を左右せんとする夢より覺めざるものも、尠くないやに見える。之れは現代の思潮が未だ許さざる結果であるとせば、致し方もないけれども、他事はいざ知らず、不可思議なる精神界の働きを目的とする我が行刑の事業に於ては、到底今日の風潮に倣ふて満足す可きでないことは論を要せぬ。茲に於て端的に刑務所長の任務を説明せんとせば、只此の貴い親心を以てするの外なく、然して是れに因つてのみ其の任務が果たされ、刑務所長としての資格が完備する。要は親心なるもの、意義即ち其の實質を辨へ、茲に思ひ違ひなく體得する所あるべきである。

親心程大きいものはない。總てのものを抱容して之れを愛護啓發すること、恰も天の萬物を生育するが如き潤大なるものである。其の局量の廣くして、清濁併せ呑み併して感化善導各々其の所得せんとするのである。而も其の心根は悉く己れを忘れ、身を捨つる底の犠牲に出でざるものはない。此の大度あるがために、其の保護下にあるもの悉く成長復活することが出来る。刑務所長は當に此の心なくんばある可らずと奮起する所がなければならぬ。

嚴父たる方面は、大膽剛猛果敢勇決等の性行を表はし、慈母の方は親切細心熱慮愛憐等の性情を働かすのであつて茲に溫嚴粗密相調和されて始めて刑務所長たるの任務が果たせることは、論を俟たざる所である。然るに之れを實際に徴するに、嚴父の性行を表はすものには兎角に慈母の性情に缺くる所あり、慈母の性情に富む者には嚴父の性行に乏しく、此の間の調和併行甚だ甘くゆかないのが實際家の常例のようである。然も嚴父の側からは慈母の親切細心を小膽臆病と嗤ひ、又慈母の側からは嚴父の大膽勇猛を無謀突飛と貶す傾きすらあるので、如何に其の調和の六ヶ敷きかは以て知る可きである。如斯調和の困難なる結果として、各々其の兩極端に背馳するの弊害は隨所に發見せられぬであらうか否かは敢へて論ずる所でないけれども、凡そ勢の赴く所是等は決して杞憂のことではあるまい。若し假定して之れを言はしむるならば、其の互ひに嘲り嗤ふ所の事實は實際上如實にあり得ないことはなくして、互に其の據る所に墮して、一は足許に頓著なく、只突進のみを事とし、恰も底なき袋にものを納れるが如く、何等の成績を止めずして所謂勞して効なき

空中樓閣を築くが如き結果に終り、又他の一は眼界豆の如く、眼前の小事に拘はり碌々として一步も進み能はざる小人の擧に倣ふの愚に、陥るものないでない。斯くて行刑の事務を進歩發達せしむることの困難なるは言ふも更、恐らく行刑の權威を保つすら覺束ないであらう。如何にして此の弊害を矯め、本然の親心をして躍動せしむ可きかは茲に其の方法を竭すこと能はぬ、要するに是等は矢張り彼所長たるもの、自發に俟つの外なくして、英語の所謂セルフメード (Selfmade) に據るの外なきものかと思はれる。

謂ふ迄もなく、刑務の上については大膽と勇斷と果決を必要とすること決して尠くない。此のものなくんば行刑の適實嚴正を維持し、其の眞面目を發揮し能はぬ場合が多い。若し斯る場合に單に切々乎として、末節のみに拘泥する小心のみを以てしては、決して其の効果を收め能はぬ。其の結果の憂ふ可きものあるは識者を俟つて後知る可きでない、更に又受刑者處遇上に於ては、細心の注意と慈悲の温情とを以て、小心翼翼之れに當らなければ意外なる蹉跌を來し、終局の目的を全然失脚するのである。此の場合に若しも勇猛果決、所謂猪突的暴進のみを敢てするならば是又到底可なる所以がない。

刑務官の對象物は收容者に外ならぬ、同時に又收容者の對象物は刑務官殊に刑務所長に外ならぬ。何故なれば一切刑務官の支配下に生活せねばならぬ境遇にあるからである。當に治者被治者の關係にあるのであるから、互ひに相對象物たる可きは自然の數である。斯くて是れについて特に論ず可きものは、行刑の全責任者である刑務所長が結局の對象の標的とならねばならぬ故に、其の間に於ける中間機關をなるべく經ずして、其の交渉を直接ならしむるを可とするか、或は又成る可く之れを避けて其の中間機關を利用して、間接に其の交渉を保つを可とするか、此の點につき實際上の利害を論究するも決して無益であるまい。吾人の見る所を以てすれば、場合により又事柄により中間機關を通ずを可とするともないでなければ、夫れは事輕微にして定例のあるもの限り、苟くも一身上の浮沈に拘はるが如き、其他有形無形に利害關係の大なるものに至つては、必ず所長親ら直接に之れに當るを至當とする。

これについて想ひ起すことは、先年警察監獄の改善を期して我が政府は、獨逸より其の向の教師を備ひ入れ、

學校を起し、専ら獨逸流の主義方針に倣ひ、我國の當該官吏を教養せしむる所あつた、これがために如何に長足の進歩を見るに至りしかは、我國の刑政史に特筆大書すべきものがあらん、其の際に最も嚴密に教へたる一點は、警察又は監獄の長たるものが、皆尸衆や又は收容者に直接することをせずして、何事も先づ部下の職員をして之れに直接せしめ、自身は奥深く納まりこんで、悉く中間機關を通して間接に其の對象物相互の交渉をなすのが、抑々不心得の第一なりとして此の慣例を然革め、先づ自ら其の先頭に立ち、例へば相接觸する所の受付の場所に其の位置を定め、椅子に倚りて自ら受付をなすと云ふ風にし、而して受付たる所の用務を部下の各掛目に分附し下知し、夫々の處置を執らしめることにしたのであつた。彼獨逸教師の言ふ所に因れば、斯くして意思互ひに疏通し、機敏に用事を辨じ得るのであつて、其の責任についても始めて明かになるのであると、如何にも道理ある論法で、一時之れがために一新生面を警察監獄の執務上に開かしたのである。所が、所變れば品變る、我國に於ては風俗習慣の異なる所、全然獨逸流に則り難き所も證明されたので、爾來又々撻りが戻りつゝ、今日に到つた次第である。が形容は全く舊態に復したかのや

うに見えるが、乍併責任の所在を明かにした點に於ては無形的に大なる寄與を受けたることを承認せざるを得ない。



如何なる場合にも、全體の責任者としては刑務所長たる者、皆之れを負はねばならぬ。勿論内輪の部分責任者としては夫々願つ可きものあるにはあるが、總括的大責任者としては、内輪の部分責任を以て云爲するものではない。故に獨逸教師の教へを俟たずして自ら之れに當る可き覺悟は今日毫も之を怪しむものはない。されど中間機關を通して責任のある所を竭すに至つては、必ずしも獨逸流に限る譯のものでない、只其の精神に於て阻隔なく相通するならば敢へて其の方法の如きは深く論ずるに足らないのである、そは云ふものゝ、中間機關を通ずることについては頗る弊害を伴ふのが事實であることを如何ともする能はぬ、此の點は頗る慎戒を要する故に、若し少しにても訓練の用意を缺くに於ては、忽ち其の弊害に妨げられる。要は中間機關が悉く自家の手足の如く自由に動くものでなければ、責任者の任務を果たし難きは見易き所である。由來東洋人の氣風として使用人と被使用

人との區別を辨へせず、動もすれば被使用人であり乍ら之れを快しとせず、殆んど使用人と同格に自任するの傾きを免れぬ。而も之れを偉しとするの氣風が西洋人などに比べて濃厚である。勿論一概には云へぬけれども、固く分限を守ることには於て缺くる所あるは聊か遺憾なきを得ぬ。即ち是等の風をなせる缺點が、矢張刑務執行上責任遂行の妨げとなる傾きがないでもない。平たく申すならば、下役のものが上官氣取りで、俺がの自尊權が濫用され易くして其處に既に上下の阻隔が始まり、意思の疏通せざる結果、全責任をば果たし得られなくなる。人各々、らしくすることを忘れずして、上官は上官らしく、下官は下官らしく、其の態度を守るならば、始めて一心同體に中樞神經によつて總てが支配せられ、其處に一定の精神意志が行はれる筈である。茲に於て中間機關を用ゐるに便利多きこと勿論ではあるが、夫れと同時に弊害あること又斯くの如しであるから、職員訓練は一日も之れを忽にすることが出来ぬ。然に事務多忙の故を以て此の訓練の一事が、殆んど閑却せられてあるが如きは何たる不始末であらうか、此の重要な事務を事務と認めずして、他の仕事のみを事務と認むるに至つては、沙汰の限りと云はんか、他に云ひ様がない。(未完)

プラーグの國際刑務委員會

大塚 郷 二

一九二八年五月三十日から六月三日にわたつてプラーグに開催せられた國際刑務委員會 *Commission pénitentiaire internationale* についで簡単に記事を作つておかう。

この會議は一九三〇年におなじくプラーグで開かれるべき第十回國際刑務會議に對する準備委員であつて、其の主たる任務は會議の議題を定める事にあつた。わが國からは司法書記官正木亮君が委員として出席せられた。*

(一) その議事 *Procès-Verbaux des Séances de la Commission internationale, Session de Prague, mai-juin 1928* として公にせられた。

決定せられた議題は次の如し。

第一部 立法

第一問 (a) 保安處分が漸次一般的に認められつゝある

に鑑み、さて如何なるものが最も適當なるべきか。又如何にそれ等を分類し且系統立てるべきか。

(b) 執行猶豫がそれにつき認められ得べきか。

第二問 刑法の基本原則を統一する事は望まじきことなりや、それは如何なる程度において、又如何なる方法によりて。

第三問 自由刑 *(*)* につきそれに種々の種類を認めることを廢し、之に代ふるに單一刑をもつてすべきか。

若し然りとせられるならば、この單一刑を如何に組織すべきか。農園刑務所、一定の場所における拘禁を伴ふ非農園刑務所及び混合刑務所か。刑務所を犯罪の程度又は受刑者の適格 *(aptitude)* によつて特別化 *(spécialisation)* すべきか、等。 *(**)*

(一) 原文は自由刑の語には *de quelque durée* と云ふ形

式調が増加されてゐる。懲罰を補償的な意味はなものと稱する。この議題の趣旨は、諸國の自由刑に付、少くとも名稱上種々の區別が認められてゐるし、又實質上の問題としても定役刑と非定役刑との區別があるが、かやうな傳統的な區別は之を排斥すべきでないかといふに存するのである。

第二部 行政

第一問 受刑者の改善 *(relèvement et reclassement)* と

いふ既に適用せられてゐる思想を基礎として考へ、現行法の範圍内において刑の執行に關する規則を定むるものとせば如何に之を定むべきか。其目的は、特に次の方法によつて之を達し得べきにあらざるか。

(a) 刑の執行に對して私人の協力を得ること。

(b) 受刑者に課せらるる作業の選擇を適當にし且その作業に對して報酬を與へること。

(c) 慰安 *(recreation)* の方法を許すこと。この方法は其の性質教育的にして刑の性質に影響なきものたるべし。 *(**)*

第二問 職務所における行政吏員及び看護吏員に對し施すべき科學的職業教育を如何に組織すべきか。

吏員任用の結果を最も良好ならしむるが爲めには、吏員に對して如何なる保證を要求すべきか。又、如何なる利益を供與すべきか。

第三問 近世の刑務組織において、雜居拘禁の外に、獨居拘禁は、如何なる程度において又如何なる仕方において之を實行すべきか。

(*) その例として、シネマ、ラジオ、音樂及び體操が擧げられた。

第三部 豫防

第一問 正義と社會一般との爲めに、人の前歴 *(antécédents)* を知ることの必要と、復権及び免囚に對し出獄後誠實に生業を営ましむるが爲めに爲さるる努力との調和は、如何にして之を爲すことを得るか。

第二問 執行猶豫及び假出獄の適用において今日までに得られたる結果如何。

此等の制度及びその作用に對し、制度を更に有效ならしむる爲めに改正を加ふべきものとせば如何なる改正を爲すべきか。

受刑者が規定上の要件を全うしたる場合において法律上定められたる最短の期間後に假出獄を許さるべきことの保證を受刑者に與ふべき組織は如何なるべきか。免囚又は假出獄を許されたる者の保護を、一國より他國にわたりて組織することは、如何なる方法において之を爲し得べきであるか。

第三問 犯罪状況 (criminalite) の變化を考察し其原因を調査するにつき、國際的協力を爲すことは可能なりや、その要件如何。

第四部 少年問題

第一問 少年裁判所は如何に組織せらるべきか。其の補助機關は如何に組織せらるべきか。

第二問 青年犯罪人 (刑法上成年なるも民法上未成年たる者) を或施設 (institution) 又は或特別區劃 (quartier special) に送致するの權限を普通裁判所に認むることは希望すべきことなりや。

然りとせば、その場合に採るべき規律の最善の形式は教育的なるべきか鎮壓的なるべきか。
第三問 未成年者が裁判の執行に付せらるゝ間に、勞銀、賞與又は其の他の名義にて給與せられたる金錢に

ついでに監督、管理、使用は如何に組織立てらるべきか。
裁判費用はこの金錢より支拂はるべきものなりや。

(*) ロンドンの第九回會議においては第四部が認められなかつた。しかし、從來久しく少年問題に關して特別な一部が認められてゐたので、いま又もとの如くにされたわけである。
國際刑務委員會がその小委員をして調査せしめつゝある問題の調査經過について報告があつた。その問題の第一は、犯人引渡しに關する模範條約案の作成である。第二は國際統計の作成である。第三は諸國の監獄組織の概観である。いづれもまだ完成してゐない。

受刑者取扱に關する規定が討議された。イギリスの委員ワラー氏の作成にかゝる案について意見が交換されたが、案は秘密にされてゐる。これは、別にロンドンの Howard League for Penal Reform が國際聯盟に對して受刑者の權利の保障に關する事項を問題として提出してゐるので、それと刑務委員會との關係が錯綜することになつたのである。とにかく、この問題の趣旨は、受刑者も亦人として保護されねばならぬので、その權利の保障を明かにしようといふのである。
特に問題とされたのは、この刑務委員會の名稱變更に

關する動議のあつたことである。この委員會は、今日では、單に監獄問題を取扱ふに止まらず、廣く刑法一般について討議研究を重ねることにしてゐるのである。それで、委員會の仕事のかやうな狀況を明かにする爲めに名稱を變更しやうといふのである。これは豫定の議題になつてゐなかつたので、緊急動議が八名の委員——わが正木委員もその一人——から提出されたのであつた。討議の結果、小委員會が組織され、一九三〇年の總會までに名稱を選定して、之をその總會の議に付することになつた。

委員會に諸國の監獄を監視せしめるの權限を與ふべき提案があつたが、さし當り種々の點から實行困難なのでそれは採用されなかつた。

他の學會との關係について報告があつた。第一は、國際刑務協會と國際刑事學協會との間の調停である。この委員會の幹部は、ロンドン會議の際にも、ブリュクセルの第一回刑法會議の際にもその調停に努力したのであるが、いままなほその効果を見ない。第二はハーワード・リグが監獄改良、少年保護及び刑法の改正に關して國際委員會を組織せむことを提唱してゐることである。しかし、かやうなことはこの委員會の使命であるので、それ

は二重な仕事になるのである。第三は刑法統一に關する國際的インスチテュートがヴァルソヴィーに設けられやうとしてゐることである。このインスチテュードとは國際刑法協會の運動から來てゐることであるし、その設立もたしかでないから、この委員會としては關係しないことにされた。

最後に附記しておきたい。この委員會の常設事務所がいよいよベルンに開設されたことの報告があつた。書記長シモン・ファン・グラー教授 Simon van der Aa はグローニンゲン大學の教職から離れて専らこの事務所の事に當られることになつたのである。

大禮 京都大博覽會への出品と其反響

刑務所製作品審査の内幕

小山 博

東京の大禮記念博覽會に引續き、御大典を記念する京都市は百七十萬圓の豫算を以て、岡崎公園四萬五千坪を東會場に元刑務所跡二萬五千坪を西會場とし、更に博物館敷地二萬三千坪を以て南會場と定め、九月二十日より十二月二十五日迄約壹百日間、京都市主催の元に近年稀に見る大博覽會を開催せしに對し、本省は此の機を利用し廣く刑務所製作品の眞價を、一般社會の公平なる判定に委せ損色なきや否、又一面には刑務作業の普及と紹介とに資する目的を以て、各刑務所をして出品方を京都刑務所に委託する通牒を發せらる、同時に不肖は京都在勤の故を以て其一切に干與する事となる。先づ其企画、設計に當りて、比較的大規模の刑務所特設館の理想を實現せんと上

申せしが、豫算の關係にて小規模なる東京博覽會に於ける程度に、然も之れ以下の豫算にて實施せざる可からざる事と決するや、極力經費の節減、之れに當る決心ななし同時に所謂博覽會風の俗惡なる舊踏を打破し、官廳としての威嚴を傷つけぬ程度の陳列裝飾法を以て、設計を爲す而して此の意味に於て、陳列場所として第一等の所を取らざる可からざる、然も其料金は最低ならざる可からざるデレンマに先づ遭遇せり、初め博覽會より指定されたる第一本館を見るに、場所も面白からず然も稍暗き感あるを以て、再三交渉の結果最良の場所を使用する承諾を得、遂に第三本館(元刑務所跡四百坪の中)の第一位の土間十坪(實測十二坪半)之れと引續きたる場所に陳列

細五小間とを(略半額の料金にて)契約せし、八月二十五日より一切日替の元に、建築職員の援助と保護會よりの大工技術者とを聘して、二十餘日にして、本建築其儘なる和洋各二室及庭園等竣工す。

一方各刑務所より集まれる出品は八月末日迄に陸續山科に集り、出品せる作品豫期以上に多數に上り、僅かに十數坪の敷地に到底列べ得可くもあらず。石工品の如きは七噸貨車にて送付し來る程にて、陳列不能なるを以て更に當事者と交渉の上、會場内貴賓室庭園(史蹟日月の池)の場中第一の場所數十坪を一坪の料金にて借使用の交渉整ひ、好適所に陳列するを得たり、而して其庭園を取り入れて配列よく風致を添え、貴賓室よりも又一般觀衆よりも其何れにも完全に之れが觀賞を自由ならしむる様配列せり、斯く館外の出品物に對しては十分の敷地を有すれ共、館内出品場所前述の如く比較的小坪數にして、然も出品申込點數非常に多數にて其送付せる品目を見るに到底其全部を陳列する事不可能の状態に立到れり、而して其集來せる製作品を見る

に何れも丹誠を込めし結果にや、秀逸の品多く何れを取捨せんか逡巡する程度にして、眞に其優劣を定むるに獨り京都の職員のみにより決し兼ねる程度なりき。此處に於てか幸ひ九月八日局長、博覽會準備視察の爲め入浴せるを機とし急ぎ附近刑務所長(大阪、神戸、奈良、繕所)及作業技師(主に木工専門)關、原、小川、山ノ内の各技師之れに尙博覽會に製作工業部(第七部)審査部長と内定ある元京都商品陳列所長丹羽圭介氏を特に勞し、刑務所を離れ最も公平なる立場と、實社會殊に博覽會出品としての眞價を問ひ忌憚なき個々に對する批評と注意を傾聴しつゝ、嚴選なる鑑別を開始さる。同氏は主として各個に付き一々其欠點と特長とを指適し局長と合議の上其取捨を定められ、筆者は進行係となりて其決定せる合格品には青札、不合格品には赤札、未定の物には白札を附して全體及落を定む。場所との關係上其陳列場容積に開隙を生したる場合に白札より之れを補充する事に決す。丹羽氏の社會的の見解を以てせば其大部分は出品差支なき程度とし、且現在刑務所に

於てかゝる美事なる製品を出せるに一驚を喫したる状態なり、たゞ其批評の内最も適切を感じたる五六を挙げ讀者の参考に供せば次の如し。

第一、家具の殆ど大部分の金具(把手、引手の類)が出来合品ののみ用ゐ、調和を欠ける點、

第二、材料(素品)の選擇面白からざる點あり、例へばガラスの如きに不調和の結晶ガラスを無暗に用ゐ、反つて勞して功なき風あり、又板の厚味等も無用の個所に厚く有要の場所に薄き等の欠點あり。

第三、不必要なる所に下らぬ努力を費し、之れが爲め反つて全體の統一を欠き、不調和を來せり。

第四、彫刻概して惡しく殊に家具に用ゐたる彫刻に出来合の物を利用せる等、今後注意す可き點なり。

第五、型が舊式のもの多く、今少し漸新にして且つ圖案のなるを要する物あり

第六、玩具類の作業は刑務所作業として、極めて手に入り安く又指導し易き仕事ゆへ、今後此の方面に力を盡さればよき結

果を得らると信ず

以上は其概評の主なるものを掲げしに止まれ共、事實各個々に就て懇切なる注意と批評を試みられ、大いに裨益する處多かりき。而して全部約貳百點を三時間にて鑑別し其全數の五分の三を合格とし残り五分の二を未定、落選は僅かに五分の一に過ぎざりき、但し合格せるセットの中場所の關係上其一部を出品する事を立會諸氏に計り其同意を得、之れにて出品豫選を終了し後記念撮寫を一同となしたる上、夕刻より刑務協會長の招待として、東山の一角今京を伏魔し座して京見物の出來侍る都ホテルに晚餐を共にせり。席上來賓を代表して丹羽白頭翁徐に立ち、其日の鑑別の感想として刑務所製作品が社會的眞價を發揮して損色なき事を激賞し、如斯製作品なれば博覽會に出しても決して人後に落ちずと裏書し、更に附言して今日局長が一々鑑別された觀識眼の豊富なるには實に一驚を喫せり、技術者出に非らざる行政官として今日の如き見識ある批評眼を具備せる局長は恐らく他に非らざる可く、其局長を載ける刑務作業の今

後は益々發展せらるゝ事を喜ぶと結び。一
同歡を盡して午後九時散會す。

以上の如く鑑別終りたる物品の内先づ青
札の分より前述の陳列場に般入陳列せる
處、尙餘格あるを以て更に白札(未定)の
分をも陳列し可成場所を節約して、日本家
具は和室に、洋家具は洋室に配置よく不自
然ならざる程度に陳列し、尙相當陳列場所
を得たるを以て、集鴨より到着(遅れて)の
長火鉢、京都にて製作中の桐大火鉢、新式
鏡臺とを合せ九月十九日終夜迄に陳列全
終りたり、二十日開場後一般の裝飾、陳列
と比較するに其多くは相當の費用を投じつ
ゝも、毒々しく拙劣なる裝飾に對して、刑
務所製作品陳列場は威嚴と眞面目さを失は
ず然も高尚なる色彩と、優美なる陳列とに
より觀覽者の注目をひき一段と異彩を放て
り、従つて裝飾業者間にも當事者間にも
好評を耳にせり、又製品に對する一般の
批評を目撃するに、殆ど皆刑務所に於て斯
る美事たる製品が出来得るに一驚を喫し居
ると。専門家が一々抽引し等を閉閉し其堅
實なる製作振りを激賞せると、異口同音に

賣價の低廉なるを頌へ、従つて賣約陸續と
して殺倒し、二名の女看護人を援けつゝ
其契約に應ぜり。其數ある内特筆す可き
は神戸出品の食堂セット全部は、帝展及博
覽會審査員日本畫の大家堂本印景氏が賣約
せられたると、博覽會審査部長帝大工科大
學教授金子直博士が、大阪出品の應接用椅
子を契約されたる如き知名の士より、商賣
人としては市役所御用商人仲某氏が、彫刻、
石工品等多く契約されたる如き、又或る人
の如きは御大典に際して高官を自宅に宿を
する故同一の品を十一月迄に賣約したしと
申込める人等あり、之れ等は直接其出品刑
務所に問合せを乞ふ事とせり、又賣約済の
出品物に對しても同様其刑務所へ申込まる
事を揭示す、斯くて玩具の如きは賣約開始
を同時に全部、商人筋の買占となり目星し
き物は數日を出でざるに殆んど賣約済とな
り、何れの場所を見るも當所の如く片端よ
り赤札(賣約済の)を景氣よく張られたるは
恐らく、全會場中に無き盛況を示せり、殊
に高價の物品にして出品早々に賣約され寧
一驚を喫したるは、福開出品の一正壹百四

十圓の久留米絹緋と、京都出品の經四尺の
桐探大火鉢が賣價貳百八十圓にて京都一流
の料理店丹榮本店に賣約せられし如きは、
如何に世の不景氣を嘆つ一面に於て皮肉の
感なきに非らず。
要するに近來刑務所製品が一般に最も低
廉なると又堅實なるとを認められし賜と云
はざる可からざるなり。
今後に於て此の得がたき二大聲價を落す
事なく更に進むで、形の上に於ても意匠的
努力を加味され刑務所製品の上に新らしみ
を加ふると同時に、製作期日の正確をモツ
トとして刑務作業の上に改弊するを得
ば、何處に出ずるとするも損色なき程度に
至るゝ信ず。
* * * * *
扱て審査の内幕及び其結果を詳述せんに
次の如し
刑務所作業製品が近來品評會に博覽會に
一般社會製品と、比較し公平なる判定のも
に其斷案を下さるゝ機會を得ると同時に其
都度長足の進歩を示す、眞に喜ぶ可き現象
なり、而して其判定の結果が極めて良好に

して既に東京大博覽會に於ては、集鴨、
小菅、金澤、沖繩、の四刑務所有功賞牌を
以て報ひられ、
今又京都に於ては左の多數の賞を授與せ
られたる事は誠に刑務界の爲めに萬丈の氣
を吐けりと云はざる可からざるなり、其授
賞を記せば左の如し。

- 金牌 (陳列裝飾) 京都刑務所
- 同 (靴) 大阪刑務所
- 銀牌 (靴) 京都刑務所
- 同 (靴) 名古屋刑務所
- 同 (鏡臺) 京都刑務所
- 同 (食堂家具セット) 神戸刑務所
- 同 (應接家具セット) 名古屋刑務所
- 銅牌 (彫刻) 三池刑務所
- 同 (食堂家具) 廣島刑務所
- 同 (長火鉢) 集鴨刑務所
- 同 (紫檀長火鉢) 岡山刑務所
- 同 (紫檀茶棚) 長崎刑務所
- 同 (盆) 金澤刑務所
- 同 (重箱) 三池刑務所
- 同 (膳) 沖繩刑務所
- 同 (螺鈿丸盆) 西大門刑務所

褒状 (提籠莖草) 公州刑務所

- 同 (玩具) 前橋刑務所
 - 同 (玩具) 大阪刑務所
 - 同 (彫刻) 福岡刑務所
 - 同 (藍胎製機) 三池刑務所
 - 同 (銅壺) 集鴨刑務所
 - 同 (洋杖) 金泉少年刑務所
 - 同 (アルミ爐) 西大門刑務所
 - 同 (洋杖) 清津刑務所
 - 同 (唐木細工白檀硯箱) 京城刑務所
 - 同 (提籠) 平壤刑務所
- 以上の外に一時擬賞に預りながら、不遇
に終りし物、又は之れ以上の賞を擬せられ
ながら其榮冠に浴せざりし事實あり、幸ひ
今回不肖が本省の了解の元に、京都市より
第七部(製作工業)及び第十四部(建築物
及材料洋家具)の兩部の審査員を囑託せら
れし關係上直接審査に關與せしを以て、刑
政紙上を限り其内情を腹藏なく記載して今
後の参考に資せんとす。
今回審査請求せる出品人員總數は貳萬九
百三十名にして、其點數は六萬を突破せり
而して其内受賞人員は七千五百〇七名之れ

を更に細別せば次の如し。

| 賞種類 | 合計 | 一般出品 | 優良 | 陳列 |
|-------|--------|--------|------|-----|
| 名譽大賞牌 | 五五名 | 八名 | 四七名 | 之レナ |
| 名譽賞牌 | 二八名 | 四三名 | 七六名 | 附與セ |
| 金牌 | 五七九名 | 三四二名 | 三九名 | 一八名 |
| 銀牌 | 一、六三名 | 一、〇九〇名 | 四八八名 | 二四名 |
| 銅牌 | 二、四九三名 | 一、八八八名 | 五七八名 | 二六名 |
| 褒状 | 二、七三名 | 二、一三名 | 六〇九名 | 三名 |

全般的受賞に就ては其初め審査總會に於
ては、商工省よりの達示として全數の三割
以上の受賞を越へざる方針を以て審査され
たしとの事なり。而して其總會に於ける審
査規程の内主要する條項を示せば次の如
し。(審査規程抜翠)
第三條 審査は同一出品物に付三人以上各
別に之を爲す可し
第四條 審査員は其の審査したる出品物に
對し評點を附す可し
出品人が二以上の同種出品を爲したる場
合に於ける評點は其の最も優秀と認むる

ものに對して之を附す可し
 評點は百點を以て最高とす
 第十條 褒賞は左の區分に依るものとす
 名譽大賞牌 優國產名譽賞牌
 名譽賞牌 優國產名譽賞牌
 但し以上は出品物中特に卓越優秀なるものにして他の模範となる可きもの
 金牌 優國產金牌 九〇點以上
 銀牌 同前 銀牌 八〇點以上
 銅牌 同前 銅牌 七〇點以上
 褒狀 同前 五〇點以上
 外に審査内規十一ヶ條あれども略す
 而して囑託せられし審査員の職業別を見るに、京大教授及官公廳技師等の少數、市會議員の多數、同業組合長等にして相當權威ある額振れなりき。各員分擔定まると同時に審査日割を定め、事務局員の案内に連れて東、西會場に就き臺帳と現品と突合せの上、各類別毎に數名の擔任審査員にて各自採點をなしつゝ一巡するに各類毎に數日を要せり。凡て採點終ると同時に各擔任審査員合議に移り、即ち各自採點せる點數を記點票に記入したる後其平均點數を算出し終つて其順位を定めたる上、愈々擬賞に就き左の諸項に従て協賛す。

- 一、同一出品者に對しては其内の何れを最高と定むるや
 - 二、本博覽會出品物以外の普通の製品に就き社會的一般價值如何
 - 三、製産の多寡及び其製造工場の程度如何
 - 四、博覽會を離れて一般の製品と比較して損色なきや否
 - 五、社會が認むる其製品の價值と其品位
 - 六、價格の高低
- 但し低廉なる物は果して幾個も同價格を以て注文に應ずるや否
- 以上の六項を參照して合議を爲す就中同業組合長の意見を尊重すれ共、勢ひ我田引水に流るゝ場合は官僚系の我々の意見の公平なる處に歸着し、結局萬人が認めて公平也と確心を存する迄數日を閉して擬賞を終り、其部長 提出したるものを更に部長會議に於て合議したる上、其可否に就き再び

| 出品入選別務所名 | 代表的製品 | 審査會平均點 | 審査會擬賞 | 部長會議擬賞 | 發表賞牌 |
|----------|--------|--------|-------|--------|------|
| 京都刑務所 | 鏡 臺 | 八九 | 銀 | 銀 | 銀 |
| 神戸同 | 眞常用セット | 八八 | 同 | 同 | 同 |
| 名古屋同 | 應接用セット | 八七 | 同 | 同 | 同 |
| 三池同 | 彫刻達磨 | 八五 | 同 | 同 | 同 |

審査員會を調催し、部長會議に於ける意向を示し審査員の腹藏なき意見を部長に於て聽取したるを更に部長會議に於て慎重審議約一週間に涉りて、始めて受賞決定を見たる次第なり。

刑務所製作品に就ては筆者は刑務所製品に關する採點を退したるも、審査合議會席上に於ては參考として刑務所製品に關して其工場設備と、刑務所内に於ての品位、定評、能率等の實際に就て參酌の必要あり、筆者の意見を求めたるを以て各出品刑務所の製品の特長と其品位等を詳しく説明し、且つ公平なる立場より見、其擬賞の順位併びに優劣を論じ、其擬賞の不適當と認めたる物は之を改訂し可く盡力したり。

今我が刑務所製作品中木工品に就て審査會及び部長會議に於て決定せし採點及び擬賞次の如し。

| | | | | | |
|------|--------|----|---|----|----|
| 廣島同 | 食食用セット | 七九 | 銅 | 銅 | 銅 |
| 長崎同 | 紫檀茶棚 | 七九 | 同 | 同 | 同 |
| 巢鴨同 | 長火鉢 | 七七 | 同 | 同 | 同 |
| 岡山同 | 紫檀長火鉢 | 七五 | 同 | 同 | 同 |
| 金澤同 | 塗 盆 | 七五 | 同 | 同 | 同 |
| 三池同 | 塗物重箱 | 七五 | 同 | 同 | 同 |
| 沖繩同 | 會席膳 | 七五 | 同 | 同 | 同 |
| 西大門同 | 螺鈿丸盆 | 七二 | 同 | 同 | 同 |
| 前橋同 | 玩具シソー | 七〇 | 同 | 褒 | 同 |
| 大阪同 | 應接セット | 七〇 | 同 | 同 | 同 |
| 大阪同 | 玩 具 | 七〇 | 同 | 同 | 同 |
| 福岡同 | 彫 刻 | 七〇 | 同 | 同 | 同 |
| 三池同 | 藍胎製机 | 六九 | 褒 | 同 | 同 |
| 京城同 | 白柱硯箱 | 六七 | 同 | 同 | 同 |
| 熊本同 | 紫檀花臺 | 六五 | 同 | ナシ | ナシ |
| 福岡同 | 同 | 六五 | 同 | 同 | 同 |
| 長野同 | 玩 具 | 六〇 | 同 | 同 | 同 |

以上の如く審査會に於ては事實(木工として)大阪、前橋、福岡は銅牌に、熊本、福岡、長野は褒狀として推薦し置きたる也、各審査會に於ける擬賞の率比較的多數となり、全審査請求品に對する七割強を算するに至り、商工省の指示三割に該當せざるを以て、更に同省と交渉の結果漸く四割迄を認むる事となり、従つて其七分の三は勢ひ取捨せざる可からざるの不得已状態に立至れり。而して此の取捨の方法を如何にす可きかの問題に撞着せり、此處に刑務所官廳の全部に對する審査を附せずと云ふ、根本的危機に遭遇せり即ち博覽會規程に左の如き條文有を楯に之を除外し、一般民間出品者の授賞に振當てん爲め官廳の分を除去らんとせる説、當事者間に有力となれり、(博覽會規則抜萃)

第三十條 出品物は之を審査す、但し左の各號の一に該當せるものは此の限りに非らず

二 官公署又は學校に於て出品したるもの

然して官廳、學校の審査を請求せる者の

内、他は凡て以上の現程を諒とし、其旨に服従し審査を辭退せりとて事務次長より、司法省代理として當所に嚴談あり、時恰も局長御大典盛儀御参列の爲め京都に滞留せられし際（司法省も京都地方裁判所内出張中）とて其處置に就き直接其内意を承りたるに、既に東京博覽會に於ては審査を受け居る事實もあらば、強固に交渉せよとの事にて其旨を含み數回に涉りて嚴談を試み殊に昭和三年六月二日附を以て審査並びに賣約共希望の旨の願書提出せるに對し同年六月五日附を以て會長の名に於て承認の通牒を受けせる公文書を提出し、交渉の結果遂に會長の決裁を仰ぎ當方の申出通り審査を受け且つ授賞に浴する事に決したり。斯く一面交渉中に際しても部長の了解を求め刑務所に限り其審議を繼續し在りたるが、部長會議中其所屬部長親しく筆者を招き左の交渉を受けたり。

部長「刑務所製作品は一般的工業製品と認むる能はざるが故に一等宛底下せしめんと議あるが異議なきや」
筆者「何故に刑務所製作品なる爲めに底下の必要あるや」
部長「刑務所作業は一般的工業と認むる能はず、博覽會は一般製作者若しくは販賣業者の製造、進歩、發達、販路價格等を參照して授賞せしむる爲め、此の條件より見れば社會製品より一等宛下げる必要有」
筆者「今日にては往時と異り刑務作業も一般社會化し既に技師、技手等相當技術者を聘して改良し、工場の如きも秩序的に多量製産を目標として進みつゝ有り、各地刑務所内には相當大工場を持し、諸官廳、公署、會社、個人等の希望に應じ多量に製出する状態なれば、社會一般の工場と其製作、進歩、發達、等には何等異なる點なき故、刑務所製作品に限り一等宛の底下なれば異存あり、殊に今回司法省が相當豫算を支出して博覽會に出品せしめたるは、實際社會の製作品と公平なる批判の元に立ちて損色なきや否を見ると同時に、社會に對しても其眞價を知らしむる必要上より、審査を請求したる次第なるを以て、其擬賞に就ても此の意の在る處を諒とせられ、刑務所製作品なるが爲めの等級底下なれば大反對なり」
と極力其了解を求め漸くにして前表に載

す如き程度に之れを喰ひ止めるを得たり。之れが爲め特に第拾四部長武田伍一博士（京大勅任教授）の如きは、刑務所作業に就き非常に興味と期待とを持たれ、京都刑務所に其作業状態を視察せられたる結果、想像せる以上に整頓と進歩とを認められ讃辭を呈せられたり。如斯幾多の經過により審査も十一月末日終了し十二月九日に至りて其發表を見るに至れり、而して其前記の結果を見れば、内地刑務所二十一ヶ所が其十ヶ所の入賞と更に其授賞個數を見れば二十個（朝鮮を合せば二十七個）の授賞を得たるは全く異數と云はざる可からざるなり。之れ全く最近各刑務所とも作業の指導と訓練が見る可き者有るを立證する處のものにして、對社會的の比較對照も決して人後に落ちざる事公平なる批判により明かなる處となれり、此の機に處て所謂「勝て兜の緒をメよ」との古諺も有る事として一層の緊張味を持し益々刑務所作業の眞價を獨り博覽會品評會に於ける出品物に限られず、當時其信用と眞價とを落す事なく、否寧ろより以上の聲價を高めん事を期して息まざる次第なり。
（昭和四年一月記）

自信ある新學說 權威ある新制度

日本の學者には受賞をするものが多いと云はれる、原書を翻譯してそのまゝノートを造る、つまり取次をするだけであると云ふのだ。

ロンプロゾーは「犯罪人」の肉体的骨相學的研究を積んで「犯罪人型」と云ふものをデツチ上げた。生來性犯罪人！犯罪人は生れながらにして頭が變なのだ、異常體質に生れて來てゐるのだと云ふ説が彼の主張である。と耳の早い日本の學者はソレとばかりにこの説をうけ賣りした。そこで何も知らない連中は、なるほどロンプロゾーと云ふ男はエライ奴だ、受刑者の頭蓋骨をいじくつたりしてちやんと立派なセロリーを立てた。い

や全く生れながらにして犯人であつて焼き直さねば曲事がやまぬ手合もある、この説には間違はないと感心した。
ところがフェリーと云ふ先生があらはれて、ロンプロゾーの云ふこともまるで嘘ではないが、犯罪の原因には、そればかりでなく社會的原因環境と云ふものが、なか／＼與つて力がある。本人は性來いゝ人間であつたのだが、その境遇が悪かつたために、遂にあんな大それたことをするに至つたのである。

とソレとばかりに日本のプロフェッサーは「しかるに今やフェリー博士出でて、ロンプロゾーの説を覆し

いはゆる刑事新學說を唱道するに至る、フェリー氏は曰く「なんてことを講壇の上から、ノートを片手に學生に對して聲高らかに筆記させる。そこで人々はこれを聞き傳へて、再びなるほどさうだ、ロンプロゾーの説も當つてゐるやうだが、フェリーの説は一段と進歩してゐる、先天的原因と社會的原因が交錯するとこゝろに現代の犯罪者は生れて來るのである。こりや確かにフェリーの方が新しいよと感服して了ふ。

さあさうなると、今度は學者の方でまた何か新物を出さねばならぬ、余りに早く感心されるのもよし悪しなものだ。

最近アメリカで、兵卒の知能と受刑者の知能の比較考査をやつて見た男がある、その先生の研究の結果は從來から唱へられ、否さう信じられ

てみたところの「犯罪者は心身いづれの點から觀ても低劣なものである」と云ふ説を根底からグラつかせてしまつたのである。

すなはち兵卒の知能よりは、受刑者の知能の方が、調査の結果ずっと上等であつたのだ。この調査については兵隊になる連中の教育程度と刑務所へ入つて来る者の教育程度がさう違つてはゐないと思ふ。がかうなつて来ると「馬鹿ぢや泥棒は出来な」と云ふ結論を導いて来ることになるのだが、こりやどうもさうらしいやうにも思へる。米國の犯罪事情をちよつと考へると、なるほど、法網をくぐるほどの男だもの、馬鹿でないのにきまつてゐると思はれるが、しかし日本だつてこの調査の示すことが當つてゐるやうに考へるのは誤りだらうか。

とにか、云ひたいことはかうだ、ロンプロゾーの説がほんとうであつても、それはイタリーのあの當時の受刑者をしらべての話で、これを日本人について調べたらどんなことになるかわかつたものでない、殊に今日のわが收容者の上に研究を遂げたらどうなることかわかつたものでない。

日本の學者はすぐ受賣りはして呉れるが、それはほんとうの受賣りで保証の限りにあらざるものである。たゞ品物に悪からう筈はないと思ふだけのことである。いや、だつて、わが國の犯罪學者の中には實際に刑務所に行つて統計をとつて見た人もある、そしてやはりロンプロゾーの説の通りかうだと説いてゐるではないか。と云はれても、第一その實際研究そのものが、根本的にロンプロゾー

の説をまるでおみき婆さんのお筆先見たいに金科玉條としてそのまま信じ、たゞそれに當てはまるやうに調査しただけのこと、後から結論を出さず、先に結論を出しておいてこれを説明するために、なるべくあてはまるやうな事例を並べるだけのものである。

行刑制度の改善にしても、彼方でこんなことをやつてゐる、一つ我國でもと云ふ風で、外國種の脚本によつて芝居を演出するやうなことは、ほんとうの發達は出来やう筈がない。外國へ行つた人の話は、決して世界にひけをとらぬ我國の行刑制度や刑事學の上に、一つほんとうのものが出来上ることを期待してやまぬ。(虛生)

ニユーヨーク市掃清

—“Cleaning up” New York—

大都市に於ける警察の改革はいつも目覺ましいものであるが、今度有名なワナメーカーのデバートメント・ストアのマネージャーたりしグローバー・ホエレン氏が市長ウオーカー氏によつて新たに市のポリス・コミッショナー(日本の警視總監)に任命せられた日以来、ニユーヨーク市に起りつゝある警察の刷新もこの例にもれず全く目覺ましいもので、全國の新聞紙はホエレン氏のやり口に非常な興味を有つてゐて、市の新聞紙の如きは二週間に互り毎日氏の改革振りを記載したほどである。

ホエレン氏が廳内(Police Headquarters)に行つた改革は疾風迅雷的で殆んど氣息もつかせなかつたのである。先づ幹部に大交迭を行ひ、制度の組織については、從來の中央集權的なるを改めて、氏の所謂「權力を狭くする」(“narrowing” of authority)もので、警察管區を細分するの方針を取つてゐるので

る。市中の警備については新たに六隊の「ストロング・アーム・スクード」(strong arm squad)——武力隊)を編制し、警察官中より射撃に巧みなるものを選抜して之に充てたのである。

就職の日、ホエレン氏は直ちに、この二三年來茸の如く發生してニユーヨークを毒しつゝあつた「スピークイージー」(秘密の酒場)や賭博場其他の風俗を壊亂する娛樂場」に戦を宣して、「夜警のピストルには立派に法律の存してゐる」といふ彼の信念を部下に知らしめたのである。彼は更らに、ルーズベルトが、ポリス・コミッショナーたりし時代にやつてゐたやうに、部下の勤怠を確かめるために微行で市中を巡閱する慣習を復活したのである。この結果、去年の十二月の末には二週目の間に、二回にわたつて數百人の犯罪嫌疑者(ワウチンアップ)の狩り立てを行ふに至つたのである。前任のコミッショナーのワレン氏のやめられた

理由の一つは、已に數ヶ月前にニューヨーク・シティで行はれた大賭博師アーノールド・ロートスタインの殺人事件の犯人が今尚ほ発見されなかつたため、ニューヨーク市のポリス・デパートメントは時代後れで、



新コシツミムナホ・レーン氏

二十年前の犯罪者とは全く異つた型の今日のクリミナルと對抗して行く能力がないといふ攻撃が甚だしいのである。これについて、「ニューヨーク・タイムス」紙の記者の言ふ所を要へば、

づけてしまふのである。昔の悪黨仲間が社會から擯斥されて、共同の敵として戦を宣せられてゐたものであるが、今日は彼等は社會の各階級と入り交つてゐて、公然と政治上の勢力から庇護されてゐて、金もあり頭もあると自ら誇つてゐるのである。今日は、犯罪用語中の新語たる「ラツケツト」の時代なのである。」

ホエーレン氏がその部下を使ふ方法は、ニューヨークの「テレグラム」紙の幹部記者、デオセフ・リリー氏に彼が説明した通り、或る點に於てホード(自動車王)の工場組織に似てゐるのである、無限調帯(cardless belt)の上で一日に數千台のオートモビル(自動車)を製造するホードの方法がホエーレン氏のポリス・デパートメントを處刑して行く理想なのである、とリリー氏は告げ、更らに筆を進めて、
「何人も知る如く、ホードの例のマツス・プロダクション(大量生産)の方法は至極簡單なものである。その要旨は、各人各自代すべき一つの定つた仕事を有つてゐて、その仕事については其人のみが責任を負ふ、といふことなのである。若し其人がやり損じをすれば、

「舊い型の犯人といふとつまらない窃盜か夜盜か、偽造かすりか、恐らくはべてん師位に過ぎなかつたもので、それも普通單獨でやつたもので、たゞ其中で向ふ見すの奴がガン(銃器)を所持してゐたものである。然るに、今日では、犯人は大抵は青年で、ガンを持つてゐるばかりではなく、これを使用するのにも毫も躊躇しないのである。殺人は已に偶發の事件ではなく、一つの職業となつたのである。今日では悪漢共はガン(黨類)——アメリカの名物——を作つて各所を横行し、逃走には自動車を用ひ、麻酔劑で神経を鋼のように硬くしてゐるのである。

犯罪は立派に組織立てられてゐるのである。ガンダスター(ガン)に屬する悪徒といふ奴は、ベイロル(貸金支拂簿)の形で大金をねらうホルドアツブ・マン(強盜)が、保護の名の下につけ届けを強制するゆすりか、酒類の密賣をしたり、敵方のガンダの酒を強奪したり、其他いづれももうけの多い半ダースに余る彼等の通言葉たる「Racket」(商賣の道)を有つてゐるのである。其上に、ガンダ道徳に従つて「ゲームをプレーし」(仕事をし)なかつたものは、他の市からガンマンをひつぱつて來て、そつとかた

その直ぐ上のものがその過を正し、若しこの土役がやり損すれば、またその次の上役が之を正して行かなければならないのであつて、順次に上つて行くので、
「ファクトリー・スーパーインテンドント」(工場監督)即ちポリス・デパートメントでいふ取りも直さずホエーレンの位地

にまで廻つて行くのである。
この意味で受持の管内を巡回するブリニューコート(青版)——ニューヨークの巡察は青いコートを着てゐるので、巡察のことをブリニューコートと云は、動いて行くベルト(調帯)の傍に立つてゐて自分の受持の、
「ファクトリー・スーパーインテンドント」(工場監督)に相當するのである。プレシント・キャプテン(署長)はホードのルーム・ホアマン(職長)である、デブユウテイ・インスペクター(副監督)は職長のボス(頭)で、インスペクター(監督)はファクトリー・ビルデング(工場)のヘッド・ファクトリー・マン(工場長)に相當するのである。
ニューヨークのシティには五つのポロー(區)に分かれてゐるから、ホード流の考案に従ふと五つのファクトリー・ビルデング(工場)があるわけである。この五つの區がそれ／＼デブユウテイ・インスペクター(副監督)によつて支配されてゐるのである。此等の副監

督の長となつてゐるのがチーフ・インスペクター（監督）で、ホード社でいふとデアボーン（ミシガン州）に於ける本社のエキセキューティブ・オブヒサー（重役）に相當するもので、本廳に在つて何時でもコムミツシヨナー（總監）のコール（召し）に應ずる所にゐるのである。このコムミツシヨナーが即ちホードの謂ふ所の「マツス・プロダクション（大量生産）のゼネラル・シユウベリントン（總監）」に當るのである。

以上がホーレン自身の工夫した考案で、氏の曰ふたように、彼の哲理であると同時に彼の手法でもあるのである。

ニューヨークの「ヘラルド・トリビューン」紙によると、ホーレン氏がコムミツシヨナーの職に就いて後、スピークイージャー（秘密の酒場）に對する警察のドライブ（打撃）が初つて以來警察の奮闘に謝し、且つスピークイージャーに對する不平に満ちた手紙が日々日に平均五百通も本廳にやつて来るそうである。同紙は曰ふ、

「この手紙の大部分は、禁酒法實施以來、メチール・アルコールの入つた有毒な酒の爲めに身體も精神も壞はされてしまつた人達の母や妻や娘の手で書かれたもので、一家の稼ぎ人がその週給をスピーク

イージャーでみんな取られてしまうので、其日の食にも困つてゐる家族の窮状を訴へたものなのである。

コムミツシヨナー・ホーレン氏は此等の手紙を讀んで、チーフ・インスペクターのデオ・ン・オブライエ氏に渡しながら警しめて曰つたのである。「かういふ場所は一つ残らずとちめるがよい。自分はこの市を住んでゐて見苦しくない處にしなければならぬのだ」("Get after every one of these places. I want to make this city a decent place in which to live.") o Literary Digest, January 12, 1929

コムミツシヨナー・ホーレンのニューヨークの「クリーニング・アップ」("Cleaning up"——掃清)は非常な人氣を起したと見えて、ロンドンの「タイムズ」紙のニューヨーク通信員は次の如く報じてゐる。

「新總監ホーレン氏の秋霜烈日の如き政策は、氏が眞にニューヨーク市よりガンマン「ガングスター」や其他の常習犯人を一掃するの決心を固めたといふことを、一般市民に深く信ぜしめたのである。其の結果、法規秩序の厲行を職とする凡ての機關は氏に確乎たる協力を與へてゐるのである。ニューヨーク

本會情報

◆表彰

金澤刑務所長よりの申請に基き巧勞者に對し左記の表彰状を送付せり。

表彰状

金澤刑務所看守 田中孫三郎

昭和三年十月三十一日午後七時三十分構内巡警勤務中工場出業懲役受刑者カ工場附屬倉庫格子ヲ破壊シテ外部ニ脱出シ豫テ準備セル繩梯子ヲ以テ外塀ヲ踰越逃走セントスルヲ發見逮捕シ仍テ逃走未遂ニ終ラシメタリ右ハ平素職務ニ忠實ナルニ因ルモノニシテ其巧勞顯著ナリト確認ス茲ニ本會寄附行爲第五條ニ依リ之ヲ表彰ス

昭和四年一月二十五日

會長 名

◆會員推薦

本會基金寄附金中青森支部扱左記二名の寄附者を會則第四條に依り本會賛助會員に推薦せり。

- 金百圓 青森市米町 中村 與 助
- 金百圓 青森市大町 佐々木 彦太郎

The Times Weekly, January 10, 1929.

ク州の各郡の検事長、陪審官及び合衆國政府の禁酒法執行官は悉くニューヨークを「掃清」するホーレン氏の奮闘に加擔してゐるのである。

この掃清運動の如何に急を要するものであるかは、コムミツシヨナーの公にした一九二八年度の殺人犯のレコードを見ても、半ば推察せられるのである。この件数は三百三十七件で、その中二百二十二件について三百六十人が逮捕せられたのであるが、今日までに裁判の確定したのは二十八件である。然し、七十四件は尙ほ逮捕せらるゝに至らないのである。九件はその嫌疑者は自殺したが、三十二人の殺人犯者は本人の身元の知れてゐるにも拘らず、尙ほ逮捕せられないのである。

一月十日の木曜日には市の「武力隊」は五十三軒のスピークイージャーに手入れをして、その凡てに有毒酒を發見したのである。毒物の大部分は木精であつたのである。

は、誤解のない様お断り申して置きます。然かも職業訓練なるものは、同一職業に長く従事する程技能も熟達し、仕事にも趣味を覺へて来るのは今更申す迄ありませんが、彼等は入所以來釋放時迄、終始一貫同一作業を繼續する者は一人も無いのであります。それが段々犯數を重ねるに従つて職業轉換の回數が多くなると云ふ事は前表二表に依つて明かでありまゝです、だから年數の割合には技能も未熟仕事に對する趣味も薄い其は何故？私は彼等が釋放後に於て入所中に習得した、職業に依つて將來の生計を營むと云ふ意志を有して居ない事に起因するのだと思ふのであります。彼等の多くは自惚心が随分強い、私の經驗に依れば「此處に居る間は規則だから止むを得ぬが自分には立派な職業が有るのだからナニニ社會へ出れば何うにでもなる」斯

う云ふ考を持つて居るのが彼等の大部分である故に仕事に對する研究心も執着心も少い謂はゞ出稼根性の働き方であります。縦んば斯る意志と決心とを有つて居る者があるとしても、それが直ちに社會に於て需用のあるものばかりではない假令需用があるとしても彼等が前科者であると云ふ事が何程就職の妨げになるか知れない。人を需めんとする者は先づ其人の技能や經歷を調査するのは社會一般の慣習である、其に對して自己の經歷や技術の習得場所さへも赤裸々に發表出來ぬ様では折角の職業も活用の途がない、斯様な現在の世想の下に於ては彼等に對し折角訓練した職業や技能も放免後に於ては大した助けにはならぬ、此事は前表に依つて累犯者の職業を見ても明かである。刑餘者に對する社會一般の感情は未だ濫いとは申されませんが彼等

が一度過つて刑務所の門を潜るや社會の信用は忽ち失墜する、加ふるに長年月の服役中に家庭は破壊する商賣の地盤は崩れると云ふ様になつて失職する、夫れが犯數を重ねるに従つて益々就職難に陥ります、之は當然の成行であります、現今の様な求職者の多い世の中では同じ賃金を出して備ふからには前科者と云ふ様な肩書の着いた不安な者よりか肩書の無い者を選ぶのが需用者の心理であります前表を御覽なさい初犯者の無職者は僅かに一割九歩強であります之等の者も私が調べた結果では多く若年者で家事手傳か何かで獨立の職業を持たなかつた者であります、それが累犯者の方は初めから質の悪い者が少し多いのか、入所前の無職者の數が三割一分強であるが犯數を重ねるに従つて漸次其數を増加し前刑釋放後に於ては實に六割三分に達し

て居るではありませんか。

以上述べた様な種々なる點から考察して私は刑務所作業の大部分は乍遺憾其豫期の成果を齎らして居ないのではないかを疑ふものであります。

然らば何うすれば善いか、私の考としては大體二つの方法がある其一つは現在の刑務所作業をしてモット／＼男性的のものを選り彼等に對する職業訓練を殊に初犯者に對しては必至的に之れが實績を擧げる様努力する事である「改俊させよ初犯にて」と云ふ標語は行刑の大眼目を謂つたものであつて、再犯防止が完全に出来るなら行刑の目的は達せられたと云ふ事になるからである。機械工業が發達して世の中が分業的に進んで行くのだから之れに相應する様な職業を授ける必要がある、此點に付ては帝都附近には稍々完備した二三

の刑務所も無いではないが地方刑務所の大部分は未だ幼稚な手工作業を行つて居るのであります、之等の刑務所に對しては相當の施設改良を爲すべきであるがそれには多額の費用を要する事であるから俄かの實現は望まれぬ、故に私は現在の陸海軍の如き其他各省所管の地方官業工場と共に力を仰いで之等の工場から現在以上に事情の許す限りの製作品を刑務所作業に移すに考へる、今一つは釋放者保護事業を民間の篤志のみ俟たず官の事業として徹底的に行ふ事である、それには大規模の官營授産場を設置するが然もなくば入所中に訓練せられた有技能釋放者をして之等官業工場の従業員に無條件で採用する事である、斯くするに因て彼等が折角修得した職業を釋放後に於ても其儘活用することが出來作業訓練の目的にも副ひ失業者の數も

減少する事になると思ふ、現今の様には釋放者保護を八ヶ間敷宣傳しながら官業各工場自らは之れが採用を回避すると云ふ有様では實績の擧げないに無理はない、行刑は國家の行刑であり刑餘者も國民の一人であるから眞に彼等の將來を救はんとするには民間に率先して國家機關が共力自ら其保護の範を示す丈の大雅量が無くてはならない、然らざれば己の欲せざる處を人に強いて自己は色々の口實の楯に隠れて之を回避すると云ふ疑念を抱かしめる嫌がある。

以上は私が行刑上に於ける作業に對する感想でありますが無論私の考察は皮想であり杜撰であります、偶々感ずる儘を叙して聊か意見を述べた次第であります。猶現在の作業實施の方法に付ても多少の意見が無いではありませぬが之等は後問題としてゆる／＼研究したいと思ひます。

監獄から社會へ

受刑者の家族保護問題その他

平野 一雄

昨年未の報知新聞は、歳末美談の一つとして「刑務所から妻子へ餅代を送つた、次の様なニュースを掲載した。

「押しつまつた歳末は、あと三日で新しい年である。富んだ人、貧しい人、すべて正月をよろこぶ心は同じであるが、そのよろこびの中にも一片の餅さへ買つてお祝ひの出来な家庭はいくつでもある。次の話は芝區愛宕警察署長も涙を惜しまなかつたといふ人情物語りである。

芝區新網町一三番地押田方の奥の三疊を借りて貧にさいなまれてゐる
□○○女(三六)は、九つ次女□
□子と三つの長男とを抱へて、毎日

人夫として労働をつゞけながら、貞節をまもつて、ふとした出来心からついに新潟刑務所に三ヶ年間つながられて服役してゐる夫○○(三六)の許されて歸る日をひたすら待ちわびてゐたが、暮も押しつまつてからは、人夫に雇ひ手もなくなり、仕事に離れ、その日のかてさへ豊かではないといふ有様で、わづかに長女(一四)が神田のあるお菓子屋に奉公して仕送りするのを樂しみにしてゐたが、先日突然愛宕署に呼ばれて行つて見ると、思ひがけない夫からのたよりで、しかもお正月が来るのに困るだらう、お餅でも買ふやうにとて署へ託して爲替で五圓を送つて

が餘りにもぞんざいに不用意に取扱はれる爲に、反つて社會人を誤解させるやうな結果に陥つてゐる場合がまことに多い。これは本問題に心する者の立場から、今後は細大洩らさず是正に努めたいものである。

實際、警察としては今少しく用意して斯うした事件の發表をして貰ひたいものである。前科者とさへ言へば、職業柄執拗につけねらふ事を忘れないばかりが能事ではなからう。もつと釋放者を輔導し、その哀れな家庭を保護させて貰ふ立場を執つて行きたいものである。尤もさうした働きを惜まれなかつた警察夫談も偶には耳にして喜んでゐるが――。

よこしたといふ。――

刑務所にながれる身にも歳末はやはり身にしみて感じられて、残して来た妻子の上を考へての果てである。服役中に妻子に送金するといふことは非常に珍らしい話で、父子の情も思はれて、警察もつひに、うれし泣きになき人るまづしい母子に同情をよせないものはなかつたといふ。夫は來年の三月無事に服役をすまして出獄する筈であるが、留守中に生れた長男を見ることばかり樂しみにしてゐるらしいと、○○女の涙の中の物語――

私はこの歳末美談を讀んで、考ふべき數多くの問題を提せられずにゐられなかつた。成る程、ジャナリステツクな立場から眺めて、斯うした特異な問題は時節柄可成り大きなニュース・ヴァリアウを持つてゐるに

違ひなからう。だが、此種の問題に不斷の關心をもつ私共にとつて、それは歳末美談などと飾られた記事として讀むに堪へない程、深刻な切實さを持つた事件である。

記者は恐らくそれを單に職業的好奇心からのみでなく、この報導が此種の問題に對し無關心な社會人をして深く反省させるであらう事を意圖して書いたのであらう。若し其處に意圖ありとすれば、今少しく發表の仕方、社會への訴へ方がありはしなかつたらうか。殊に言ひたいのは、當面者の氏名年齢番地等まで明瞭に――本稿では夫等を伏字としておいた――書いた事である、之も記者の立場として或は止むを得ないといふ

かも知れない。然らば警察の立場である。兎に角、此事件に限らず、犯罪問題や保護事業のことが、雑誌や新聞記事として掲載される場合、それ

が餘りにもぞんざいに不用意に取扱はれる爲に、反つて社會人を誤解させるやうな結果に陥つてゐる場合がまことに多い。これは本問題に心する者の立場から、今後は細大洩らさず是正に努めたいものである。

實際、警察としては今少しく用意して斯うした事件の發表をして貰ひたいものである。前科者とさへ言へば、職業柄執拗につけねらふ事を忘れないばかりが能事ではなからう。もつと釋放者を輔導し、その哀れな家庭を保護させて貰ふ立場を執つて行きたいものである。尤もさうした働きを惜まれなかつた警察夫談も偶には耳にして喜んでゐるが――。

それが間接的に一片の歳末話題として提供されるのは未だしもとして、不用意な發表をされる事に依つて其一家族がどれだけ肩身狭くなる

かを想はねばならない。あつして一度び新聞種になつた哀れな親子は、一片の同情どころか侮蔑と差別の言葉を連ねて、次から次へと近隣の耳に移されて行くにきまつてゐる。

たまさかにニュースを機縁として社會からの同情を蒙る事例はないでもないが、影にされた數多くの事件から見れば、それは九牛の一毛でしかないのである。

社會はまだ、無理解なのだ。名を偽り、處を隠してゐてさへ、前科があばかれて(特に不川意な警察の手によつてさうされる場合が多い)北地にも居堪らなくなり、折角築きあげた地位や職業を棄て、裸で逃げ出す様な事實は數へ切れずあるのである。

監獄にゐる夫から餅代を送られた——といふ、それ以外に哀れな親子は何等特別な有難い恩恵を受けたといふでもないのに、斯くまで世間に曝け出されて、どれだけ有難迷惑をした事であらうか。考へ様によつては、有難迷惑か勘からぬ侮辱を受けたとさへ想へる事であらう。要するに此種の問題がニュースとして取扱はれる時、單なる興味本意ではなく、もつと慎重な態度をもつて、それは新聞の邪道だと言はれるかも知れないが社會教育的な立場に於て、爲される様、本問題關係者は注意を怠つてはならない。従つて新聞記者に對する本問題の理解促進の運動を常時に試みる必要があること。警察に對しては、犯罪者を作り立てる警察的態度もさる事ながら、一面より親切に釋放者を輔導し其家庭を保護する警察に變つて貰ふ

こと、等の問題が考へられる。

次に、此事件の直接關係ともいふべき司法保護事業の立場から二三の私考を試みねばならない。新聞の報導するが様に此一家は經濟的にも甚だ恵まれてゐない。夫婦共稼ぎでさへ食ひかねる下積生活の現状だから、女手のみでは極貧世帯に違ひなからう。罪を犯した夫の監獄生活は兎に角としても、社會に残された妻子には何の罪も無かつたのである。にも拘はらず、たゞさへ女手で食はれない處を、監獄行きの家庭などといつて別扱ひされる爲に、猶更貧窮に泣かねばならないのである。斯うした事實の前に、司法保護關係者は手の出しやうがないのであらうか。

第一、刑務所から警察を通して交渉を頼むといふ方法は、現状としては或は最も手つ取り早いやり方であらう。

るであらう。が、出來得れば、其地の保護會と聯絡を保つた方が、大抵の場合事件をやはらかに進める事が出来る。尤も刑務所と他地方の保護會と聯絡が無いとか、聯絡されても保護會は其處まで手が延びないと云ふなら問題にならないが。それは、出來ないのでなく、やらない事の範圍に屬してゐるのである。殊に東京大阪等の如き大都會は數個の大保護團體を持つてゐるのだから、さまで屢々でない、地方刑務所との聯絡關係は充分につき得るであらう。

次に、警察はあの忙がしい歳末に、家族へ送金を手渡した前後の顛末を、教誨資料等として充分役立つ様な材料を、回報してくれたであらうか。尤も警察の形式的な職務からいへば、それは出過ぎた事だと言はれやうが。斯うした場合、刑務教誨にも經驗のある保護事業家がゐて、

一切を忠實に取扱つてくれたなら、個人教誨の資料としての確有益なものが得られ、以て受刑者を改悛の道に誘ふ事が出來やう。出來れば兩本願寺邊りが、斯うした交渉に携はる專任の保護教誨師？を須要地の團體に配置すれば、保護事業進展の爲にもより結構であらうと思ふ。

第三に大都會には是非共受刑者の家族保護を專問に扱ふ團體を設置するか、在來の保護會に於てもつと家族保護の徹底を期したいと考へる。さうして、家族保護を取扱ふ團體關係者の誰か々方面委員の資格を持つてゐるか、其地の方面委員とより密接な聯絡を取つて行く様にすれば、家族並に釋放者保護の上に非常な便宜を得るであらう。

保護事業家が其特殊地位にのみ納まつてゐるのでなく、社會の各機關に對して交渉連絡を怠らない様にす

れば、併せて自ら保護事業の社會への普遍化が期せられる事であらう、等々の事が考へられる。

刑務所から妻子へ餅代を、愛宕署長も貰ひ泣き——斯うして報ぜられた一片のニュースが歳末から新春にかけて、あれからこれへと私に數多くの問題を提供してくれた事をかなしむ。(勿論本稿はこのニュースを機縁として綴つたが、讀者は敢てそれにこだはらず論旨だけを汲み取つて戴きたい) 悲境と極貧に泣く下積の親子を、歳末美談なんて物見高く盛装された言葉で、冷たくも吹雪する社會の矢面に曝け出さないで貰いたいものである。

——昭和四、一月一〇日稿——

● 風 あげ

子供「お父さん、風をあげて下さいな。」
 父親「いけない、お父さんは仕事に行つて勞れてゐるから……」
 子供「そんなこといはずにあげて下さいな。」
 傍からお神さんが
 女房「あんなにいふのですから一寸あげてやつて下さいな。ねえ、あなた。」
 父親「よし／＼それじゃ一寸だぞ、さあ来い。」
 「さあ風を両手で高く／＼、さあ放せ」
 子供「お父さん、よく上るねえ。」
 父親「よく上るとも。」子供「糸を貸して下さいな。」父親「お待ちよ、もつと高くしてやるから。」子供「貸して下さいよ。お父さん。」といつてマソを掻きかける。
 父親「ちえつ、邪魔な餓鬼を連れて来た。早く家へ歸れ。」
 子供「あゝあゝ。……と泣く

或る漂泊者の宣言

横山利一郎

俺は何うしてあの社會館に辿りついたか、そして間もなく何故命懸けで逃げ出さうとたくらんだかを、是非君にだけ聞いて貰はねばならない。

昨冬のこと、思ひ掛けない減刑が久し振りに俺を娑婆の土に親しませてくれた。飢えてゐた大氣をも思ふ存分に胸一杯吸はせてくれた。永い間、暗い墓穴のやうな、獄舎に暮して來たせいか、晴れた冬空の日射を受けるとまぶしくて堪へられなかつた。俺もこれで一人前の前科者として折紙をつけられたのだ。領置から受けたカビ臭い着物を着てから、汽車の幾時間かを乗客に氣がねしながら過して、しよんぼりと上野驛に降り立つた。あの時の胸躍りのする淋しさは未だに忘れられない。

年の瀬に押詰つてゐたので、何處にも格好な働き場所が見出せず、五六日をあふれ通した。そして俺は何時の間に何うしてか、警察へ縋る氣持になつてゐた。其處では型の如く一通りのお眼玉を頂戴した。その代價としてA保護會へ電話でかけあつ

てくれた。

お情けの電車切符を貰つて出掛けた。保護主任は「警察からの電話だから一應來る様には言つて置いたが、とくも收容保護なんぞする餘裕はない」と言ふのだ。そしてK勞院へ名詞の紹介を書いてくれた。其處でも「仲間さへ食ひかねてる俺の處で、お前の様な奴が何うして世話出來るか」と断はられた。俺は黙つて酒順しく引き下つたよ。糞！死んでも君らの厄介になるものか。其時、ふと頭に浮んだのは横濱の事だ。さうだ、俺は社會館に行つて見やう。

それからの幾日かを社會館に過した。ある夕食時のこと、半年程前に同じ刑務所を出た「甲州の鐵」に見つかつたのだ。まつたくの腐れ縁でなくて何だ。かれは相變らず、土工を稼ぐよりも飲んで廻る方が多いといふだらけ振りだ。それでも「未だあげられないだけが取柄だ」とぬかすのだ。館にはもう鐵の半分が出來て、横柄なグループを造つてゐた。

因果な事だと思つたが、鐵の眼にとまつたが最後何うにも仕方がない。大事に残しといた賞典金は當然かれらの酒代に手渡された。其夜、ひとしきり食堂で飲んだ揚句、鐵らは景氣よく遊びに出た。俺はあてがはれた寢臺に、五年振りであふつた酒の胸苦しさを我慢しながら、横たはつた。

俺は苦しみもがいた。何うして甲州の鐵をまいて出やうかと、それに晝間波止場や濱で見た海員や渡航者の群などが頭に

浮んで、仲々眠られないのであつた。そして遂々時計が二時を知らせるまで、まんぢりともしなかつた。

それから間もなく、自分は新生の郷土を南米の大舞臺に求めて渡つた。そして時にはコーヒ園で、時には野菜畑や牧場で日を暮してゐた。だがこれで俺も生れ變つたのだ、根限り働かうと意氣には燃えてゐても、最初の内は監獄あがりの衰へた體では到底心程に稼げるものではなかつた。その當時の或日、俺はホワン老人や仲間について、野良で種播きの種苗をやつてゐた。

雨あがり土も柔かくなつてゐたので、種播きには格好な日である。ホワン老人は六尺計りの棒を握つて土に穴を穿け、豆の種子を蒔いて行く。その簡單無雑作な呆れる許りの作業が仲々俺たちの手につかないのだ。老人は根氣よく「そんな突方をしちや駄目だ、もつと遠くの方を、穴が斜になるやうに突くのだ」と教へる。俺は教へられる通りにやる。「貸して御覽、斯うやるのです」と遣つて見せる。右の手に棒を持ち、左手に種子を握り、一穴突いては種子を蒔き棒の先で土を被らせる、その巧な腕前は見てゐて氣持がよい。今度は又俺がやつてみる、仲々思ふ様に穴の中に種子が入らない。「やあ之は駄目だ、六ヶ敷しものですな」「なあに容めいものだよ」

「でも私には樂に出來ませんよ」「直ぐ稽古が行くのだ、俺だつて最初は其の通りだつた、一町歩の種蒔きに四日も費してね」「何の位一日に行くのですか」「まあ一町だ」

「ほうそんなにやれますかね」「やれるともよ、熟練すれば何でもないのだ」「けれど随分肩が疲れるでせうな」「それは疲れるとも。だが、何をやるにも一辛棒が大事だよ」

語らひながらも俺は一生懸命の種蒔きである。老人は「若い元氣を出せ、確かりやるのだ」と勵ましてくれる。お終ひにはへとへと疲れ切つて手脚が動かない。遂々自分自身が不甲斐なく情なくなつて泣き崩れた俺を、ホワン老人や仲間が體氣となつて、肩を押ししたり手を曳いたりして勵ましてくれるのだ。

——と思つてゐると、何の事だ。それは二日酔ひのだらしない格好で戻て來た甲州の鐵が、夜明けがたになつてぐつすり寝込んだ俺を起してゐるのではないか。「おい幸吉、一仕事やらうぜ。その相談だ、今夜七時に濱へ出てくれ。屹度だよ」と言ひ殘して、鐵は又よろ／＼と出て行つた。俺は寢臺にねそべつたまま朝の空氣を存分に吸つて、仲々起きやうともしなかつた。

それからの十日目だ。俺はいま横濱の宿で意義深い更生の第一日を待ち詫びてゐる。なあに、何時までも行懸りや腐れ縁に禍ひされて堪るものか。海の外ブラザルが人間幸吉を心ゆくまで抱いて呉れやうか——そんな事は何うだつていゝのだ。何處へ行つたつて、俺にはもう自分のやるべゝ事だけは判然と解つてゐるよ。ぐづ／＼しないで奮い發にはおさらばしやう。

さうだ、職業的保護事業家よさらば。甲州の鐵よ、お前にもさらばだ。

行刑法規類纂の出版迄

行刑局 津久井 作司

多年吾々が其の出現を渴望して居つた行刑法規類纂が、然も曠古の御大典紀念事業として今日行刑協會より刊行せらるゝに至つた事は洵に歡喜に堪へない。今此の大編を手にするに及むで其の大業の完成を慶祝すると共に編輯當局の努力を永遠に記憶して各位と共に深甚の謝意を表し度いと思ふ。余輩幸ひにして此の編輯事務に多少關係するの光榮に浴したるを以て茲に隨書を省みず記憶の儘に其の概況を記述して後日の思出に供ふることとする。

抑も本書編纂の動機は、曩に、大正十一年行刑協會より發行せられた

監獄法規類纂が加除式に作られ、爾後、毎年、加除訂正を施す豫定であつたので、松井局長閣下が書記官時代、慥力、大正十二年から十三年に掛けて之を實行すべく、今の小田原少年行刑所長和田氏が司法屬當時、同氏に命じて着手に掛つたのであつたが、恰も、行政整理事務や、訴訟法の改正に伴ふ諸準備等で事務が非常に多忙であつた爲、和田氏も自ら法規編纂の方には手を出さず暇がなかつたので、當時、調査掛に居つた一條屬をしてぼつ／＼原稿を蒐めさせて居つたのであつた。所が、十三年の暮には彼の行政整理の結果、調査掛は廢止せられ、一條氏は指紋掛に

勤務することとなり、又、和田氏は大阪行刑所に榮轉して行かれたので、此の仕事も自然沙汰止みとなつて仕舞つたのである。ところが、明けて十四年の春となつて、行政整理事務も一段落を告げたので、松井書記官が又此の事を思ひ立たれて、此の完成を焦慮せられたのであつた。ところが、御承知の如く、大正十一年編纂の法規類纂は、餘りに其の内容を省節したる爲、實際に當つて執務上餘り参考に成らなかつたので、最少しく内容の充實した、所謂、實務家用に適するものを編纂して貰ひ度いとの希望を懐かるゝ向が多かつたので、それでは、加除訂正は止めて新に理想的の法規を編纂することにしようといふことになつたのである。それで、其の方針で愈々編纂に取り掛らうとした矢先、又此の仕事に一頓挫を來たした。それは、松井

書記官が大審院檢事に榮轉せられたことであつた。尤も、其の事務、企劃は後任の辻書記官に引繼がれて行かれたのであるから、何れは、辻書記官の手に依つて完成せらるゝことであつたらうが、兎に角、一頓挫を來たしたことは事實であつた。其の後、辻書記官も此の仕事を受繼いで高橋屬に命じて、一時其の材料を蒐め掛けさせた様であつたが、これも何等かの事情で程なく中止して仕舞つた。それで、この仕事も再び沙汰止みとなつて居つたのを松井局長になつて愈々眞剣に本書編纂の實行に着手することとなつたのである。

時は恰も昭和二年七月盛夏の候、暑中休暇の二日程前のことであつた。突然、中林、武藤、井川の三氏及私の四名が局長室に呼ばれたので、何事かと思ひながら、行つて見ると、既に、書記官及衛生官も集まつて居

られた。そこで松井局長より行刑法編輯に従事すべく命ぜられたのであつた。一同これを敬承して引下がり、早速、各其の事務分擔を定めて貰つた。各分擔事務には夫々主査が置かれ、主査には各書記官及衛生官が當られたのであつた。斯くして、總ての陣容が整つたので其の翌々日から、愈々この編輯事務に着手したのであつた。兎に角、今回の法規には、行刑所長會同席上の注意や、指示事項の末迄、苟も、例規となるべき事項は悉く之を収録しやうと云ふのであるから之が材料の蒐集は容易でなかつた。殊に、炎暑の候であつたから其の苦勞は一方ではなかつた。毎日山と積る例規綴や、官報綴を、傍にして、晝夜の別なく材料をあさりて或は寫し取り、或は切り抜き、白汗の脊を流るゝも知らず、一意専念、之に盡し、遂に、月餘にし

功ありて約一ヶ月にして其の編輯を完了したのである。

之より先、本書は之を小田原少年刑務所に於て印刷することに決定して居つたので、同所は既に之が準備に着手して居り六月初めには松井局長及森山書記官は同所に出張して印刷上萬遺憾ないやう配慮せられ七月初旬から愈々本書の印刷に着手したのである。爾來、約五ヶ月の間必死の努力を續けて終に三千餘頁の浩瀚なる本書を美事に刷り上げたのである。同所は素より印刷技術員の配置あるにあらず、加ふるに、使役受刑者は少年なるが故、深い經驗ある有技能者は一人もないのにも拘らず、此の大業を無事完成したことは和田所長以下關係職員諸氏の絶大の努力の結果に因ることは茲に余が呶々を表するまでもない。厚く感謝の意を表する。

尙ほ本書末尾には百四十頁の追録が加へられて居る、これは余が森山書記官の命に依り四月以降十月末迄の例規事項を收輯追加したのである。これに付いては大阪、札幌の兩

刑務所から刑務報を送つて貰つて編輯上多大の援助を蒙つた、兩所に對しても深甚の謝意を表して置く。
(昭和三年十二月某日記す)

□静岡踐機會詠草

棹 衣
 よもすからたえす衣をうつ音は
 誰かためいそく砧なるらむ
 さなみやし賀の都の旅まくら
 きくもゆかしき小夜砧かな
 夜もすから旅立ちし子のしのはれて
 ねられぬ母や衣うつらむ
 月につきぬたの音の寒しとや
 ころもかりかね鳴わたるら無
 砧 月
 笠 堂
 霜 雪

刑務官生活レビュール(上)

— 現代的と非現代的な事ども —

草 間 豊

金さへあれば町人房之助でも大臣になれる時節なり、金で買はれぬ國寶は赤煉瓦の一室に埋れて尊い——これは中外日報社主涙骨氏の或る日の小感である。讀んで思はず苦笑した。その國寶を赤煉瓦の外でも刑務官の生活を聯想してだ。斯くて刑務官もまた光榮なるかなではないか。

涙骨氏の腹を割つて見るまでもなく、現代の日本を次の時代へリードする者は「××でも大臣になれる時節」になつた大臣か、「赤煉瓦の室に埋もる國寶？」だかは、容易く判断がつく事であらう。と、今はそんな大それた論断は何らだつていゝ事なので、唯ふと小感を讀んだ時の止めどない苦笑が、私にこの「刑務官生活レビュール」を綴らせる初縁を爲した事を味ばつて貰へばそれでいいのである。

刑務官生活をレビュールすると言つても、諸君の御寒所や赤ちやんの晴衣を質札に變へた事——いやはや失禮——まで洗ひ曝し仕様なんで意地悪い了見を持ち合はせてゐないから安心して欲しい。そんな事を拾ひ歩いて書けと強ひる意地悪な人があつても、敢てさう出来ない氣弱なお人好しであるのだから。たゞ私に極めて懐かしく親しい刑務官生活のありふれた處々の今昔を、表裏を、縦横に八面觀して見やうと考へるまでである。それも横著な自分の事だから、事務的な事柄等を順序正しく並べてレビュールするだけの我慢を持ち合はせない。で、此處では有合せの想片を順序次第もなく雜俎して行かうと考へるのである。——そして、それが何に役立つだらうか、そんな勘定高い事もまた意圖の中に數へこんでいな

事だ。

事だ。

刑務官生活——斯う呼ぶと、謂ゆる刑務官としての輝かしく尊嚴な態度が、確實に保全されてる様で、まことにいかめしい表現である。だが、私ほどつちかと言へば、それを看守生活と置き換へたい處だ。私もまた喘ぎながら下積を行く男の一人だから、その方が私の氣持にびつたりするのだ。だが、下積意識の鋭くない人達の爲に、強ひていかめしい上段の構へを取つて置く。たゞ、さうだ、唯私たちは眞個の人間でありさへすれば、そして人間並の生活が不自由なく營まれて行けば、それで結構なのだ。上積と下積——その配置は、人間そのもの、價値を判定する重要な標準にならな

数千圓を儲にした美しい娘と駆け落ちした。太く短かく世渡りを決め込んだのださうである。——こんな事件が、時たま惹起されたからと言って、下積の俺達ばかりが、馬鹿にびく／＼縮みあがつて終ふ必要はない。謂ふがやうに、出来心で萬引し、美しい小娘と道行きする、なんてありふれた人間味たつぷりな地上の躰づきではないか。何十萬といふ同僚の中に、偶さかさうした人間らしい躰づきをする奴が出たからつて、意氣地なくなる程の事はなからう。

——と言ふ事は横著になれと強要する意味を持たない。

又今一つ、全国の小学教員中にたつた一人ピストル強盗が出て、晝は教壇に夜は家々の佛壇から金をとる事を業としたとしても、今にも國がひつくり返る程ひつくりする事も無からう。彼一人が——人間の誰もが持つてゐる犯罪の可能性を多分に持つて——躰いて見せたといふ譯だ。(尤も唯の一人でおさまらぬ事かも知れないが)。無論、其結果が社会的に悪い反響を與へる事は夥しいが、考へ様によれば時偶一人の教員

が犯罪者たる事によつて、教育界が加速度に淡化されるといふものだ。人間は誰だつて困つた事をやりかねない連中はかした。もつと適切な實例なら、議會を見給へ、國民の選良達が何をやつてゐる事かを。世の中には眼開き千人、盲千人だもの。だからこそ物事に謹しみたいものだ。が大體に於て世間には闇を食つて生きてる者が大部分だ。何故つて、明るい生活、それも實は闇の反影なのだからね。

何處かで「さうおだてるない」と聞える。何も故意におだてる領見ではないが、何か事の起る度に、上積ばかりが澄まし顔に威張りちらかして、眼の敵に下積を責め過ぎるからこそ「さう下積をおびやかすない」と言ひたくなるまでの事さ。第一、官僚振らねば威威の保てない様に考へる時代は可成り前におさらば！をした筈ではないか。にも拘はらず、刑務所などには比較的多くさうした因襲や傳統が残つてゐるので、わざ／＼斯う言つて見たくなるのだ。因襲残存の法則は部會から田舎へ／＼と残つて行くところから、官界でも刑務所などは孤立

な田舎畑だから——恐縮々々——堅苦しい弊風が比較的多分に殘存してゐやしないだらうか。各所の因襲殘存調査會でも開設して、刑務所の社會化に努められては如何なものだらう。そして、故意に威張らねば御役がつとまらぬ様な人達をびく／＼問責されては。

兎に角時代は先へ／＼飛んで行くといふ事を忘れないで貰ひたい。官界でも刑務所の連中は特に遅れてゐるなん——聞くとは俺は癪で堪らないのだ。だが實際、時代は素晴らしいスピードで飛んでゐる。ちよいと映畫界を眺めても、昨日までは映畫廣告をやるにしても「見よ、この素晴らしい超特作映畫を……」と、「見よ！」で済んだのが、此頃では「見よ、しかして聞け……」といふやうな新しい言葉に氣がつくであらう。それ程、發聲映畫トーキイが、とつくの昔に發明品の域を脱して實用化し興行にのぼされて終つた。そしてトーキイをトークしなない様な手合ひは話にならぬとまで來たのだ。また一寸八百屋をのぞいても、シヨウウィンドウに綺麗な野菜が並べられてあ

る。冬の眞ん中でも胡瓜が食へる。そしてお鍋の女中さんが「まあなんて可愛い、カボチャだこと」等と言へば、「あら本當にこのカボチャのモダンなことね！」と酔狂な言ひ廻しをししながら、胸を張つてゐる奥様がゐるのですから。現代的と非現代的——それがどれだけ距離をへだて、置かれてあるものかを判然認識しておきたいものだ。

ついでこの程有名な文藝家S氏の令息Oさんに會つて「此頃どちらに居られますか」と聞くと、即座に「二科會にゐます、其處で毎日掃除をやつてゐるのですよ」と言はれた。また私の知る學生Aは「市役所の撒水夫をしてゐます」と言つて、舊式な自惚屋のやうに「市役所に勤務してゐます」等とピンボケさして誤覺化さなかつた。御互に斯うした若い人達の素つ直な如何にも近代人らしい表現態度を採つて行きたいものだ。平服になると最後、刑務所看守の肩書のついた名詞を社會に通用させる事の出来ないやうな御遠慮は要らない話である。もつと素つ直な人間の姿を出して行けばい

のだ。

近代的な立場をもつてすれば、さうした身分階級的な肩書だけが光るのでなくて、眞個個に生命の輝きに生きる人間である事自體が尊いのだ位は解りきつてゐる。さうした人間同志が、互に共働して生きながらへんとする處に異存がないので、其處に近代思潮の特性の孕み所を今更のやうに判然と意識せずにはゐられない。驚威張りする人に對するときは、コンクリート壁の上でガラスの破片を光らして得意がつてゐる傲慢な家主に對すると同じ様に、その人の人格が疑ぐつて見たくなる。威張るといふ事の餘り意義深いものでないと同様に、下積だからと言つて自ら卑下する氣持も甚だ唾棄すべき事だと言つて置きたい。御互ひに

行刑事務を中心し、それをよりよく生かさんが爲に集つた同志ではないか。

徒らな形骸に囚はれ、傳統を夢みてる間に時代は遙かに飛んで行く。近代人は素つ直にして自由な表現を求めて生きる。形式に固められ、思想の骸骨に囚はれないで根強い魂で生き抜いて行く事を想ふ。其處に

のみわれらの行詰りのない道行きが殘されてゐるのである。

と、馬鹿に堅苦しく御説教めいた事になつて恐縮である。もつとも餘りに恐縮を感じ過ぎたり、謙讓の美德なんでもの許りを御守札の様に三拜してゐたのでは、自由な僞らないレビニユーが出来つこばないと考へる。誰もが言ひ度く言へない處を。上積から下積へ、下積から上積へ、否御互ひ同志の間柄の事を、無遠慮に代辯させて戴く處にこの稿の意義が出てくるのであると心得てゐる。もつと／＼自由に辯ずる事を赦していただきたい。

大體今度は刑務官の態度の今昔、詰り現代的と非現代的の種々相を料理板にのせて漫想の胃袋を充たしておいた。但し極めて荒削りにである。とげもあれば、ざら／＼もある。その荒削りであり、何處からでも異論がさしはさまれ、その爲に諸問題の暗示を得て行く處がねらひ處なのである。氣儘な、然し行刑事務に最も關心を持つてゐる——近代ヨタリストのレビニユーとして敢して戴ければ幸はせてある。

夜が更けてしまった。街々はもうひっそりと静まりかへつてゐる。隙間風の冷たさは何うだ。星も月も大空にいてついたかと思はれるやうな酷い寒さだ。

夜廻りの拍子木が遠くの宙にふるえてゐる。今頃は何處かにしのび込んだ説教強盗の方がもつと落着きけらつて、短刀を光らせ、懐中電氣を相手のふるへる足もとに照しながら、「さあ静かに寝んで下さい。さて其處で有命が何處にしまつてあるのですか、遠慮なく仰言つて下さい」なんて温順しく脅してゐる事だらう。よくもまあ闇を食ふて生きる人間の絶えないことだ。薄味味の悪い程寒い夜である。おそくまで机にむかつた。さあハンを投げやう。間もなく夜も明けるであらう。

—昭和四年二月三日稿—



本會へ寄附

金壹萬圓

千葉縣印幡郡成田町

新勝寺住職

荒木照定

金百圓

東京麴町區上六番町

三七

香川又二郎

右本會へ寄附せられた。



元支部長ノ訃

前刑務所長 松隈房吉氏 卒去

高橋修二郎氏 卒去

兩氏ハ多年刑務官ノ職ニ在リ

テ其功績尠カラズ 最後ニ松隈氏

ハ神戸刑務所長ノ職ヲ退キ同所

ニテ司法保護事業ニ盡力シ 高橋

氏ハ高松刑務所長ノ職ヲ退キ郷

里ニ歸リ専ラ静養シツ、アリテ

共ニ本會ノ名譽會員タリシガ松

隈氏ハ客年十二月二十六日高橋

氏ハ同十一月七日卒去セラレ

右ニ付本會長ヨリ弔詞並供物ヲ

贈呈アリタリ



—△◇▽—

行刑に關する中間

監督機關設置に就て

A・B・C・生

昭和四年一月の刑政誌上で「たけいちらう」先生が行刑監督局設立説を提唱して居られる。一讀、實に名論と思つて一寸誌面を拜借し、一言述べさせて頂きたいと存じます。

我國に於ける行刑が幾分暗い感じがするのはこの中間の行刑監督局がないからその一原因をなして居るのではなからうか。明

る行刑と云つても行刑の組織上明るくさす事に關する考察があまりなかつたのではなからうか。只刑務所の職員が一人／＼バラ／＼になつて明るい行刑を行はうと思つても何等効を奏するものではないと思ひます。

大體我國の刑務所の官制には研究すべき餘地がある様に思はれます。非常に明るい氣分に欠けて居る様です。明るい行刑を行ふには今少し組織の改善をはからなければ駄目ではなからうか、實に行刑と云ふ事はむづかしい事で、單なる消極的の正義の觀念のみで受刑者に接しても駄目で、實に積極的な正義の心で受刑者を導いてやらなければならぬのであります。何となれば受

刑者の誰一人自ら進んで刑務所に入りたいたものはないであらう、彼等は皆國家から強制的に所謂苦役を課せられて居るのでありますから、各職員は皆自分が國家の代表者である云ふ觀念を切實に玩味し、自覺して受刑者に接しなければならぬのであります。得てして受刑者に對して感情を以て接したくなるのが凡夫の常であります。

何よりも刑務官吏に最も必要な事は、誰しも氣のついて居る明るい心であり、何となれば彼等受刑者は皆暗い人生の表徴であるからであります。明るい云ふ事を切實に修養せしむるには所謂普通性妥當と云ふ事を念頭におかなければならぬのであります。この心が自分は國家の代表者であると云ふ事の心の最も正しい指南車になるのであります。今の刑務所の間にはあまり統一がとれて居ない様で、甲の刑務所ではよいと思はれる事が乙の刑務所ではあまり感心しない事の様に云はれる事が相當多い様で、所長の個性を著明にあらはして居る様であります。

之は行刑局は司法省内にあつて、多くの刑務所の直接の監督官廳の様であるが、刑務所長が行刑局へ一々指導を仰ぐには直訴をする様になつて了つて居る。而して所長からは、體裁や面目上こんな事を尋ねては愚問と思はれやしないかと云ふ氣になりやすく、又行刑局も刑務界の最高官廳だから、そう煩雜なる些事にまでも決裁を下しかねて、現代の刑務界は稍不統一なものになつ

て居るのではなからるか。此處に中間指導
機關をおいたならばと云ふことが考へられ
るのであります。

大體行刑局は同じ司法省内にあつても民
事局や刑事局とは稍性質を異にして居るも
のゝ様に思はれます。しかし司法部内では
一般に行刑局は民事局や刑事局と同性質で
しかもその地位が少々低いものであると云
ふ様に解せられて居るものゝ様ですが、之
は謬見ではなからるか。民事局や刑事局は
殆んど事務一點張でやり得るのであります
が行刑局は左にあらず、幾多の人間の刑執
行を行ふ刑務所の監督官廳の様になつて居
りますから、事務のとりべきものも多から
うが刑務所も全國に六十以上もある事です
から殆んど純然たる行政事務を執つて居り
その取扱ふ範圍の廣き事、その任務の複雑
にして多岐なる事は云ふまでもありませ
ん。

いづれにしても行刑局の仕事は非常に複
雑なものでありますから、所管事務を一部
分分離して刑務監督局を設立すべきである
と思ひます。即ち「たけいちらう」先生の

云はれる如く地方に幾つかの刑務監督局を
設置すべきで、一日も早く之が實現を望ん
で止みません。

護送の今昔

高岡 松井生

時代の變遷と共に護送の方法にも自然變
遷のあるのは勿論であるが、今から考へて
みると、昔は随分と妙な送り方をしたとき
もあつたものだ。徳川末世の頃はよく映畫
でみる様なつまり罪人は繩で縛られ、刺
さへ駕籠に入れられ、其の駕籠は又嚴重に
縛られ、深山の役人の見張付きで、役目
御苦勞で御座る、御同役如何で御座る等と
頭には昆布巻を巻き、腰には人切庖丁を差
して、いざといふ場合は劍刺其の儘であつ
た。少し世が進んだ。明治初代は其の影も
薄らいで、役人は草鞋脚絆にビストル携帯
で、恰も武裝軍人のその如く實に殿しい
ものとなつた。愈々世が進んで田舎にも文
明の賜として人力車が入り込んだ時代には
罪人は一躍其れにのせられ、役人は逃せば

一大事と腰繩をしかつと持ちながら、二人
引の後押の其れ如く車夫と共に走つたも
ので、全く今から考へてみても其の異體が
滑稽至極で、漫罵にでも出そうな扮装であ
つた。全く進んだ現代では、其れは殆んど
茶飲み話となつた。それが事もあらうに、
牢屋入をして始めて自動車に乗つたといふ
出来事も珍らしくもない。故にやがては調
子づいて飛行護送も夢みてゐるものもない
でもなからう。變れば變るものである。其
の上五十年前までは赤い着物で送られたも
のだが其れでは感化處遇上本人のためには
宜敷からずとあつて、青い着物と取り替へ
られ、今では社會とかけ離れたあの異様な
着物は普通人にはみられなくなつた。嗚か
し御本人等も満足なことであらう。然し此
の頃の彼等は以前のことを知つてか知らず
にであるか、私の手錠か、御役人さんの草
鞋脚絆ビストルは止めて下さい、決して無
謀なことば致しませぬとて、暗に改正がま
しいことをいふとは餘り虫もよすぎ。然
し其のことも何れ改正されることも讀くも
あるまいと思ふが、實際現在の護送は現世

に照して片落ちの點もあるやに思はれるが
今は其の可否を述ぶる處でない、刑は刑な
きを期してゐるが如く、戒護なしの戒護が
出来るものとせば、一日も早く其の時代の
到來するを待つてゐる。

看守てふ職業の趣味

靜岡 秋期生

「刑務所は殺風景な所なり」「看守は趣味
なき職業なり」と断定する人がある、いや
現在看守さんの口からさへもさうした嘆聲
を聞く事がある。

凡そ職業の趣味といふ事を研究する時に
は、主觀的に客觀的に將又詩的といふ様
に種々なる方面から觀察して見る必要があ
ると思ふ。私は嘗てより本頁に筆を寄せら
れた椎の本先生の俳句に入る道なる項を讀
んで頗る感じた事がある。それは詩的方面
から見た刑務所の風光である。
元來詩人は仙境にも魔界にも想を求めて
居る、即ち春の嬌色に憐殺されると同じ様
に秋の凄氣にも愁殺されて居る。……普通

社會と刑務所との對照は恰度此の春秋の對
照と同質である。普通社會を光明界と見る
ならば刑務所は暗黒界に屬する。しかし光
明に詩ありて暗黒に詩無しとは云へまい。
笑ひに詩ありて涙に詩無しとは云へまい、
涙は不幸の表徴と見ると同時に又有心の表
徴とも見る可きである。茲に於てか刑務所
は殺風景なりとの言は否定される、同時に
看守てふ職業の趣味は頗る豊富なものにな
つて來るのである。

私は過去數年間の看守生活の中に自然が
繰り返へざるゝ春夏秋冬と、詩的趣味とに
依て多大のユーモアを興へられて居る事を
感謝して居る。そのユーモアは家庭の机上
に俳句となつて現はれて居る。勿論主觀的
のものもあれば客觀的のものもあるが。

刑務所も何やらせはし年の暮
内部の事務及外部商人との取引共に然り。
斯くて一陽來復すれば、
聖恩に浴す舍房の雜煮かな
見て居る看守までも感泣する。其他時折々
春先を浴びて要所の見張り哉
連れ合ふて煉瓦塀越す蝶々哉

巡警の眼鏡とき日永かな
時鳥確かに聞くや夜警番
炎天やモダン式なるヘルメット
鷄頭や西日の熱き煉瓦塀
鐵窓を覗き込みけり秋の月
音もなき舍房の裏や桐一葉
還房の汽笛の長き夜寒かな
見張所に一鉢置くや水仙花
甚だ拙吟ではあるが自己の趣味として満
足して居る。私は徒らに句作にのみ耽るの
を可とする者ではない、たゞ職業の趣味で
ふものを詩的方面に求むるのもまんざら唾
棄すべきではあるまいと思ふのみ。

「ストーブ論」

市谷 すゞ蘭生

消化の悪い石炭ばかりで、可愛いストー
ブも通じを悪くしてか、どうも近頃時々眞
黒な顔をして冷たい素振をするので戀する
者にとつて本當に心配でならない。
馬の息がハッキリと八の字に見える寒い
寒い朝や、落葉が寝返り一ツ打てずに凍り

ついでいく冷たい晩など、交番や舎房から交代して来る私達には真赤なストーブの顔が堪らなく戀しくてならない。此の前の前の休憩の時だった、可愛いストーブの真赤な顔をと急いでやつて来たたら、これはしたりの悪戯者に矢鱈に掻き廻されて、真黒になつて怒つてゐる浅ましい戀人の姿を見たとき本當に情けないやら寒いやらでこの胸が……早くあの悪戯者に消防部長としての轉勤辭令でも出してもらはなくては……ストーブを愛する人々よ、可愛いストーブの健康のため出来る丈消化の良い石炭と面倒でも必ず通じをつけてやる事に注意しようではないか。そして自分と同じやうに寒い勤務箇所から同じやうな心を抱いて休憩に来る同僚のため、先ず一杯の石炭を投じてから交代に行かうではないか。

忘れずにくべて行く僅かスコップに一杯の石炭が交代する御互の心にどう言ふ感じを與へるかを考へやうではないか。

◆モダン舎房

市谷 正 光

モダン流行の世の中です、銀座街頭を闊歩するモボモガの群、さては三聯隊のモダン兵舎、モダン好にモダン模様モダン饅頭と。

社會的モダン化の反映は吾刑務界にも影響して來ました。此が取入の嚆矢其の嚆矢こそ實に私等のイチガヤでせう。

一部は西北市ヶ谷臺に聳ゆる大屋は我等が役所、其の我等の役所に遂先月末獨居のモダン舎房が出来上つたのです。名實共にモダンチックのものなのです。建物は木造二階建てスレート屋根の周圍は鐵網ラースモルタル塗です。建型は片假名のコの字型で階上に四十室階下に四十室で一室の大きさは約二疊半、嬉しいのは窓の大きくそして極低いので如何にも感じよく随て換氣の充分完全に行はれるので衛生上最も理想的に出來て居るのです。以上の儘では極めて平凡な舎房の様ですが足一度此の舎房を出て附屬運動場に向つたならば其の通路の

コンストラクションのモダンタイプなのに實に一驚を喫する事とせう。

女區から女面會室に至る通路と右新舎房から運動場に至る通路とが丁度十文字になつて居るのです、で此の交叉點を男女共に自由に通行し得らるゝ様女の通路は交叉點の上のみをブリッジ式にして通路の廊下の兩側を板張にして男女共に顔を逢はす事のない様にし男の通路は此の交叉點は半地下トンネル式に出來て居るのです。ですから此こそGO STOP.のいなないモダン十字路ではありませんか。次に舎房の名稱が亦頗るのモダンなのです。

新舎房を第十二舎と云ひ階上をA階下をBと云ひます。「十二舎Aの何房Bの何房運動」すき通る様な美聲の役人の呼聲！何と云ふ美的情緒を呼び起すモダンチックな呼聲でせう。

愛の行刑明るい行刑の因子の幾分でも此う云ふ裡に含まれて居るのではなからうかしら。

◆喜びと遺憾

北支 F E 生

或る日不詳事が突發して非常召集に應じた僕は、T主任の命を受け、或る重任を帯びて其所へ走つた。約一時後其目的を達して心ひそかに凱歌を唱へて歸所した。

數日後S支所長より刑務賞典規則第一條に依り〇〇〇を賞典と言ふ辭令と身に余る賛辭を載いて退下した。

〇〇〇が君は幸運な男だ、住所が近い爲め賞典に有つたよ、僕が君と住所が代つたら其賞典は僕が貰ふよ。

この言辭を冠せられたときは唯だ恐縮の外なかつたが、僕には發言者の眞意は判らないが、職務の上には冗談は無い筈だ、是れ冗か真か？

刑務職員の非常召集は懸賞競技でない。假令は逃走囚の有つた場合に應集職員の目的は逃走囚を逮捕するに有つて、受賞を目的でないことは、何人と雖も否定すべからざる心理状態ではなからうか。支所長の贊辭は部下をして至誠其職に盡すべきシヨツクを與へるにあるであらう。

◆妾は備前の岡山育ち

岡山 高森原水

僕の行動は刑務職員として寧ろ當然であつて、最初から受賞や賛辭を目的でない、然るに第二の結果に因つて幸運の二字に葬らるると言ふことは實に遺憾に堪へない。僕は指導者にS式生きた勤務の來るやうな將來を望んで止まない。

私はこれまでに他國の人と接した時「君は備前の岡山ですか？」妾は備前の岡山育ち米のなる木は未だ知らぬと云ふ有名な唄があるがあれにはどんな由來があるのか」との質問を受けたことは度々でした、處が實際岡山の者でも委しい事は知らぬので、何時も赤い顔をさせられました。然し此唄の由來に就て三説あると云ふ事だけは聞いて居たので、物知り顔でうまく誤魔化してのけたものです。ほんの概略ながら三つの説のある事だけを紹介して置きます。

(一) 光政候來觀の際、備前の狭小ならざるを知らしむるために、東海道雲助

にかく歌はしめて宣傳せりとの説

(二) 備前候の或女が鳥取藩に婚嫁の時、鳥取よりも岡山の大なるを示すために歌ひしものなりとの説

(三) 獄舎で生れた子供が出獄してから歌ふたのであるとの説

右の三説ありまして一般に第三説が信じられてゐるやうではあります。が稍條理に缺くる點がありますので、私共は第一説がほんとうかと思はれます。何れにしても出典なき事ですから嘘かも知れませんが、國も大きく立派な米が澤山に出來る所であることと丈は事實ですから、備前の岡山には米のなる木がないのかしら、など誤解のない様に願います。

然し私共の様に朝は早く夜は遅くまで高い黒堀の中にばかり居る者には、米のなる木など見る事もなく、どんな木になるものであつた、それすら忘れたやうな氣が致します。或は此の唄は岡山の看守さんの口から出たものかも知れません。

目も耳も疎くなりけり冬籠

罪人

高岡 松井秋峯

罪人と云へば社會の人が、毛虫の様に嫌つてゐる。あの牢屋に繋がれた憐れな人達のことである。然るに其の憐れな人達は吾等とは謂ふにけれぬ、又切るにも切られない密接な關係にあるのである。

何んとなれば時には吾等は彼等罪人の職工長となり、教師となり、又は両親となつて、起居動作を共にせねばならないからである。故に彼等を時には馬鹿者よ悪者よと罵つても何んで彼等をにくむことが出来ようか。社會が嫌らへば嫌らう程、より以上愛が増す許りである。又彼等としても吾等が親であり且つ教師であると思ふが故に、時としては、これでもみたいだらうし又甘えてもみたいだらう。茲に於て吾等は親として教師としての立場からして、彼等を論し横道へ入らぬ様にと教へ導くのである。實に罪人は吾等の可愛い子供同様である。然るに社會の人は何にが故に彼等を憎むのか、其の可愛相な姿を見るに忍びないの

である。誰れかが謂ふた、彼等は罪人であるが故にと、實に不可解千萬な言草であると思ふ。要するに罪人たりとも決して憎くわべき者でない。互に手の引き合をして深らせぬ様に注意し合ふのが當然ではなからうか。吾等は勿論のこと社會の人と雖も其の覺悟こそ肝要であると思ふ。
現今は有識者間にありては免因保護の叫ばれてゐるのけ當然で不思議な事は無く吾等としてはより充實の到來をば、期待すべきである。

まことの友

長崎謙早 飯田生

「彼が性行を知らんと欲せば、先づその親しく交れる友を視よ」とは、頗る味のある言では無いか水が器の方面にしたがつてその形を變ふるが如く友の善悪は、直にその感化を我が性行の上に及ぼすべきものとすれば友は乃ち我の鏡我は則ち友の鏡で、我の半面は確に、朋友の人となりの上にも見え、朋友の半面は我が性行の一部となつて現れるのであらう。斯う考へると朋友の擇

寒 蘆

静岡賤機會

戸田先生評
遠山に雪見えそめて風寒み 蝶月
川のかれあしうちそよきつ、 機月
浦風に吹さらされて霜さやく 機月
おともさひしきあしのひとむら 機月
きのふまで風にそよきしむら 落濤
霜かれはて、あばれなりけり 皓月
水鳥の宿らむかけもなきまてに 皓月
したをればはてぬ霜の枯芦

夜 霞

ましら鳴くゝ系にきほひて夜深くも 落濤

あられたはしる冬の山里 落濤

さよふけて霞たはしる音すなり 笠堂

よひのそらには月も見えしか 笠堂

風さゆるよはの時雨や米るらむ 菖雪

まことに霞のおとそきこゆる 菖雪

木からの吹すさむ夜に霞ふる 八雲

おとさへきくそ寒けかりけり 八雲

緑こき松の木の間のもみち葉は 八雲

はなにもまさる色にそありける 落濤

庭の面に落葉かく子の袖までも 落濤

いろこくそむる菫のみみち葉 落濤

布引の瀧のしら糸そめいて、 秋期

おとし錦は紅葉なりけり 秋期

△守舊的な巴里の盜賊▽

左は佛國警視廳前探偵長エドワール・ドセルヴィユ氏のある探偵雜誌に寄せた論文の要領である
今は正に巨盜の時代である、文化が進み、科學知識が発達すればするほど、社會の暗黒界も、これに伴隨して進むのである。盜賊の舊時代は、世界大戰を轉機として過ぎ去つた。千九百十四年以來の暗黒界は、他の社會と同じく、一大變革を來した、そして今日の犯罪は、自動車と、連發銃と、飛行機の逃走パノラマである。彼等の犯罪の收獲高は、二十五年以前に比して別段増加した様子もないが、近代の犯罪學學率は、世界戰爭以後いぢるしく低下したのである。最新式科學應用の犯罪捜査法も、モダインな泥棒達を捕縛するには、あまり役立たないのは驚くべきことである。それは何故である？ けれど彼等の逃走が巧妙迅速となり、備かに一日の間隔によりて、彼等は犯罪の現場から、既に數千マイルの遠方に去るからである。
所がこゝに不思議なことには、歐洲各國の大都市中で、パリだけは、盜賊の手工が一向進歩して居ないのである。これは私共の立場からは、喜ばしいことで、盜賊の技術などは、進歩してもらひたくはないが、これと伴隨して、警察方面の捜査法も、一向進歩しないのは面白い對象である。勿論、等警官達も、新式科學的捜査法を無視する譯ではないが、ドウもパリの警官は、彼等獨特の冷靜な、控目がちな、しかして最も効果的な捜査方法をよるこぶので、しかもその成績は、パリッ子の盜賊に對して、非常に佳良である。彼等はパリの暗黒界を隅から隅まで頭の中にしつかりと把握して犯罪を手繰り出すこと、囊中の物をさぐるよりも容易である。従つて他の歐洲の都市における如く、物々しき新式捜査法を必要としない。
勿論パリの警察界からは、犯罪學の泰斗メルクロン君を出して、歐洲各國に多くの新式犯罪捜査法を教へたが、パリ自身においては、千九百年以來、犯罪手工が變化も進歩もして居ないから、折角の新式捜査法も施すに所がないのである。ソコで私はこれだけの事を天下に公言して憚らない、いはく「パリの警視廳は、歐洲大陸において最も有效なる探〇術を有す」と、實際彼等探偵達は、神秘的千里眼を有するが如く的確に犯人を檢舉するのであつて、恐らく世界の巨盜連といへども、この事實は容識するであらうと思ふ。

生 駒 翺 翔

刑 統 計

昭和三年十一月中入出監並月末在監人員 (△減)

Prison Population during the Month of October 1928

| 受刑者 刑事被告人 勞務場留置者 乳兒 | 越員 | 入監 | 出監 | 現員 | 前月末日 | | 前年同月 | | 增減 | |
|------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|------|------|------|
| | | | | | 現 | 未日現在 | 現 | 未日現在 | 前月比較 | 前年比較 |
| 38,222 | 3,525 | 4,425 | 37,322 | 38,222 | 37,577 | △ 903 | △ 255 | | | |
| 3,622 | 2,829 | 3,373 | 3,078 | 3,622 | 3,275 | △ 544 | △ 197 | | | |
| 329 | 351 | 379 | 301 | 329 | 345 | △ 28 | △ 44 | | | |
| 6 | 1 | | 7 | 6 | 7 | 1 | 0 | | | |
| 41,356 | 6,498 | 7,890 | 39,955 | 41,356 | 40,389 | △ 1,401 | △ 434 | | | |
| 823 | 208 | 278 | 753 | 823 | 815 | △ 70 | △ 62 | | | |
| 42,179 | 6,706 | 8,177 | 40,703 | 42,179 | 41,204 | △ 1,471 | △ 496 | | | |
| 總計 | | | | | | | | | | |

備考 內朝鮮人受刑者男895人,刑事被告人男65人,支那受刑者男136人,女2人,刑事被告人5人,英吉利人受刑者男1人,露西亞人受刑者男1人,伊,利人受刑者男1人。

昭和三年九月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Month of September. 1928.

| 刑務所別 Name of Prisons | 受刑者 Prisoners sentenced | | | 刑事被告人 Prisoners Accused | | | 勞務場留置者 Prisoners in "Rookit-jo" (Place of fine or penalty imposed) | | | 乳兒 Babies in Prison | | | 合計 Sum Total | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------|------------|----------------------------|-------------|------------|---|-------------|------------|------------------------|-------------|------------|-----------------|-------------|------------|
| | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total | 男 Male | 女 Female | 計 Total |
| 小菅 Kosuge | 1,031 | | 1,031 | | | | | | | | | | | | 1,031 |
| 山谷 Ichigaya | 122 | 12 | 134 | 25 583 | 22 | 25 605 | 45 | | 45 | | | | | | 775 |
| 熱多摩 Toyotama | 855 | | 855 | 98 | | 98 | 5 | | 5 | | | | | | 958 |
| 聖蹟 Sugamo | 1,913 | | 1,913 | | | | 2 | | 2 | | | | | | 1,915 |
| 横濱 Yokohama | 595 | 3 | 598 | 133 | | 133 | 9 | | 9 | | | | | | 737 |
| 千葉 Chiba | 843 | | 843 | 27 | 3 | 5 28 | 2 | | 2 | | | | | | 874 |
| 水戸 Mito | 371 | | 371 | 38 | 1 | 8 39 | 3 | | 4 | | | | | | 420 |
| 宇都宮 Tsunomiya | 478 | 140 | 618 | 24 | 3 | 3 24 | 1 | | 1 | | | | | | 505 |
| 前橋 Maebashi | 1,023 | | 1,023 | 47 | 1 | 8 48 | 14 | | 14 | | | | | | 1,037 |
| 船橋 Shibanoaka | 600 | | 600 | 3 72 | 2 | 3 74 | 2 | | 3 | | | | | | 677 |

(規令務刑)

果ナク斯ル者ニ對シテハ適用セサルモノトス
(乙號)

司法省
刑事局刑事第三八八號

昭和四年一月十九日
司法省刑事局長

岐阜州務所長殿

昭和二年復権令第二條ニ關スル質疑ノ件回答
客年十二月廿七日附第一九七一號ヲ以テ昭和二年復
権令第二條ノ解釋ニ關シ問合ノ趣了承同條ハ少年法ノ
適用ヲ受ケサル即チ少年法施行前ノ所謂少年犯ニ適用
アル義ニシテ少年法第十四條ト同様ノ取扱ヲ爲シ洽ク
恩典ニ浴セシムル趣旨ニテ規定セラレタルモノニシテ
滿十八歳ニ達シタル後前科數犯ヲ有スルモ何等同條ノ
適用ニ影響ナク少年時ノ犯罪ニ付テハ復権セラレ、モ
ノト思考致候滿十八歳ニ達シタル後前科數犯ヲ有シ其
ノ前科ニ付資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレ、以上ハ十八

行刑局長通牒

歳未滿時ノ犯罪ニ付復権ニ浴スルモ事實上復権ノ効果
ナキカ如クナルモ十八歳未滿時ノ犯罪ニ付六年以上ノ
懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者ニシテ滿十八歳後ノ犯
罪ニ付六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル場合ア
リト假定スレハ十八歳未滿時ノ犯罪ニ付昭和二年復権
令第二條ノ復権ニ浴スルト浴セサルトハ選舉權等ニ至
大ノ關係有之次第ト存シ候尤モ質疑ノ場合ハ昭和二年
復権令第二條ニ依リ十八歳未滿時ノ犯罪ノミニ付復権
セラレ、モノニシテ右復権ヲ得タル後犯シタル罪ニ付
言渡アリタル刑ニ付テ今回ノ減刑令第八條ニ抵觸シ減
刑ニ浴セサルモノニ候條爲念申添候

銃器及銃劍取扱方ノ件

昭和四年一月二十九日
行甲第一〇一號

(規令務刑)

陸軍ヨリ拂下タル銃器及銃劍ノ處分方ニ關シ別紙ノ通
陸軍省ヨリ照會有之候ニ付テハ教練用並警備用共自今
右趣旨ニ依リ御取扱相成度候
追テ陸軍ヨリ銃器及銃劍拂下希望ノ向ハ毎年四月末日迄

ニ其ノ年度内所要數ヲ取摺メ左記様式ニ依リ御申出
相成度尙別紙文部省通牒ニ記載セル本省ニ報告スヘ
キ事項及本省ノ指示ヲ受ケ處理スヘキ事項ニ付テハ
其ノ都度遺漏ナク當省へ御申出相成度候

記

| 銃器及銃劍拂下希望數調 | | 拂下ヲ要スル事由 | |
|-------------|----|----------|--|
| 品種 | 數量 | 用途 | |
| 三八式歩兵銃 | | | |
| 三十年式銃劍 | | | |
| 何 | | | |

附表ノ一

銃器及銃劍現在調

(規 令 務 刑)

| 品 種 | 數 量 | 用 途 | 摘 要 |
|---------|-----|-----|-----|
| 十八年式村田銃 | | | |
| 三十年式歩兵銃 | | | |
| 同 銃劍 | | | |
| 何 | | | |

備考、摘要欄ニハ毀損ノ程度、處分見込等ヲ記入スルコト
 附表ノ二

| 第一年次 | 第二年次 | 第三年次 | 復習期 | 計 |
|-------------|------|------|-----|---|
| 教練ヲ受クル受刑者數調 | | | | |

備考、警備用トシテ拂下希望ノ場合ハ本附表ヲ要セス

(別紙)
陸普第五五七六號

破損銃器及銃劍處分方ノ件照會
昭和三年十二月十一日

(規 令 務 刑)

陸軍次官
 司法次官殿

貴管下學校等ニ於ケル教練用銃器及銃劍ニシテ陸軍ヨリ拂下ケタルモノ、内破損燒夷等ノ爲廢棄處分ヲナス必要アル場合ハ左記ニ依リ取扱相成様致度照會ス

追テ使用ニ堪エサル軍用銃ハ銃砲取締上遺憾ナカラシムル爲拂下ノ有償タルト無償タルトヲ問ハズ之ノ返付セシメラレ度越旨ニ付申添フ

尙別紙文部省ヨリノ通牒ハ當省ト協議ノ結果決定セラルモノニシテ努メテ全國同一取扱ニ致度ニ付參考ノ爲送付ス

左 記

一、學校教練用銃器不足ノ現況ニ鑑ミ假令一部破損セル銃器ト雖モ利用シ得ル限り使用セシメラレ度コト

一、使用ニ堪エサル軍用銃及銃劍ニアリテハ陸軍兵器

廠又ハ師團兵器部ヘ無償ヲ以テ返付セラレ度コト陸軍ヨリ拂下タルモノト雖モ使用ニ堪エサル非軍用銃ニアリテハ貴方ニ於テ適宜合法的ニ處分セラレ度コト但シ希望ニヨリテハ前記陸軍官衙ニ於テ軍用銃ニ準シ返付ニ關シ協議ニ應ス

一、前號ニ依リ陸軍ニ返付セラルル際ノ運搬費ハ返付者ニ於テ負擔セラレ度コト

一、處分濟ノ銃器ハ其種類數量等ヲ學校毎ニ區分シ貴省ヨリ當省ヘ通牒セラレ度コト

發專八號

昭和三年六月七日

文部省專門學務局長

廳府縣知事宛

學校教練用銃器拂下保管並處分ニ關スル件

標記ノ事項ニ付テハ豫テ其ノ都度通知ノ次第モ有之タ

ル處將來左記ノ通知取扱フコトニ決定致シタルニ付御了知相成度尙貴管下各學校ニモ周知セシメラレ度此段通知ス

銃器ノ拂下

- 一、新品三八式歩兵銃及三十年式銃劍ハ屬品共一揃六拾四圓八拾錢(内譯銃四十參圓六拾錢、銃ノ屬品廿二ノ屬品參圓拾錢、但シ本價格ハ昭和三年ノ價ニ有度分ニシテ年限ニヨリ變更スルコトアリ)ノ價ニ有之希望ノ場合ニハ本省ノ承認アルモノニ限り隨時陸軍造兵廠ニ製造方依頼シ得ルニ付豫メ當該學校ヨリ貴廳經由本省ニ承認方申請セシメラレ度
- 二、古品三八式歩兵銃及三十年式銃劍ハ屬品共一揃約拾五圓ノ割ヲ以テ年一回拂下實施ノ見込ニ付將來ハ貴管下公私立中等以上ノ學校其ノ年度ニ於ケル拂下希望數ヲ左ニ附記セル様式ニ依リ取纏メ毎年四月末日迄ニ申出ラレ度其拂下實數ハ陸軍省ヨリノ拂下總

數ト全國各學校ニ於ケル保管銃器數及訓練ヲ要スル生徒數等ヲ參酌ノ上決定シ貴廳ニ之ヲ通知可致銃器ノ保管利用

現在各學校ニ於テ保管セル教練用銃器ノ數ハ訓練ヲ受クル生徒ニ比シ甚シク不足セルモノ尠カラスカニ補給ニ付テハ本省ニ於テモ深ク考慮シツ、アルモ毎年陸軍省ヨリ拂下ヲ受ケ得ル古品銃器ノ數ニモ制限アリ旁々現在各學校ニ於テ保管セル銃器ハ其手入保存ニモ十分ノ注意ヲ拂ハシメラレ破損セルモノニ付テハ出來得ル限り修理使用セシムル様致度尙破損銃器ノ修理ニ就テハ陸軍造兵廠ニ於テ便宜ヲ與ヘララル答ニ付希望ノ場合ニハ最寄ノ造兵廠(東京工廠、名阪工廠)試驗射擊ヲ要セサル簡單)ニ申出テラレル様ナル修理ノミ小倉兵器製造所)ニ申出テラレル様致度モ運搬費及修理ニ要スル期間等ノ關係上簡易ノモノハ軍用銃砲修繕業者(銃砲火藥類取締法第三條第三項同法施行規則第五

條ニ依ル手續

ニ依賴セラルルヲ有利トス
次ニ甲學校ニ於テ其ノ保管銃器ニ幾分ノ餘裕アル場合ニハ非軍用銃ニ限り銃器ノ不足セル乙學校ニ貸付保管換若ハ讓渡ヲ爲ス等貴官ノ御見込ニ依リ適宜御處理相成差支無之モ其ノ場合ニ於テハ學校名及其ノ事由、銃種、數量、條件等詳細ニ具シ直ニ報告セシメラレ度 借受銃器ノ返還ヲ爲シタルトキ亦其ノ旨報告セシメラレ度 軍用銃ニアリテハ假令餘裕アル場合ニ於テモ絕對ニ轉賣又ハ散逸セサル様嚴重ニ保管シ若シ他校ニ貸付又ハ保管換等ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ必ス豫メ其ノ事由、銃種、數量、等詳細ニ具シ本省ニ申出テ本省ヨリノ指示ニ基キ處理セシメラレ度

銃器ノ處分

各學校保管ノ銃器ニシテ毀損ノ爲修理スルモ使用ニ堪ヘス廢棄處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ

一、陸軍省ヨリ拂下ヲ受ケタル銃器ニシテエンピー

ル、スナイドル、マルチニ、十三年式若ハ十八年式村田銃等明治二十年(西曆一八八七年)以前創製ノ所謂非軍用銃器及銃劍ニ限りテハ保管者ニ於テ相當嚴重ナル手續ノ下ニ賣却、破棄等適當處分相成差支無キモ此ノ場合ニ於テハ其ノ處分方法及銃種、數量等詳細ニ具シ直ニ報告セシメラレ度尙陸軍兵器廠(師團兵器部、要寮司令部ヲモ含ム)ニ於テモ返納ニ關シ協議ニ應スヘシ

二、二十二年式村田銃、露式單發並連發銃、三十年

式歩兵銃並騎銃、及三八式歩兵銃並騎銃四式騎銃等所謂軍用銃器ハ拂下ノ條件トシテ他ニ讓渡若ハ賣却スルコトヲ絕對ニ禁止セラレ居ルモノナレハ此ノ種ノ銃器ニシテ不用ニ歸シタルトキハ之ヲ陸軍省ニ返付スヘキモノナルニ付不用品トシテ處置ヲ爲サントスル場合ニ於テハ當該學校長ヨリ豫メ其ノ銃種、數量、毀損ノ程度等詳細ニ具シ本省

- ニ申出テシメラレ度本省ニ於テハ陸軍省トモ協議ノ上返付方ニ關シ何分ノ指示可相成
- 三、軍用銃器ハ火災ノ爲焼失ノ場合ニ於テモ其ノ殘留品ハ右ト同様陸軍省ニ返付セシムルモノニ付當該學校長ヨリ焼失セル銃種、數量等ヲ直ニ本省ニ報告セシメ且殘留品ハ本省ヨリ指示アル迄嚴重ニ保管セシメラレ度

附記

- 一、銃器ノ拂下、讓渡、保管換、貸付、廢棄處分等ニ關シ貴管下學校ヨリ本省ニ提出ノ書面ハ必ス貴廳ヲ經由セシメラレ度
- 二、銃器ノ備附、處分等ニ付警察官署ノ認可ヲ要スルモノニ付テハ當該學校長ヲシテ其手續ヲ誤ラサル様注意セシメラレ度
- 三、陸軍省ヨリ銃器ノ拂下ヲ受クル場合竝ニ不用銃器ヲ陸軍省ニ返付スル場合ノ荷運搬費ハ學校側ノ負擔トス

- 四、不用銃器ノ處分方ニ關シ何出ノ向モ有之處右ハ本通知ニ基キ處分ノ方法ヲ決定シタル上改メテ申出若ハ報告セシメラレ度
- 五、拂下ノ希望銃器申出様式(以下省略)

陸軍將校教練查察ニ關スル件

(昭和四年二月一日 行甲第一一七號)

近時師團幹部將校、青年教練查閱官等ニ於テ刑務所教練ノ實況ヲ查察セラル、向有之候處右ハ教練指導方法ノ完璧ヲ期シ教練ノ發達ヲ促進スル爲頗ル適切ナルコト、認メラレ候條將來是等陸軍當局者ヨリ教練查察ノ希望アリタル場合ハ努メテ便宜ヲ計リ又查察ノ結果ニ付成ルヘク講評ヲ請ヒ一層教練ノ進展ニ資セラレ候様致度尙其ノ際施行シタル教練ノ課目、出場人員、查察者ノ官氏名、講評ノ概要受刑者ノ感想ニシテ參考ト爲ルヘキモノ等詳細御報告相成度候

陸軍將校教練查察ニ關スル件

(昭和四年二月一日 行甲第一一八號)

標記ノ件ニ付關係刑務所長ニ對シ別紙ノ通牒致置候間御了知相成度候

昭和四年二月二十六日舉行

懸賞論文當選者授賞式

昭和四年一月二十六日舉行

前號に於て、本協會の懸賞論文募集に應じ入選の榮を得た人々の氏名を掲載したが、その授賞式は、昭和四年一月廿六日午後一時より、茶話會の前に本協會大講堂に於て、舉行された。

當日は、榮冠を得た人は遠く九州、青森等からも列席され、頗る盛會でさつた。

來會者氏名

| | | |
|-------|------|-------|
| 田中繁太郎 | 中村勤次 | 米村直太郎 |
| 木村誠 | 角田重美 | 土橋惣太郎 |
| 大原虎夫 | 武藤亘 | 上田茂登治 |
| 鍵山俊治 | 小林忠夫 | 赤城一雄 |
| 齋藤文藏 | 二瓶伊七 | 江村繁太郎 |
| 乙坂佳性 | 布施寛三 | 本多六太郎 |

| | | |
|--------|-------|--------|
| 伏木長吉 | 青柳彌録 | 島田健太郎 |
| 佐藤乙二 | 子島寅藏 | 大野數枝 |
| 藤井藤藏 | 秋山保 | 二場實俊 |
| 町田市藏 | 行定形治 | 杉下學人 |
| 渡邊末太郎 | 豊田作治郎 | 片桐雪城 |
| 栗田紀道 | 土谷正光 | 高橋義一 |
| 山中鉄一 | 荒卷正修 | 岡井定男 |
| 富井隆信 | 菅原唯定 | 島村孝映 |
| 長谷川鐘太郎 | 松山憲太郎 | 中村久次郎 |
| 涌水玄痴 | 松山爲治 | 古田円正 |
| 小島耕一 | 鹽見市郎 | 高田苗治 |
| 和田岩雄 | 太田卯八 | 工東寅信 |
| 石井文太郎 | 五十嵐正勝 | 山下兼三郎 |
| 永岡三市 | 荒木勝英 | 篠崎惣右衛門 |

| | | |
|-------|-------|---------|
| 綿野靜三郎 | 藤倉留造 | 寺澤八十二郎 |
| 渡邊進 | 双木文四郎 | 中村利義 |
| 松崎隆明 | 上野豊 | 中村力藏 |
| 中田主税 | 保貞良 | 田中董樹 |
| 小川定次郎 | 渡邊播太郎 | 和田千松郎 |
| 藤井惠照 | 中村基吉 | 小室利市 |
| 池上貞治 | 古屋盛安 | 柴田計候 |
| 藤澤正啓 | 其他審査員 | 理事協會の職員 |
| 練習生、等 | | |

式辭

- 一、開會の辭
- 一、賞品授與
- 一、會長諭告
- 一、審査員感想談
- 一、當選代表者答辭
- 一、閉會の辭

概況

作江王事の開會の辭について、松井本會々長より、先づ一等に當選した東邦彦君(豊多摩看守長)に賞狀及び賞品の授與がある。モーニング姿で、肅と威容を正して居られるが、あり／＼と喜悅の色が交錯してゐる。

割れるやうな拍子のうちに座席に復ると次が二等の長谷川清一郎君、次で本省の宇田家三君、京都の高田苗治君等々と選外佳作の人達を入れて二十數名孰れも得意の色を漾はし、拍子に送られて、賞品を授與される。授賞が終ると、松井會長は、大要次のやうな諭告を述べられた。

松井會長諭告要旨

——文責任記者 A——

曠古の御大典の諸御儀式も滞りなく終らせ給ふたことは、國民として、寔に欣喜にたへない次第である。さて、この御大典に際し各方面に於て、記念事業が種々とは行はれたが、我が刑務協會に於ても、この機會に、何か事業をおこなねばならぬと、種々理事諸君と協議を重ね、すでに御了承の如く、

第一に出版物の刊行

を企てた。即ち行刑法規類纂、ポケット行刑法規等の出版がこれである。

第二に、記念博覽會に刑務所の製品を出品

した。春の東京に於ける御大典記念博覽會の京都に於ける記念博に、刑務所の製品を陳列して、廣く社會の人々に

紹介し参考に供する外即賣會も催した。
第三に、京都に於て全國刑務所演武大會を開催した。武徳殿における本格的試合は、これが嚆矢である。

第四が、論文の懸賞募集である。これは、今回が初めての企てである。

扱てこの論文の懸賞募集をなすにあつて、初め吾々は、實は、その成績如何をあやふんだのである。成績がどんなものであらうと氣にやんでゐたのである。

然るに、應募された諸君の論文をみると、全く予期以上の好成績をみるに至つた。その應募數から云つても、又論文自体の内容から云つても、實に予期以上であつた。吾々が讀んで、その論文から得るところが非常に多かつた。これは畢竟刑務官諸君が、繁雜な劇務にもかゝらず一般に平常研究心がつよく、勉強されてゐる結果の現はれで、非常にうれしく感じた次第である。

演武大會は、之を行ふてからすでに數年になり、初め希望したる以上の好成績をあげ、所期の目的を果してゐるが、云ふ迄もなく、武は必要で、かくことが出来な

い、ます／＼之を盛んに奨めねばならぬが、武のみを以つて刑務事業は完全なりといふことは出来ない。

以前の監獄は、たゞ身柄を拘禁しておけばそれでよかつた。職員は、所謂牢番で、收容者の身柄を保管しておれば、役目が終つてゐたのである。この時代には、受刑者には高壓手段を用ひ、即ち武を以て臨んで居ればよかつた。

しかるに今日では、社會もすゝんで來たし、收容者に對する處遇も異つて來た、收容者は、「人」として取扱ひ、之を教養せねばならぬ。

職員と收容者とは「人」對「人」で、こちらの心を以て彼等の心に對し、相比較し聯絡してこそ行刑の實があるのである。

又一面から云ふと、昔は、刑務所の職員は社會とはなれた特別の設備のなかに務めてゐるので、社會の事情を知る必要もなかつた。たゞあの城壁のなかにじつと、閉目してとち籠つて居れば役目がすこせたのである。

然るに、今や事業は一變した。あの一角に閉ぢこもつてゐることが出来なくなつた。事業の性質上、刑務事業

は各方面に關係を有するので各方面の知識を獲得し之を應用して行はねばならなくなつた。従つて、非常に廣い範圍に聯絡をとらねばならぬ。即ち社會的に生きねばならなくなつて來たのである。

又職員も地位も向上し、社會もこの刑務事業を鋭く注目するやうになつて來た。それだけ責任も重くなつた。以前は監獄などを社會は問題とせなかつた、參見するのさへ汚らしい位に普通考へてゐたのである。

今では、有識者間の思想が變り、刑務事業は、緊要にして尊嚴なものであるとして眺められるやうになつてゐる。

かくの如く内部的にも外部的にも、行刑の情勢は、變移して來たのであるから、これに隨應するところの研究、學究と缺くことが出来なくなつたのである。

この懸賞論文の募集も、かうしたことから、武に對する文の奨励も必要なることを感じて、なしたのである。

故に、本來の性質から云ふと、教誨師、教師保健技師等の募集も加へなければならぬのであるが、武道の方が、看守長、看守の資格に限つて之をやつてゐるので、その

武に對する關係から、文に於ても同一の資格者のみに應募を限つたわけである。

審査委員の方は、孰れも學識のある第一人者のみで、幸に心からの御好情により、嚴重に御審査下され、予備審査、本審査を経たその結果、入賞當選が定められたのである。

從て、當選した人は、單に一身の名譽ばかりでなく刑務所全体の榮譽でもある。蓋し、かく當選の榮を得られたのは、各自の研鑽の結晶に外ならないが、さうさせたのは、他面に於て、その境遇がよろしきを得たのである。必ずその周圍の事情は、研究心に富んでゐると思はれる。

然し、この當選によつて自惚れてはならない。又不當なる期待をもつてもならない、よろしくこの論文を募集した精神を反省し、益々研究を積み、所期の目的を達成せられんことを希ふてやまぬ次第である。云々

次で、第一部の審査員として、有馬四郎助氏、第二部の審査員として根本所長の所感談があつた。

その要旨（文責在記者A生）

有馬審査員感想

本日こゝにあげられた式は、誠にお芽出度い式で、私のふるい四十年來の歴史から云つてもこれが初めてである。自分にとつて誠に意義ある結構なことであることを痛感すると共に、世の進歩發達の著しいあとを顧みて驚嘆さしめるのである。さて私も審査員の一人として、論文を拜見する光榮に浴したのであるが感想の一端をこゝに忌憚なく申し上げてみたい。

松井會長のお話しにもあつた如く、私もこの論文をみて、實にこの道のためによるこぶと共に、同僚の諸君に心から敬意をさしげざるを得ないのである。

全く應募された論文の内容は、おどろくべく進んだもので、實は今迄一般にそういふ點までまだ思想は達してゐまいと考へてゐたのであるが、之は全く自分の不覺で、豫想以上にすゝんでゐる。之は、時勢の力もあるが、自分は練習所の功績が非常に大である、あづかつて力あると信ずる。勿論、同僚諸君の切磋琢磨の力の大なることは云ふ迄もない。

とにかくよろこばしいことで、私も教へられることが多く、刑政に自分は時々かいて御高覧を煩はしたが、もうその筆も自らにぶるといふ次第である。と同時に、將來に對する望も大きく加はり、この勢を以てすれ

ば、五年十年の間には、全く別天地の感をもるに至るであらうと思ふ。社會に對する貢獻も、更に之れだけ加はつてくる。

然し、之は杞憂であり失禮であるかも知れないが、この勢を以てすゝむときその悉くが樂觀すべきであり、悲觀すべきところのものはないかと云ふと、進めば又障げがあるのは通例で、思想にすゝむと、實行の上はとかく、手ぬかりが出来易い。支那の如きも、思想方面から云ふと東洋の二等國でなく、金石名文に充され、思想はすゝんでゐるが實際は、天地相反するものがある。

刑務界では、思想の高きをよろこぶけれ共、若し實行が出来なければ、むしろ思想の高きをのぞまず實踐躬行する方を可とするのである。實際、頭がよく、才があり筆の動く人は、どうも實際をおろそかにし易いのである。机の上の整頓なども出来てゐないのが通例である。

だが、時代が以前とはだん／＼ちがつて來た。武にのみ偏してはならぬ、劍は一人の敵、文は万人の敵に對すると云はれてゐるが如く、文も必要である。で今後は、文武並んでゆかねばならぬが、文の權威を認める一方この實際の方にも充分力をつくされんことを希望してやまない。

根本委員所感

私が刑務官になつたとき、或る人がかう云ふことを云つた。

「看守の人は、種々な關係から文才の方については多少他の方面と比較してどうだらう」と

然るに其後、さきに、刑務改良に對する意見を發したことがあつたが、そのときにも名文があつた。訓練所で勉強され、又刑政やその他のもので、勉強して居られることを知つたのである。よく、看守の讀書の閑のことが問題になるが、之はつくればつくれぬことはないで、諸君は、その閑をつくつて勉強をばけられてゐるのである。それで此度の論文が募集されたについても立派なものが出來。今迄は、それを發表する機會がなかつたのであると、確信期待してゐたのであるが、果して、その期待にたがはず、まことに立派なものが提出され、思はず會心の微笑をもらし、さまで驚嘆しなかつたのである。つまり今迄は、こゝいふことを認める事柄がなかつたのである。といふことを心に更にしたのである。

内容は、收容者の處遇要諦は、範圍が非常に廣い、處遇の綱領、方針、心得方、等々種々にわたりいろ／＼の方面の研究が必要である。しかるに諸君は、各方面ともによく研究されてゐる。

まことに刑務界の前途發展は期してまつべきで、余り暇のないところをさいてかく研鑽されてゐることは、感謝せざるを得ないのである。益々えられたる榮譽の上に力をみがき、之を行刑に用ひられんことを希望してやまない。一日に僅かな時間でも學につかへば、永い間には、大なるものとなるのである。

たゞ一言漢字のあやまりや修辭等については、まだ充分でない人があつたやうに思ふからこの點には、もう少し留意され、文才がくもらない様につねにみがいて頂きたいと思ふ、云々

終りて、受賞者總代として東邦彦氏の答辭があり、式を閉ぢ、引つゞき茶話會にうつり、最近支那を視察し歸任された黒川涉檢事の支那視察談の講演があつた。

尙一等當選者東邦彦君には、賞品として、金側懷中時計、貳等字多君外六名には金側腕時計、三等當選の八君には夫々置時計を授與し、選外佳作の二十六名へは、シヤープペンシル一本宛及書翰用箋二帖づゝを贈つた。尙一般應募者には、紀念品を近くもれなく贈呈することゝなつてゐる。



御大典記念當選懸賞論文

刑務官の使命

第一部 第一等

東 邦 彦

自己の使命を自覺して自己の使命に生くる者は幸福である。人間には皆その使命がある自己の使命を遂行せんが爲に一身を捧げて勇往邁進する生活をこそ價値ある生活と謂ふことが出来るのである。

刑務官は國家機能としての刑罰就中自由刑の執行を掌り刑の目的を實現すべき任務を有するものである。故に刑務官の使命を論じるに當つては先づ刑の目的を明にするの必要がある。何が故に國家は犯罪者を處罰するのか。所謂刑法理論の争はこの點に關し過去數十年間激しい論争を續けて來たのであるが、今日に於ては「犯罪を犯し

たからではなくして、犯罪を犯させないが爲に之を懲罰するのである」と云ふことは既に一般に認められてゐる處のものである。即ち刑罰は過去の犯罪に對する應報ではなくして、將來の犯罪を豫防することを目的とするものである。殊に特別豫防と云ふことは刑の任務の最も重要なものである。勿論吾人は刑の本質に威嚇に依つて一般社會を警戒せんとする一般豫防的性質が含まれてゐることを否認する者ではない。事實刑罰法規や刑事裁判が無ければ經濟的精神的窮迫に際し多くの者はその逃路を犯罪の世界に求めるやうにならう。之を防止してゐるのはある程度までは確かに刑罰の威嚇的效果である。けれどもその効果も實は薄弱なものであつて、決して個人及其環境に働きかける犯罪の機會を絶滅するものではなく、只時として溢れ出やうとする弱い衝動の流れを遅らせる位が關の山である。殊に威嚇と云ふことのみを重要視して犯罪者其者の救済を犠牲にするが如きことありとせんか否は近代の刑事政策の要請に反すること甚しきものである。共同便所を適宜に設けることが市の清潔を保つ上からは罰金や拘留よりも遙かに効果があるが如く、一般豫防と云ふ意義に於ての刑罰の效力は犯罪防止の上に於て到底他の社會的施設の改善に及ばないのである。刑の刑たる所以は實に特別豫防に存するのである。換言すれば刑の目的は犯罪者を救済して將來再び犯罪を累ねるが如きことなからしめんが爲に之を陶冶せんとするに在るのである。伊太利に於ける人道主義の刑事學者ランツアも早くから「刑は教育である、然らずんば存在の意義がない」と主張して居る。行刑、就中自由刑の執行はかゝる刑の目的を實現せんが爲にする國家機能であつて其目標とする所は犯罪者を規律と勞働に慣れしめ、その人格を陶冶して文化生活に寄與すべき社會的能力たる意力、知力、創造力、構成力の總てを賦與し、身心の練磨と職業訓練を施して生存競争場裡に於て落伍者となるの虞なきやう社會的に再生せしめ以て再び犯罪を累ねることなからしめるは勿論彼等を社會生活に貢獻すべき有爲有能の良民と化さんとするに在るのである。この行刑の目標とする處のものを遂行することこそ刑務官の使命である。

換言すれば刑務官の使命は『善』と『力』を創造することである。犯罪者を教化してその悪性の根を絶ち其性の萌芽を培養することは『善の創造』である。之を教育して職業能力や労働能力を賦與することは『力の創造』である。斯くの如き創造的教育活動こそ刑務官の使命の本質をなすものである。

行刑に於ける中心活動を爲すべきものは、刑務官である。『方法にあらずして人にあり』と云ふ言葉が最も適切に當嵌まること行刑に於けるが如きものはない。然るに『人』の如何には頓着することなく専ら『方法』の工夫のみ没頭するが如きは甚だしき誤謬である。如何に立派な制度と雖も之を運用する人を得ざるときは無力である。今日行刑に於ける教育目的を達する上に於て最も適当な方法であるとされてゐる累進處遇制の如きも其運用宜しきを得ざるときは收容者の中にある活動力を喚起し教育を促進することは出来ないものである。嘗て前世紀の風々が何でも厳正獨居拘禁制なる方法を以てすれば行刑上の總ての救済が出来ると誤解したと同様に累進制の組織の中に收容者を投じさえすれば刑務官の何等の努力を俟たずして機械的に教育されるものと思つてはならない。刑務官その人が常に個々の收容者に對し教育活動を怠らないやうにしなければ如何なる制度も如何なる組織も如何なる方法も何にもならないものである。

以上の如く刑務官がその使命を全うせざるときは一國の行刑は失敗に終り、效果なき行刑が國家社會にとりて如何に高價なものであるかに想到すれば刑務官の使命の實に重大なことを悟らすにはいられない。然かも行刑に於ける教育活動は一般の教育活動と異り實に困難なものである。その理由は被教育者たる收容者の多くが教育上必要な弾力性や感受性の缺けた成人であり、且精神的にも肉體的にも退歩せる異常者であり、既に家庭教育、學校教育乃至保護教育に於ける失敗者であり、又その年齢、性格、精神的教養、地位、職業、經驗及受刑の理由等總て千差萬別であると云ふ點と教育場たる刑務所の生活なるものが一般社會の生活とその趣を異にし、生存競争

も無く自活するの心配もない。全く『生きやうとする努力』の生れ難い生活であり、社會から隔離されて他の人間との心からの接觸は禁ぜられ常に監督者に監視された『自由なき生活』であつて『教育の決定的條件は社會に存す』と云ふ教育學上の大原則に反した、拘禁生活に於ける教育であるからである。斯くの如き困難な條件の下にあつて行刑に於ける教育を實行せんが爲には刑務官に大なる能力と充分なる覺悟と深い修養とが必要である。刑務官に付き特に訓練修養の必須なことが説かれる所以も茲にあるのである。吾人は以下刑務官としてその使命を遂行するに必要な覺悟の二三に付き若干の感想を述べて見たい。

刑務官は犯罪者を教育する上に於て先づ鞭を捨てなければならぬ。『力』を以て破壊する代りに『愛』を以て建設しなければならぬ。行刑に於ける教育の方法に二つある。その一は壓迫と威嚇を以てする鎮壓的方法である。之は強制手段に訴へて人間の悪い弱い性質を克服し刑の嚴肅と痛苦を感ぜしめ犯罪者の反社會的悪性を矯正せんとするものである。斯くの如き方法に依つて眞に教育の目的を達することが出来るか否かは極めて疑問である。

『政治、經濟、教育の方面に於ける一切の手段の永續的效果はその激しさと急突性とに反比例する』との スチュアート・ミルの言葉は極めて正當であつて、累犯者や職業的犯罪人の大部分が強制手段の教育を施せる刑務所にその經歷の第一步を踏み出してゐると云ふ普遍的事實は良くこの間の消息を物語るものである。多くの犯罪者の如く勞働と秩序を嫌忌する人間に壓迫と不快を加へることに依り、所謂『相應な瀆罪』とか『刑の假件する處なき森嚴』なる言葉を以て呼ばれる處のものに依り、根本的に他の性向や行狀に導くことは至難であり、不可能である。成程之に依り刑務所内の規律を保ち勞働に盲目的に努力せしめることは必ずしも不可能ではないが、之に依り教育の目的を達することは出来ないのである。教育の爲に必要なのは外部からの壓迫に非ずして内部からの保育である。蓋教育學に於て一切は暗示と云ふ活動に歸し得る以上、又暗示は一の腦髓への一つの觀念の傳達であ

る以上、暴力的に一つの觀念を刻み付けやうとしても、之れが眞實に他人の頭腦中に侵潤し根を張ると云ふことは稀少であつて、暗示された思想の理由と利益を示し又それと反對な思想を遠ざけつゝ説得すると云ふことは反對な傾向を無理に壓迫したり、希望する思想なり素質を強制的に植へ付けやうとするよりも遙かに實際的な確實な效力を有つてゐるものであるからである。斯く人間の内面から保育して行く方法を獨逸のリープマン教授は建設的方法と稱し『行刑に於ける教育と云ふものは威嚇と云ふ意味に於て特に目標を意識した嚴重さに依り治療力ある結果を獲ち得るが如き單純な完了した世界では無い』と云つてゐる。勿論刑務所に收容される者の大部分は秩序を破壊し權力に反抗する人間であるから刑務所に於ける規律の保持は良き教育的雰圍氣を造り彼等を規律に慣らすことに依り合法的生活に導かんが爲に極めて必要な事は云ふ迄もないが、命令と服従、強制と屈従との關係のみを重要視せる無效果な機械的保安や強制手段は成る可く之を避けなければならぬ。刑務官は宜しく鎮壓的方法を避け、所謂建設的方法により、收容者各自が自己の勞働を全く自己のものと感じ、且頭と手とばかりではなくて、實に心臓を以て勞働に従ふやうに仕向けることが肝要なのである。この要求に合はない刑務所内の勞働秩序は凡て收容者を奴隸化するものである。收容者の魂を『自ら生きるにあらざる生活』から眞に解放し救濟せんが爲には凡てを魂の中心に導く教育の基礎の上に勞働訓育を施すことによつてのみ得られるのであるから刑務官は總てフェリの云へるが如く『働かざる者は食ふ可からず』と云ふ標語を指導原理として銘記しなければならぬのである。

教育は藝術と同じく創造的活動である。藝術家が自然の素材に加工して『美』を創造するが如く、教育者は自然の人間性を陶冶して『善』と『力』を創造する。偉大なる藝術家は自己の作品にこの魂を打込むと云はれてゐる。刑務官も亦偉大な藝術家でなければならぬ。人の心を蘇らすものは實に人の心である。實に人の愛である。

人を人として遇するときこのものは人となるが、之を動物として遇するときは恐るべき猛獸ともなるのであらう。刑務官は一面に於て嚴格なる父として又一面に於ては慈しみ深き母として收容者に接しなければならぬ。(獨逸刑罰執行法草案第五十八條參照) 刑務官の任務の困難な所以の一も實にこの點に在る。獨逸ハツレ刑務所長エルゲルは『刑務官の任務は行刑なるものが單に一つの中心を持つてゐる圓ではなくして、二つの中心を持つ楕圓である爲に大變難かしいものである』と云つてゐるが、事實行刑に於て具體的に妥當な教育活動を遂げんが爲には刑務官は收容者と接觸するに際し私情に溺れざる嚴格さと他人の惡も之を赦し自己に敵する者をも愛する人間味を有つてゐなければならぬ。最も注意すべきは嚴格と云ふ事が亂暴、不親切又は冷淡といふことと混同せられ、人間味と云ふことがだらしなさを義務違反の放任と云ふ事と取違へられ易い事である。寬嚴孰れにも極端に走らずその宜しきを得ることこそ肝要である。

刑務官は教育者として大なる抱負を有てゐなければならぬ。何等の抱負も何等の理想も有たない刑務官は有爲有能の刑務官が苦心して築き上げた砂山を何の惜し氣もなく洗ひ去つて行く浪の如きものである。刑務官は教育者としての自覺を有てゐなければならぬのは勿論であるが決して收容者に對し教育者振つてはならぬ。凡そ人を教化せんには自己の意圖を示すべきではない。老練な刑務官は自分の捉へ得る總ての機會を利用して自己の教育者としての意圖を示すことなく自然的な接觸の裡に教育の目的を達するのである。

刑務官は先入觀念や偏見の奴隸となることなく常に白紙を以て收容者に臨み收容者の個人的關係の如何に拘らず、創めての日の如く清く新らしい心持を以て衡平な教育手段を施さなければならぬ。けれども所謂白紙主義は盲目主義を意味するものではない。收容者の個性、經歷其他の個人的關係の全體を詳細に知悉し、個人的に妥當な個別處遇を構することは、刑の執行に於ける社會的再生乃至道德的向上を目的とする教育活動に於て健康、勞働能力の増進、職業訓練、精神的教化、公民的教育等の總ての教育手段を適用する上に於て最も必要なことであ

る。故に刑務官は自ら人格の陶冶に務むべきは勿論常に教育學、心理學、社會學乃至犯罪、生物學等の新知識が教ゆる法則の研究を怠ることなく、之を實際に適用して行刑をして生の必要と調和を保たせ、教育手段の適用の萬全を期し、以て犯罪者の大きな泉を涸すことに努めなければならぬ。

最後に吾人は刑務官の生活態度なるものに付て一言したい。刑務官の生活は常に犯罪者と起居を共にし其生活の大半を刑務所の塀の内部で送らねばならぬものである。而して刑務所は宛かも下水の如く社會から排泄せられた濁水の合流する所である。刑務官は斯かる濁水を淨化して之から、文化の肥料を造るべき使命を有てゐるものであるから、崇高な人格を有ち、高遠の理想に燃え白蓮の如く清く汚濁に染まぬ高潔な態度を以て生活しなければならぬのである。然かも只高く獨り留まり冷やかなる批判をするのみでなく、常に濁流に泳ぐの覺悟を以て人生の行路に躓ける總ての汚れた者、傷つける者の群に自ら肉弾を投じ、熱と力とを以て己が人格にて彼が人格を擁護し、彼等と共に喜び、共に悲しみ、彼等の擔へる餘りにも重き運命の重荷を軽くしてやらうと云ふ同情の心に燃えて生活しなければならぬのである。換言すれば、刑務官たるものは自己の重大なる使命を自覺し、人の世の汚濁を厭はずあらゆる人間を肯定しその躍動せる生命の脈搏に觸れると共に冷静な理性と燃ゆるが如き愛情を以て社會淨化の爲に常に希望に輝き勇往邁進すべきである。刑務官の職務は一般から認められない、勞のみ多くして効果の餘り明白に現はれない、所謂縁の下力持ち式の仕事であつて、社會的にも極めて報ひられない場合が多い。然かも吾人が刑務官に望む處のものは刑務官がその使命を遂行する上に於て確固不動の信念を持ち世間的な名譽や稱讃を問はず、自己の使命そのものに喜悅を感じて生活することである。我々が世間の稱讃を當にする程度は我々が自分で自分の職務の價値や其成功が如何であるかと心配し不安を感じる程度に丁度相當するものである。藝術家にしる科學者にしる又どの方面に於いても傑出した人は世間の稱讃などには少しも頓着しない。蓋自分達がその創造者であると云ふ感じをもつて自己の使命に生くる以上にはそれに優さる喜悅はないからである。『笛吹かず、太鼓たゝかず獅子舞のあとあしになる心やすさよ』と云つた生活態度こそ刑務官に最も望ましいのである。(了)

一九二八・十・一五・夜

(第一部 二等)

長谷川長十郎

第一 刑務官の目的と刑務官の使命

刑務官の職司は未決勾留者を拘禁して裁判審理の確保を期すると共に、既決者に對して刑罰の内容を實現化するものであるが、就中刑罰の執行は其主要なる任務である。

凡そ刑罰は之を大別して生命刑、自由刑及財産刑の三に分類する。此の内生命刑及自由刑の執行は、一に刑務官の司る所であつて、財産刑たる罰金及科料は、偶々之を納付すること能はざる者に對し、勞役場に留置せらるる場合に於てのみ、懲役刑に準じ執行するに過ぎないのである。而して生命刑は、其の者の生命を斷つものであつて、執行と同時に全然社會より其の存在を失ふものであり、從て何等の問題を残さない。餘す所は即ち自由刑の執行である。之に付ては重要なる幾多の案件が存するのである。

自由刑には懲役、禁錮、拘留の別あり、禁錮及拘留は懲役刑と其の罪質を異にするのみならず、極めて少數で

あるから暫く之を措き、私は専ら其の大多數であり且最も力を致すべき懲役刑の執行に付て刑務官の使命を述べたいと思ふ。

抑國家は刑罰權を有し、犯罪者に對し刑罰を科する。其の目的は何であるか。之については古來爲政家及學者間に論争せられた所で時代の推移に伴ひ復讐主義、威嚇主義、感化主義、又は目的主義等幾多の變遷を経たが今や刑罰は威嚇、改善其他の方法によりて、國家社會の法律秩序を維持し、其の福祉を増進するものであるといふに至つた。換言すれば刑罰は個人の生命、身體、自由、名譽、財産等を保護すると同時に、社會一般を警戒して犯罪を豫防し、又犯人を改過遷善せしめて良民に復歸せしめむことを目的とする、所謂刑は刑なきを期するを理想とするものである。されば任に刑務の職に在る者は夙夜此の大眼目の下に善處し、此の目的の遂行と理想の實現に努めなければならぬ。之れ實に刑務官の責務であり一大使命である。

刑の執行に關しては、監獄法、監獄法施行規則其他

の法令に其の大綱を定められたる外、尙多くの訓令、通牒を以て準據すべき所を示されてある。然し、單に之等の法規に通曉したるのみにては、未だ以て其の天職を完ふするに足るの資格を具備したりとは言ひ得ない。何となれば、之等法規の範圍内に於て、實際にありては刑務官の自由裁量——善き意味に於ける「手心」を加へ得べき多くの餘地があり、法規運用の適否と、刑務官其の人の人格論見及行刑方針の如何に由りては、或は活し、或は殺すことを得るからである。私は以下項を分て、刑務官の眞使命を果すに必須なる條件を述べることにする。

第二 人格による徳化

獨逸のカントは言た、人格は價值を有して居る。器物の價值は金を以て買ふことが出来るが人格の價值は決して金では買へない。が、金に代へることの出来る價值は代價であり、金に代へられない人格の價值は威嚴又は品位である。

刑務官たるものは、高潔なる人格、卓抜なる識見の所有者であり、且徳望あり明智ある人であらねばならぬ。即ち智識と道德と完全に調和されたる人たるを要す。人

は理智のみで立つものではなくて、別に情意の要求がある。人は理性の動物であると共に感情の動物である。人心の要求は性情の調和にあり、人格の中心は此の二ツを綜合統卒し、それが實行となつて現はるゝ所にあるのである。

元來犯罪者の多くは道德的觀念に乏しく、怠惰放縱且薄志弱行である。之等の者を教化し指導し、惡を改めて善に、兇暴を變じて柔順に、怠惰より勤勉に、薄志弱行より堅忍不拔實剛健に導くについては、單に法令によりて規律を勵行し、作業を督勵し些末の違令犯行と雖も嚴重なる懲罰を科する等、一にも二にも法の威力を示すのみにては到底其の効果を擧ぐる事は出来ない。受刑者をして眞箇改悛せしめ、性行を一變せしめむとするには刑務官の徳の力を以て教化し、明敏なる觀察眼に依て適正なる處遇を施すことを要するのである。彼の釋尊が說法せらるゝとき、鳥獸の類も尾を振り首垂れて、之を傾聽したと聞く、之に類する話は西歐にもあつた様に記憶する。其の人は猛獸の檻に投げ込まれたが、猛獸は彼に何等の危害を加へなかつたと云ふ、之れ實に其の人の偉大なる徳の力である。禽獸さへ其の徳を感ず、況や血もあり、涙もある人間が、どふして徳に感じないであらうか

然しながら刑務官に釋尊の如く又聖人君子の如くたれと望むも、それは甚だ容易ならぬことである。がせめては一步たりとも之に近づき、之等の人に肖かるの心懸がなくてはならぬ。此の心掛を以て、身を持すること謹嚴、一舉手一投足、片言隻語と雖も疎かにせず、身躬ら彼等の模範たり師表となり、圓滿無礙の人格を以て朝暮彼等に接せむか、自然收容者の信賴と尊敬は其の一身に集り彼等は不知不識の間に其の徳澤に浴し期せずして改悛の實を現すに至るであらふ。

第三 愛の行刑

行刑は愛を基礎とし愛より出發せなければならぬ。刑務所は往昔の牢屋でなく、刑務官は不淨役人、牢番、獄卒ではない。刑政の發達進歩したる現代に於ては、極端なる制壓と暴力は絶対に排斥せなければならぬ。權力を以て威壓するは當座のお茶を濁すに過ぎないので、強制壓迫に堪へ兼ねて已むを得ず表面的に謹慎服従を装ふものである。此の假裝的服従勤勉、所謂器械的改心を以て能事了れりと爲すが如きは誤れるも甚だしきものである。眞の行刑は彼等をして悦服せしむるに在り。然らば

彼等は自發的に規律に服従すべく、作業に勉勵するであ

らふ。斯て彼等は歩一步全人的變化改心の彼岸に到達するのである。然らば此の所に導くの方途如何、他なし、愛を基として收容者に對し、訓育行刑は上に對する下、執行官に對する受刑者、と言ふが如き權威的關係よりも察る刑務官と收容者は同一水平線に在るの心掛を以て接することにある。

由來收容者の多くは、社會の生存競争場裡に於ける劣敗者であり、一般社會人よりは排斥され、指彈され、肉親の父母兄弟の慈愛温情すら解せず、不遇薄命の者である。斯の如き憐むべき同胞に對しては、特に熱き同情と深き慈愛を傾注し、之に依て家庭的の温か味を興へ、以て彼等の胸底深く潜在する所の人間味を喚醒せしむることが緊要である。

人或はいふ。愛の行刑。其の名甚だ美しきも左様な微温的行刑を以て改善の實を擧げむとするは、木に縁りて魚を求むるに等し、彼等到底其の愛を正當に受け容るゝものに非ず。却て之を奇貨とし、益増長して規律を紊り怠惰に流れ、犯則を敢てし、改過遷善は愚か、愈惡化し遂に策の施すべきもの無きに至るべし。よろしく嚴重なる戒護檢束の下に規律を勵行し、作業を督勵し、如何に輕微なる一言一行と雖も苟も犯則と認めむか、之を摘發

して假借なく微罰を科し、重屏禁の連続も可なり。手錠窄衣（今は窄衣は廢せられたるも）も川うべし。斯て徹底的に法の威力を示さなければならぬ。之が爲には收容者の健康毀損も亦已むを得ずと。

然し私は思ふ、斯の如き所謂力のみの行刑は決して眞に彼等を改悛せしむるの方途でない。受刑者に對する威嚇壓制、感情による蔑視的態度及惡罵は、刑務官たることに於て何の意味もなさぬことである。況や頑迷だ、剛腹だとして徒らに、力の行刑を事とするが如きことあらばそれは實に感化改善の破壊であると。

さりながら私は、決して彼等を溺愛せよといふものではない。又彼等の爲すが儘に放任すべしといふのではない。元より刑の執行は嚴正であらねばならぬ。規律の勵行、作業の強制等勿論烈諸に附すべきでなく、違令犯行に對しては微罰の制裁は法の命する所であり、刑罰に苦痛の伴ふことは必然の結果であつて、敢て之を決定するものではない。只私は規律の勵行も、微罰の制裁も、慈愛より出でたるものたることを主張するのである。即ち愛兒を折檻する親の鞭であらねばならぬことを高唱するのである。非人情なる器械的處遇、懲罰せむが爲の懲罰を排斥するのである。

試に護謨鞣を壓して見よ。其の手の加へられつゝある間は凹むでゐるけれども、其の手を放せば忽ち反撥するであらふ。跳ね揚るが故を以て、次に力を極めて強壓せむか、遂に破裂して用を爲さなくなる。收容者の處遇も之と擇ぶ所はないのである。力を以て人を動かすことは出来る。しかも力によつて動くものは力によつて叛く、利財を以て人を動かすことは出来る。しかも利財によつて動くものは利財によつて離る。人を動かす愛と同情により切なるはない。「人生意氣に感ず、功名誰か復た論ぜむ」愛と同情は實に計算する能はざる財であり、説く能はざる偉大なる力である。

第四 嚴正公平なる行刑

私は前項に於て行刑は愛を基調となすべく力説したのであるが、受刑者にして若し反抗し或は脱走せむとするが如き者あらば、嚴然として之に臨むだけの威嚴と勇氣を備へて居らなければならぬこと勿論である。即ち信賞必罰、恩威併び行はれなければならぬ。刑務官は恩を施すことに慣れて情に溺るゝことなく、威を行ふことに過ぎて暴に陥るの弊なきことを努め、法の定むる所によりて最も嚴肅に且公平に之を執行すべき

である。此の故に刑務官は、特に平常沈着を旨とし、冷靜、事を處し、判断を誤らざることを要す。彼の徒らに感情に駆られて處置を二、三にし、或は「江戸の敵を長崎で討つ」が如き擧に出で、又は激怒して前後を忘却するが如きは、最も戒慎しなければならぬのである。

茲に行刑は公平なれといふも、總ての收容者に對し必ずしも一樣なれといふものではない、多くの收容者は其の顔貌の異なるが如く、犯罪の原因動機は複雑多様であり各人其の犯罪内容を異にする外、社會上の地位、職業、性質、年齢、犯數、或は智識の程度、身體の強弱等千様萬種である。刑務官は具さに之等を調査考察し、各人に適應する個別處遇を施さねばならぬ。斯の如くして眞に公平なる行刑であり、眞に嚴正なる行刑であらねばならぬ。

第五 中和の道

凡百のこと、其の中庸を得るに非ざれば其の適正を期し難い。極端より極端に走るは一見頗る痛快の様であるが、斯ては所期の目的を達成し得ざるのみならず、却て事を破壊するものである。

蓋し中は天下の大本、哲理の極致であり、實踐の規範

である。此の哲理の極致を闡明したものは、佛教の中道實相觀であつて、此の實踐の規範を解説したものは、儒教の中庸の徳である。これは晉に東洋に於て説かるゝばかりではない。希臘の昔ソクラテース、プライトン、アリストテレイス、の如き、皆之を重視せざるはなく、特にプライトンは其の政治論中に過不及なき中庸を其の重要な要素とし、アリストテレイスは道德の理想を以て人生の圓滿なる活動にありとして、其の調和的に過不及なき中庸の美德を力説して居る。即ち東西古今、中を以て大本とし、中を以て極致とし中を以て規範とするに於て略ば其の歸趣を一にし、「眞理は常に中道に存す」といふ古諺をして、今尙生氣の潑刺たるものあるを思はしむるのである。

刑務官は特に中正を保つことが緊要である。即ち偏せず、邪ならず、理智の過誤なく偏執なく、嚴に過ぎず寛に流れず、穩健妥當を旨とせなければならぬ。

刑罰は苦痛の伴ふこと勿論なるも、苦痛其のものが目的ではない。毆打、制縛、苛酷なる懲罰の連續の如きは斷じて不可である。行刑は愛を基調とせなければならぬが、愛に偏して規律を紊し、怠惰を助成せしめてはならない。刑務官が職務の執行に當りては、確固不拔の自信

は大切なるも、濫りに自我を徹して一步も譲らず、所謂「横車」を押してはならぬ。熟慮断行は望まじきことであるが、馬車馬的突進は盲進であると謂はざるを得ない。徹底と極端とは以て非なるものである。冷静と冷酷は全然別である。勇氣と暴力を混淆してはならぬ。繰り返していふ、刑務官たるものは須らく中和をとれと、洵に諸法の實相は中道である。一切の偏見を打破して、しかも其内の眞理を容れ、大中至正の道を進むのが理の最も妥當なるものである。

孔子の顔回を譽めたる言葉に「回の人と爲中庸を擇び一善を得て拳々服膺して失はず」と庸はつねにして易らざるを意義し、中は過不及なきをいふ。此の過不及なきに於てアリストテレスの「萬般の人事は過ぎたると及ばざるとによつて誤らる、運動の過ぎたると及ばざるとは健康を妨げ、飲食の過ぎたると及ばざるとは身體を害する如く、節制、勇氣等の諸徳に於ても亦此の如く、危難を恐れ萬事に驚く者は卑怯者となり、何事にも驚かず、如何なる危難をも恐れざるものは亂暴者となる。一切の快樂を盡さむとする者は破廉耻漢となり、一初の快樂を避けむとするものは没情漢となる、吾等の養ふ所は此の過不及なき中庸の徳たらざるべからず」といへると其の旨

を同ふし、中庸には「喜怒哀樂の未だ發せざる之を中といひ、發して節に中る之を和といふ、中は天下の大本なり、和は天下の達道なり、中和を致して天地育し萬物育す」とある。中和も亦此の美德を指すもの、中は理であり、道であり、徳である、中和の道、刑務官の正に遵守すべき所であらねばならぬ。

第六 常識の涵養

社會の各階級を網羅する千態萬様の收容者に對し、其の人に應じ處遇の適正を期せむとするには、遍く萬般の事象に通じ、常識の圓滿に發達したることを要するは言を俟たざる所である。

輓近労働問題、思想問題等特に著しく喧傳せられ、資本主と労働者、地主と小作人との關係に於て労働爭議あり、平等を叫で水平運動起るあり、又思想界は急激詭矯なる新思想の侵入により、混亂とまでは至らざるも、輕々に看過し得ざる状態にあり、社會主義は漸次過激となり、最近には殆ど我日本をして、勞農露國の如くたらしめむとするが如き、賣國的口吻を吐露する共產主義を主張する者の輩出あり。或は不良青少年團、暴力團の續出して善良なる子女を脅迫し暴力を加へ、或は白晝堂々家

宅に侵入し、金品を強奪し、兇器を揮て良民を殺傷するの徒輩あるを度々私共の耳にするところである。尙又最近に於ては「國難」なる語の一種の流行の如く唱道せらる。曰く政治國難、曰く思想國難、曰く經濟國難と、之等果して國難と稱する程度のものなりや否、そは識者論客に委ぬるも、何れにせよ、世は益複雑多端となりつゝあるは否むことの出来ない事實である。此の秋に當り刑務官たるもの、簡單に主義者と稱し、思想犯人といひ、詭激思想懷抱者と呼びて其の内容の梗概さへ知らずして如何にしてよく之等の者を御することが出来よふか、何が故に労働爭議起り、何が故に水平運動起るや、其の主張、要求如何、其の是非曲直何れに在りや、社會主義とは何ぞや、其の種類と主張如何、不良團は如何なる経路より如何にして結合し、如何なるものなりや、經濟とは何ぞや、財界變動の因由如何、之等現下社會の新しい問題より、日常萬般の事象に付き、相當の理解と智識を有し、新鮮澄澗たる頭胸を有するに非れば、社會の縮圖と稱せらるる多種多様の收容者に、適切妥當なる處遇を施すことは望み難い。之れ刑務官に常識涵養の喫緊事であるといふ所以であつて、之が爲には政治學、經濟學、社會學、哲學、心理學、倫理學、物理學、教育學、自然科

學、宗教等あらゆる方面につき假令其の蘊奥に通ずること難しとするも、少くも其の梗概を辨へたらむには、よく世界の大事勢と時代思想の流れを達觀し、日進月歩、瞬時も休まざる現代に順應することを得べく、又社會生存上及收容者處遇上、必要なる諸般の智識を取得することが出来るであらふ。斯て收容者の個性に付き周到綿密なる觀察を遂げ、適切なる處遇を施すことを得るのである。

第七 結論

以上私は、刑務官の眞使命の何たるやを述べ、此の使命を完ふせんが爲に、刑務官として具備すべき、必要條件を述べた。刑務官たるもの須らく此の資格要件を具備して職務を行ふに當りては、熱心と誠實を以てし、よつて其の責務を遂行せなければならぬ。

然しながら斯の如き理想の刑務官を得ることは甚だ容易ならぬ業である。刑務官と云ふも、上は典獄より下看守に至るまで數階級あり、而して其の大多數は下級刑務官たる看守である。之等悉くに此の資格條件を求むることは望み得ない。然るに日々直接彼等に接するものは看守である。幹部刑務官は實に收容者の改善教育に力を盡

すと共に、下級刑務官の指導教養を怠らず、下僚亦よく上官の命を服膺し、精神の修養、品性の向上に努め、所長の心を以て心とし、上下協力精進、以て行刑の本旨を完ふせなければならぬ。

檢察如何に周到にして、裁判如何に適切なるも、最後の行刑に於て誤らむか、そは九仞の功を一簣に虧くといふも過言ではあるまい、刑法及檢察、裁判の効果を擧ぐると否とは、一に懸つて刑務官の双肩にあり、社會民人の安危休戚亦實に刑務官の職司を完ふすると否とによりて別る。刑務官の職司、洵に難中の難事であり且其の責任は重大であるといはねばならぬ。然しながら、困難にしてしかも重責を負荷する刑務官の職務は、夫れだけ尊重むべく、敬すべきものであらねばならぬ。刑務官たるもの、此の所に眼醒め、發奮勇躍、身を以て此の職務を完ふし、以て國家社會の秩序を維持し、民人の幸福安寧を

(第一部 二等)

檢察、裁判、行刑の三者は俱に相離るゝことの出來ぬ

増進するの覺悟がなくてはならぬ。

尙最後に一言したい。それは釋放者の保護である。此の事は刑務官本來の使命ではないのであるが、犯罪の豫防、特に累犯の防遏については最も重要なことであつて、決して無關心であるべきではない。

檢察、裁判適正を得、行刑其の目的を達成し、眞に改悛したる者を社會に送り出すも、保護にして缺る所あり社會人亦之を擯斥迫害するが如きことあるに於ては、再び犯罪の窮境に陥り、多年刑務の努力も、遂に水泡に歸せしむるものである。刑務官は一面此の事に力に力を注ぎ、司法保護事業の振興發展を圖ると共に、社會人をして釋放者保護の緊要なる所以を知得了解せしむるが爲め之が唱道宣示に努力せなければならぬ。斯して茲に刑政有終の美を收め得るであらふ。(完)

宇田象三

密接、且つ重要な關係を有することは勿論であるが、刑の目的を達するが爲めの主要なるものは、獨り裁判の如

何にありとの、所謂裁判萬能時代を高唱せられたのは、さほど古いことではない。即ち刑事裁判の如何が刑罰の目的の達成に大きな力と、効果を與へるものであると主張され復肯定せられた。然し此の傾向は近年に至つて漸次其の影を薄らいで、刑罰の目的を達するが爲めには、裁判に非らずして、行刑にありとし、行刑に其の重きを置く様になつた。

國際行刑會議、それは行刑法に付き、審議論究さるべき會同に於て、反つて刑法の改善意見を論議せらるゝなきは明に其の反面を窺ふことが出来る、又國際刑法會議に於て、行刑のことを論究せらるゝなどは、まさに刑法の重點の變遷をば物語るものと云ふべきである。

斯様に刑罰の目的の達成について、毎回審議、論究されて、漸次其の中心が、裁判から行刑へと遷り變りつゝあることは、蓋し注目すべきことである。之を從來の考へからして、見れば、そこに非常に大きな變遷を來たしたと云ふべきである。

如何に犯罪人の檢擧に努め、闕くる所のなき法文が施かれ、そして、立派な裁判が言渡されても、其犯罪人に對し、實際に刑を執行する機關即ち行刑に於て、法文の不備があり、處遇の不當が行はれて、行刑の本旨を過る

が如きことのあらんには、刑の目的は水泡に歸するものと謂はねばならぬ。

斯く刑法の重點が、裁判より行刑へと變遷し、刑法を學ぶ者も先づ、行刑に付て深い注意と考究とを拂はねばならないと云ふことでさへ、刑の目的の達成に、行刑が極めて重要な地位を占め、従つて刑務官の使命も亦、往時に比し如何に其大なるものがあるかを深く、考へさせられるのである。

一九二五年の國際行刑會議に於て、不定期刑の採用が議決された。そして我國でも、目下審議せられつゝある、刑法改正案に、不定期刑の言渡を爲すべき規定を設けられんとして居る。先に我少年法に於て、少年の犯罪者に對して、之の不定期刑の言渡を爲すべきことをば、定められた。今や、單に少年に止らず成年に對しても、刑罰の個別化より等しく、不定期刑を適用せんとするものである。

刑罰の組織を犯人の種類、夫々に對して、適切ならしむるが爲めには、刑法に於て不定期刑の採用を待たねばならぬ。かく一般の思想が、之の不定期刑制度の採用に向つて

屬るのであるから、我刑法に於ても適からず規定を見ることに違ひない。

我刑法に於て一度之の不定期刑の一般に採用せらるゝならば、何ふなるか、何時も、其言渡された長期を終へて釋放せしむるが如きは、刑務官の恥辱であり、又無能をば公表するに等しいものである。出来るだけ短期間に、刑の目的を達する様に、處遇し、同化し、社會人としての復歸に努めねばならぬ、従つて、刑罰の効果を擧ぐると否とは、一に行刑にありと云ふも過言ではなく、若し何時も、言渡せられた長期を滿了して、釋放する者の多からんには、其れは、之の不定期刑の設けられたる本旨に反するばかりではなく、刑罰の達成を破壊するもので、刑務官の威信、手腕も、地に墜つるものと謂はねばならない。

かく考へ來ると、刑法の改正、即ち不定期刑の出現は結局、吾々刑務官にとつては大きな苦痛と、試練とを、新らしく與へ、且つ要求するものであるが、然し刑罰の目的達成の鍵をば、行刑に擔はる吾々刑務官の手に在つて、完全に獲得し得ることの満足を味ひ、其責務を思へば、吾々は急に肩身が廣くなつたとの誇を感じずべく、従つて吾々は一層努力研鑽するの覺悟が湧き出づるではな

| | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 大正十五年 | 三二二 | 一三七 | 三八 |
| 昭和元年 | | | |
| 昭和二年 | 八五九 | 一六二 | 一八 |

右の如く其成績は甚だ振はざるものがある。殊に昨年度の如き、釋放者百人に對して十八名の假釋放者に過ぎないのである。つまり百人の内十八名だけが、不定期刑運用の効果を擧げたと云ふことになり、他の八十二名は、遂に其目的を達せられずに、空しく其儘長期を滿了して釋放したことになる。

少年に對する不定期刑の長期は、成年の刑期に比して、かなり重い感がある、であるから、少年をして、其言渡刑の長期迄執行を爲したと云ふことは、少年なるが故に、成年よりも長期間刑の執行を敢て爲さねばならぬといふ、それは甚だ矛盾した結果が生れるのである。少年に對する不定期刑の運用に付ては、尙一層十分に考究すべきものがある様に思はれる、それには假釋放者の保護を合理的に、適切に考究して實施し、一面假釋放の條件をば、寛大になさねば、此の不合理な、不成績から脱することは出来ない。

少年に於ける不定期刑現時の成績から、推思するとき、將來甚だ心細いものがある、殊に早晚一般に本制度の採用されんとする時に際して。

いか、さて斯くなる上からは、吾々刑務官は、之の不定期刑

の實績を擧ぐることに、力を致さねばならぬが、それは、先づ假釋放制度の適用にまたねばならない。これを現時の少年受刑者の實際に照して觀るときに、甚だ遺憾の點がある様に思はれる。少年に對する不定期刑の實施が、未だ創設時代であり、試練の時代であると謂ふかも知れないが、晩かれ之の不定期刑は成年に對しても、一般に採用されんとするの秋であつて、考試の時代は既に去つて、其實績を擧ぐるの時代にと遷つて居るのであるから、尙少しく當事者に於て考慮を拂ふの要あることをば、痛切に感ずるのである。

各少年刑務所に於ける刑務官が、此の不定期刑の眞の意義を理解することの尠く、又刑務官の使命の重大さを、さほど強く考へない結果か、或は復行刑制度の不備からして、成績の擧らない爲めか、言渡刑の長期を滿了して、釋放する者の多いことをば、看過することは出来ない。今之を統計に付て見るに

| | | | | |
|-------|-----|-------|------|-------------|
| 年 | 號 | 釋放總人員 | 假釋放者 | 釋放總人員ニ對スル割合 |
| 大正十四年 | 三二八 | 九一 | | 二七 |

釋放者保護と云ふ様な全く、献身的の犠牲を必要とする、しかも何等見榮のしない事業は、之を現在の様に、宗教家の一部に、或は篤志家に委ねて足れりとする様では、良成績は、を求むることが出来ない、殊に實際の仕事に擔はる、保護主任の如きは多くは、自坊や自己一身の榮譽を獲るが爲めに、一方に複雑な寺務を控へて居る人々に、此の重任を負はせて、保護事業の發展や充實を期待することは、既に其根底からして、無理と云はねばならない。

何ふしても、保護事業は、將來國家の直接管理の下に置くか、さもなければ、もつと適切な制度方法を採らない限り、保護事業の將來は洵に寒心すべきものがある、そして此の保護事業の適切に考究せらるゝならば、假釋放の條件も之を寛大になされたとして、良結果こそ得られ、釋放後の不成績などは、敢て問題とならないと、わたくしは思ふ。

それに何時も、言渡刑の長期を滿了して釋放することになれば、刑罰の目的は根底から破られ、不定期刑の本質を損し、行刑の威信は地に墜つるのである。刑務官の使命の倍々大且つ重なるを想ふの時、吾々は一層の努力と研鑽とを怠らざるの覺悟が生ずるのである。

三

行刑の制度としては、一時獨居制が理想的なものと考へられた所謂、獨居制萬能の時代があつたが、それは財政上の困難な理由からも、之が實施せられたのは、わづかな部分に過ぎなく、今日では、之の獨居制萬能の聲は、絶えて、只それは累進制度の或階級に於てのみ實施さるゝ様になつた。累進制は受刑者に對する處遇を、其の本人の改悛の漸進的分階に順應して、變化を與へ、其階級に在る受刑者の心情を巧に採へて誘導し、階級の末期に至つては、釋放後、社會に互して、完全なる人として進むべき様に、刑罰の威信を損はざる範圍内に於て、出来るだけの自由を與へ、社會に復歸させようとするに外ならない。

それには、刑務所は單に、犯罪人の自由を剝奪すると云ふことだけではなく、彼等に對し強制的に、教育を施して、學問的にも、彼等の良心を誘ひ出し、又惡癖は之を矯め、肉體的の缺陷は之を治療して健康體とし、長所は之を倍々助長せしめて短所を補ふことに努めねばならぬ、所謂刑務所は一種の變態的の強制教育所であり、又強制治療所であらねばならない。

故に刑務官は、彼等の心底に國法の守るべきことを授

けねばならない。これが爲めには、規律の嚴正を強ひ、命令規則を遵守するの良習慣を養はねばならない、又情急性の矯正に努めねばならない、そして尙、教育から身體の健康の増進迄も心掛けて、社會順應性の涵養に力を致さねば、此の累進制の活用は期待さるべきものではない。

行刑の方向が、受刑者を遇するに、常に「人」としての考を離すことは出来ない、完全なる社會人としての改造に思を致さねばならぬ、そこに往時の刑罰觀念と大きな差異を見出すであらう、單に彼等の自由を剝奪すると云ふだけの任務ばかりではなく、彼等を強制的に教養を加へ、これが爲めには、強制作業が賦課せらるゝ、痛苦を感じしむる主義からの、空役や、若は之に等しい、釋放後の方針も、個性をも何等考慮を取り入れない、健康な青年に對して、女子や小兒の手工を課する等は「人」として完成せしめんとする目的に違背するものと云はねばならない。

刑務作業も、國家の爲め、社會の爲め、努めて經濟的な工業を選ばねばならぬ、此の點から刑務作業は自給自足を原則として、進まねばならないと思ふ。

只慢然と強制作業を課し、規律嚴守の單純であつた往

時とは、比較にならぬほど、刑務官の責務も重くなり、複雑となり、任務も容易なことではなくなつた。眞に優秀なる人格者を刑務官に要望するの時代が到着したのである、行刑は何と云ふても、人と人との對立に外ならねば、刑務官の素質に缺くる所のない、有爲な人物を要求せねばならない。

たゞ近時——從來は尙一層そうであつたが——刑務官の傾向が、兎角實務方面にのみ重きを置き過ぐるの感がある。

實務の體驗を積む一面に、理論的に、基礎的に行刑學の研究が、もつとあつて欲しいと思ふのである。

一般刑務官の常として、實務方面には、精通した、立派な、尊い體驗を積んだ人が、案外にも、其根底を爲すべき行刑學に疎いものがあるではなからうか。實務方面の體驗と同時に、理論的に、確實に、行刑學の總てを研鑽することが緊要である。

然し單に理論や、學術のみに走つて、我國體や、我國民性をば採入れることをば忘れてはならない、歐米諸國の制度を其儘、鵜呑みにして實施することほど危険なことはない。

少年受刑者に對する自治制度の如きも、其範圍、制度、

時並國民性を考慮しなければ、自治制を施行したが爲め反つて、衆情に惡影響を來たさぬものとも限らない。

四

本年十月一日から陪審法が實施され、刑事裁判に一般民衆が、參與することになつたのは確に、刑事裁判上の大變遷と云はねばならぬ。近時唱へらるゝ刑務委員會も、之と同じく、行刑の管理を刑務官吏の獨裁に委せず、刑務官吏以外の要素、即ち、裁判官、受刑者側の保護者である辯護人とか、或は社會事業家へ主として釋放者保護事業關係者等を以て委員會を組織して、刑務執行の補助者或は、行刑の適切を期するが爲めの監督機關となさんとするのである、之の刑務委員會の制度を從來の、刑務官獨裁のことに對比して考ふれば、吾々刑務官の仕事は單に、區劃されたる、内面的なものではなくて、今や行刑は、社會問題として取扱はれ、一般民衆の前に展開されんとして居る。

故に從來吾々刑務官の考へて居つた様に、別天地氣分で、時としては、世間に疎いのを以て刑務官の常とし、或は之を誇とした時代は夢の様過ぎて、實社會と斯くまでに密接な關係が結ばれ、行刑の如何が刑事政策上の重要な位置にあるかを思へば、刑務官の使命の重大さ

を、熟々と味ふのである。

收容者の個性観察を適切に爲さるゝことは、必要なことである。個性の調査は現在でも、身體、精神的に細密に爲さるべきことを要求されて居るが、然し之を實際に付て見れば、其所には甚だ等閑に附せらるゝかの傾向がないでもない。試に收容時に於ける健康診査簿を見よ、殆ど數種の型に定められたかの様に、記入されて居るではないか。何の爲めに個性調査を爲さるゝか、それは甚だ疑はざるを得ないものである。又萬一に個性の調査が相當に行はれても、之を實際に運用することの尠く、實の持ち腐れに終ることの往々見受けられないでもない。これでは個性調査の意義を全く失はれることになる。

早晚不定期刑が採用され、保安處分が生れ、異進處遇の一般に論理的に實施され、そして刑務委員命の設けらるゝことになれば、刑罰の個別化が現實に要求せらるゝことになつて、此の個性の観察は極めて重要なものである。今迄は刑の執行を慢然と、其日暮に過す様な風があるのではなからうか。又刑務官は引込勝な消極的態度を以て、刑務官の本領と心得且つ之を以て最上の策と考へる風がなかつたらうか。

(第一部 二等)

緒言

一般論文の形式上から言へば、先づ刑務官なるものゝ性質から論じなければならぬであらうが、本題に於ては、それは餘りに明白であり且つ論旨を進むるに従つて、自から詳明となる事柄なるが故に、之を省略して直ちに論點に入る。

(一) 汎論

由來刑務官の職能は、刑事被告人の拘禁竝に、受刑者に對し刑の執行をなすと同時に之を改過遷善に導くにありとされて居る。而して刑事被告人に於ても、拘禁中の致養を全く度外視すべきでは無いが、其拘禁の目的が刑事訴訟の正確を期し、事件終了の迅速を圖ることにありを以て、罪證湮滅の防止、生命身體の保全に主力を傾注しなければならぬ。

之に反して受刑者は、其性情陶冶に必要なりと認むる期間を量定して、拘禁の日數を定められるものであり、其

受刑者の處遇にせよ、個性の調査にせよ、凡て、もう少し立場を科學に置くの考慮があつて欲しいと思ふ。幾ら立派な、新しい制度が、其所に生れ、刑務官に人格者を得たとするも、それは進歩や發展の何物をも獲むることとは不可能である。

斯様に思を、現在の行刑組織の推移、刑の重點の變遷のことより、轉じて近く實施せられんとする、新しき諸制度の事どもに至すときに、吾々刑務官の使命の彌々重く、倍々大なるを痛切に、感ずると共に、吾人は往時の悪夢より覺醒するの急と、刑務に向つて、奮勵努力すべきことをば、強く叫ぶものである。 終

高田 旅 鳥

拘禁目的中に一般豫防的觀念の包含されるものが多少あるとしても、殆ど其全目的が改過遷善のため、にあると言つても敢て過言ではない。

應報的刑罰觀念のみ支配せられ、刑則罰なりと考へられた時代に於ては、忠實なる番犬の如く、法規の牙をむいて征服者の威を示してさへ居れば事は足りたであらうが、人間愛の根本精神に立脚する現下の行刑思想の許に於ては、既往の單純さを以てしては、其目的の驥尾にだに觸れる事は出来ない。

古の行刑は、法規に従屬する人に依つて行はれたのであるが現今のそれは、人に加ふるに法規を以てするに至つたのである。即ち威嚇強制の時代は去つて、人對人の眞愛を基調とする時代になつたのである。

受刑者の總てが、生活協調の破壊者である事は論を俟たないが、彼等が爰に至つた動機竝に経路は必ずしも一樣ではない、即ち泉二博士は其原因を……性格的……環境的(機會的)の二種に分類し、更に性格的なものを……精神異狀——常習的……の二つに細分することが、

最も簡便であり、且つ實用的であると、説明して居られる。

幾多の統計を擧げて父祖の遺傳の實在を證明され、吾々にも容易に之を首肯する事が出来る。諸種の事例を列擧して詳説してあるのを見れば、環境に災されて犯罪者たるに至るもの、多ひ事も亦承認出来る。而して更に極少數の特種犯罪者を除く外は、前二者の何れに屬するものも、多分の懶怠性を有する事は否定し難い事實である。此故にこそ現行刑法に於ても、勞働慣習の涵養を一班的の目的として、役業を賦課するの規定を設けて居るのである。各犯罪者に就て之等の犯罪原因を詳審する事は遷善改過の第一階梯と言ふべきであるに、現今に於て尙理論と實際とは一致せずてふ極單な考へから、事に當るに就て所謂目前主義を採り、犯罪原因の探究、個性調査等を等閑に附し、無理解なる鑄型式處遇をなしながら、只徒らに改過の急遷善の要を説く者あるが、之等は眞に木に縁つて魚を求むるに類するものである。

理論と現實との距離遠し……とは吾人が實務に携はる場合に於て、屢々襲はれる實感ではある。それが因襲的刑罰思想から脱却し得ないこと、理論の履き違へに基因するものであることは明らかであるが……

其所には所期の目的を達成し刑務官の使命の具体化を見得るのである。

刑務官の使命の重大且つ至難なることは喋々する迄もない。純情白紙の如き幼兒の教養、純情白紙の如き兒童の教育すら相當の難事とされて居る。況んや重疊たる社會の波瀾に揉まれて、帆は破れ楫は折れ、進路を見失つた彼等に對して、帆を興へ楫を授けることは容易の業ではない。

勞働慣習の帆を興へ、遵法的精神てふ楫を授けやふとも、一旦進路を見失つた彼等を、人生に於ける眞當の行路に還らしむる事は仲々に困難である、爰に於て、彼等に與ふべき残されたもの、尙一つを見出さなければならぬ。何ぞ？ 羅針盤である。人格的教養と稱する羅針盤である。

教養者の被教養者に對する人格の反映が、彼等に於ては幼兒、兒童に對するそれの如く顯著ではないにしても、少くとも吾々刑務官吏の人格高潔と言ふ事は、吾々の使命を果す上に於て最も肝要なりと言はなければならぬ。不寧ろ彼等の感應度が底ければ底いほど、更に高潔なる人格的教養者を必要とする。而して、幹部級のものに其必要のあることは勿論であるが、更に日常彼等と接觸す

説へば、行刑は愛を根本として行はるべきなり、と言ふ言葉、墮落せる温情を以てすべきものなるかの如くに曲解し、所謂放任的處遇をなすの結果、其所には喧噪と不規律とを招來するに反し、峻嚴双の如く寧ろ冷酷の感ある迄に處遇するとき、表面的靜肅と整然たる規律の保持さるゝを見て、愛の行刑、とは單に學究者の机下行刑の域を出でざる空想論に止まるものなりとし、實務家は多く「時期未だし」と嗟嘆するに至るのである。

然しながら、如斯結果が考察の淺薄から生ずるものである事は論を俟たぬ。温情を不合理なる自由、愛を盲目的愛撫なりと曲解し、彼等の言ふに委せ行ふに委ねるからこそ、前者の嘆を見なければならぬのである。彼等に不合理なる自由を與ふる事は、彼等に温情を注ぐものだとはいへない。

盲目的愛撫を加へる事は、眞に彼等を受する所以ではない。違反行爲のあるものに對しては、其悪性を矯正するために嚴格なる愛の管を加へ、善行者に就ては、一層其長所を助長するために賞譽の道を講じ、賞罰の別を明らかにしなくてはならない。

即ち嚴正なる愛の許に至公至平の處遇をなしてこそ、

ることのより多き、看守に其人を得るは刻下の急務である。即ち部下職員を此理想の許に教養することも、吾々刑務官の使命の一部でなければならぬ。

(二) 部下職員の教養

勇將の許に弱卒なし、とは古來言古された平凡な俚諺ではあるが、其平凡の中に言ひ知れぬ深刻味があり、眞理が籠つて居る。此單調な言葉が良く部下教養の眞價を物語つて居る。私は、私の心の中に焼きつけられて、まざん、と残つて居る一つの記憶をこゝに述べて見度い。率先躬行の實を示した人の、其部下職員に及ぼした影響に就ての例である。

私が一看守として接した、當時の戒護主任の話である。校長の性格が其學校の校風を支配する如くに、家長の性質が其家の全般に窺はれるが如くに、刑務職員の風習も亦直接統率の任に在る戒護主任の人格に、多大の影響を受ける。更にそれが收容者に波及する事は勿論である。其戒護主任は須〇氏と言つた。赴任後間もなく、氏は先ず常時素れ盡した囚情收拾の第一歩として、職員の教養に指を染めた。操練に依り規律嚴守の風習を養つたのが其發端である。

身を切る様な六甲風のヒ、ツと電線に唸る朝……大地の上
上に凍固つた雪が未だはつきりと見へぬほどの薄明に行
はれる。早出勤務者の點検官は、點検後の操練指揮官は
必ず須〇氏自身であつた。

凡て、ものゝ過度期に於ては相當の犠牲の拂はれること
が一つの條件であるが、極度の緩規時代から、嚴格なる
規律時代を生み出さうと劃した氏の身邊に、誹謗の聲渦
を卷ひたことは想像に難くはないであらう。

（年の故で眠れぬから早く出て來るのだ、どうせ長續き
はすまい）寒風に吹かれる自分の辛さ故に、斯うした不
平のさゝやきは隨所に聞かれた。けれども氏の斯うした
行爲は、氣紛れのもの好きからではなかつた。氏の姿は
半とし、一年、と續いて早朝の點検場に現はれた。誠心
の前には何人と雖も平伏せざるを得ない。氏の熱心は遂
に不平の聲を壓して讚歎に變らしむるに至つた。職員は
漸次氏の熱心と崇高なる人格とを畏敬するに至つたので
ある。「受刑者の誘導には身を以て當れ、籠を垂れて之を
爲せ」常に氏の口から奔り出た此言葉は、程なく事實を
もつて、其形を現はした。日を追ふて受刑者の規律状態
の革つたことである。反則事犯が陰をひそめ、作業能率
の目に見えて増した事である。私は氏に就ての多くの例

を擧ぐる煩を避けるが、斯く面目を一新した所以のもの
は、一つに氏の人格的教養に歸すべきであると確信す
る。爾來數年。氏の去つた後にも、尙此善良なる遺風は
依然として傳はつて居り、氏に對する追慕の聲は益々深
刻味を加へて行く。

之は單なる一例に過ぎない。さりながら、難中の至難事
を以て使命とする刑務官には、此意氣此熱心さがあつて
こそ、初めて大成し得るのである。

而して、部下の教養をなすには、現下の刑務職員には如
何なる人物を要求すべきか、を先決したる後其方策を講
じなければならぬ。
之には先づ對物たる收容者の心理分析をなし、彼等は如
何なる缺陷を持つか、如何なる通癖を有するか、を研究
したる上、其足らざるを補ふの途に出でなければなら
ぬ。

(四) 受刑者通有の缺陷

彼等の犯罪者たるに至つた原由には、種々なるものが
あり、其初犯者と再犯者とに依つて又異なるものある事は
明らかであるが、之を概括して觀察するとき、次の如き
通有癖を發見する事が出来る。

(一) 彼等の多くは生活の改善意識に乏しく利那くの
享樂に陶醉しながら、極端なる自我の中に生きて行か
う、とするの通癖を持つて居る。

(二) 郷土愛の觀念に缺けて居る事も其一つである。之
には勿論犯罪者に對する社會の無理解が、大なる原因
をなして居る事も肯けるが、彼等自からの猜疑に災さ
れて居る事も否定は出来ない。郷土愛の觀念の特に強
烈なる事は、日本人國民性の特徴である。愛すべき郷
里を持つものには、其所に自から向上心が湧いて來
る。歸るべき郷土を持たないものほど淋しい思ひをす
るものは無いであらう。錦を飾る所がない。隣人愛の
眼をもつて見て呉る者が無い。之程遺瀨ない淋しみが
他にあるであらうか、彼等の身邊を圍繞するものは只
他人の冷たい白眼ばかりである。愛他的温情の失せて
行くのも、寧ろ當然である。

(三) 眞に愛すべきものを持たず、又愛さるべき對人を
持たない者が、孤立から自我に陥り排他と迄は行かな
くとも、愛他の觀念から漸次に遠ざかつて行く事は當
然の經路である。愛すべき郷里に疎外され、愛さるべ
き隣人から白眼を送られる彼等が、社會的協力の必要
を輕視するに至ることも、只徒らに排斥は出来ない。

(四) 敵を愛する、といふ事を忘れ勝ちなのも彼等の通
癖の一つである。忍耐力の缺乏といふことも亦その一
つである。隣人の白眼を堪へ忍んで、尙眞の自己を表
白するだけの忍耐力を、多くの場合彼等は持ち合せな
い。犯罪者なりとして白眼視する隣人を、自己を知つ
て許さうとするだけの雅量を持たぬ。

(五) 身のほどを知らぬ……質實の氣風に乏しく、只一
圖の虚榮にかられることが、彼等を過らしむる最も大
なる素因である。
等々ならべ來ればいくらかもあるであらう。そして其殆ど
總てが普通人として當然彼等の如くあるべき事柄ばかり
である。假に彼我の地位を顛倒して考へれば、あながち
さうなる事を無理だとは言へないが、それは本人にとつ
て無理でない、といふ理由に依つて之を放擲して置けば
永遠に彼等の救はるべき道は無ひのである。人間が自己
を知るといふ事は最も難かしい問題である。彼等が、彼
等自身に斯うした缺點を有する事を自覺して居るものは
殆ど稀であらう。これを知らしめ改めしめる爲にこそ、
卓越せる刑務官の必要を生するのである。即ち彼等を此
固執癖の中から救ひ出して、共同生活の適應性を與ふる
ことが、刑務官の天賦の使命であり、刑務職員の教養も

此目標に向つて行はれなければならない。

(四) 受刑者の教養

更に、彼等通有の性質を大別して、初犯前に於けるものと、其後に培はれたものとに分類することが出来る。即ち

初犯前に於ける性質 其後に培はれたる性質

- (一) 懶怠 (一) 猜疑
- (二) 遵法的精神の缺陷 (二) 自暴自棄
- (三) 忍耐力の缺乏 (三) 愛他的觀念の減退
- (四) 自我の強調

が之である。飢えたるものには、一碗の飯の尊とさは其生命の尊さに匹敵する。愛に飢えたるものに對する愛の恵みは、恰も飢餓に逼せるものに與へられた糧ともいふべきである。行刑の上に愛の必要を強調される所以も實に此所に存するのである。而しながら、それは政策上の方便愛であつてはならない。彼等の心を收攬するための一時的術策であつてはならない。如斯方便的な愛に眞面目な實行力の伴はぬ事は言はずもがなである。ふつ／＼と心の底から湧き出る人間愛、愛せずには居られぬから愛する。

就職難を緩和し、或は規律を強行して遵法的精神を助長し、若くは教誨教育を施して徳性を涵養する、等と稱せられて居るが、教誨教育にしろ、規矩勵行にしろ、作業の強制賦課にしろ、單に表面的に之を行ふのみでは、何の意義をもなさない。要は心と心との問題である。烈々と燃へ盛る人間愛の焰の許に於てのみ、之が効果を見得るのである。

(五) 釋放後の保護

如何に刑務所内に於て人間性に蘇れる彼等と雖も、執拗なる社會の無理解には、或程度以上の抵抗は出来なない。面壁三年の達磨の忍耐あればとて、四面楚歌の眞只中に超然と行ひすます事は出来ぬであらう。此故にこそ保護事業者は聲を大にして、社會の理解を求めて居るのである。而るに現在刑務官の之に對する態度や如何？

彼等が刑務所の門外一步を踏み出せば、もう殆ど顧るものもない。如斯状態を以て、果して刑務官の使命を盡し得たりと言ふべきであらうか。私は刑務官の使命が刑務所内の境遇改善のみに限らるゝが如く、縮小された範圍にあるものではないと思ふ。即ち現在の状態から、更に一層吾々の職能は、延長されなければならぬ。尙一步を

斯うした眞實味の許にのみ、初めて力強い効果が現はれるのである。眞實のない方便的な愛は、兎もすれば冗漫に流れ易い。違反行爲を處罰するのは可愛さうだ。自由行動を禁止する事も可愛さうだ。仕事をやかましく言ふ事は氣の毒だ。で遂には彼等の懶怠性を助長し、遵法的精神を一層頹廢せしむるの結果を招くのである。

彼等に對するには徹底した愛、眞實味の籠つた愛でなくてはならない。規律を勵行することは勿論、懶怠を誠め自我を自制せしめなくてはならない。眞の愛は言外の理である。心と心との觸れ合ふ處にのみ、それを覺知する事が出来るのである。嚴格の中に燃ゆるが如き眞情を以てしてこそ、彼等に愛の眞價を知覺せしめ得るのである。眞の愛を感受したとき、飢へたる彼等の心の底に異常の力をもつて、人間性の蘇つて來る事は當然である。而して、其結果社會生活に愛他的行爲の須要なる事を痛感し、自から自我を制し、眞面目なる勞働に従事するに及び、一般の信用をも回復して、其所には猜疑心の起りやうもなくなるのである。

行刑が應報に非ずして、目的のために行はるゝものなる事は、既に古くより論議され、其手段方法として、作業の強制的賦課に依り勞働慣習を養ひ、作業訓練を施して

踏み出して保護事業者と提携し、彼等の社會融合の一助たならなければならない。子を知るは親に如かず……接する事多きに從つて、其特徴其缺點をより多く知り得る事は論を俟たぬ。而して、より多くを知れるものがより多くを爲し得る事は當然である。數年若くは十數年、彼等と接觸して其特徴を知り缺點を熟知する刑務官が、一枚の紙片に控して彼等を保護事業者の許に送り、又は、吾不關焉と社會へ突き離す事は、恰も佛作つて魂を入れざるに類するものである。一般民衆に對して、彼等の必ずしも悪人ならざる事を理解せしむべく努めることは、獨り保護事業者のみの事業ではない、民衆の理解なくしては彼等が社會に融合し得ないことは、前に述べたが、大正十五年一月號刑政所載雨村氏の「村長主催の歡迎會」と題する一挿話が、如實に一般人の理解の必要を物語つて居る。

出所者を迎へて村長以下の有志者が歡迎宴を開き、商業上の便利をまで與へてやつた、といふ美しい人情の現はれが、一人の若い假釋放者と、奇しくも二十年振りに刑務所内で邂逅した、極印付の惡黨である其父親とを改心せしめて居るではないか。斯うした事實にも吾々は大きな衝動を受ける。而して更に一層民衆に理解せしむるこ

との必要を痛感するのである。

生活餘剰の乏しい吾々は、彼等に對して物質的援助を與ふるよしも無いが、前述雨村氏の話にある村長の如き、刑餘者に對する理解者を、より多く造る事は、與へられたる職責の一部である。近郷村落の有志者を訪れ、刑餘者の同情すべき心裡を説いて、彼等の理解を求め、若くは直接就職の照會をなす等の方法に依り、漸次に此運動を擴張しなくてはならない。

現在尙、刑餘者の世話をなす事は、刑務官として瀆職的行爲であるかの如く、一圖に之を排斥する者もあるが、如斯は、刑務官中の人格の底級なる者の間に、應々にして見らるゝ、收賄等の醜事發生を豫想しての非難に過ぎない。或は又出所後の彼等に親しく接する事は、彼等が再犯入所後の處遇上、悪影響を持つ、と主張するものもあるが、之等は行刑の何たるかを解せざるの甚だしきものと言ふべく、一顧の價値さへも無いものである。

結論

要するに、行刑は人格を以てしななければならない。彼等に接して其悪性に感化され、自己を過るが如き、信念に乏しき輩は、所外に於ける行刑の延長事業は勿論、所

内に於ける取扱の誤りなきを期する事すら出来ない。現今口に高遠なる理想を説くも、尙刑務官自からが、自己の職業を卑賤視する傾向があるが、先づ第一に、此誤れる思想から遠ざからなければならぬ。或死刑囚の手記に

（一人の被告人が看守に向つて、私達は社會へ出てはどうせ人並に交際はして貰へないでせうなあ……と述懐したのに對して看守は答へた）どうせ社會といふ奴が未だ刑務所を充分理解して居ないのだから、ジタバタしたつて仕方がないさ」と、私は之を、看守自身が社會から受ける差別待遇に對する反感と、自己の境遇を自から嘲ける、悲痛な叫びだと思つて聞いた」といつた意味の事が書いてあるのを見た。

好ましからぬ事ながら、確かに斯うした感じは一般に抱かれて居る。自分自身に對て信念を持ち得ないものに力強い仕事の出来やうはない。先づ如斯自己卑下の觀念を捨て、固不動の自覺に立脚して懸らなければ、重大且つ至難なる刑務官の使命は果す事は出来ない。更に言ふ、刑務官の使命は、人間愛を根本として彼等に當り、人生の奈落に涕泣する同情すべき落伍者を、再び眞當の行路に蘇らしむることにある。（完）三〇一〇一〇

第二部

收容者處遇要諦

二 等 鈴木 隆 夫

刑罰が應報主義のみに據つて居た時代に於ては刑務所は單なる拘禁場であり、彼等はこれを社會から隔離するだけで足りてゐた。時が來れば再び社會へ出さねばならぬ彼等の上に改善といふ事實の有無はさまで重大なものとしては考られてゐなかつた。赤練瓦の高い塀は徒らに加辱的な色として冷たく其の一つ一つが積み重ねられてゐたかも知れない。廻轉する地球の速力は昔も今も變りはない、だが然しその歩一步はいつも進歩と改革を殘してゆく。鐵壁を誇つた行刑の牙城にいつとなく文化の風が吹き、時代の潮は既に高い塀を越して吾れ／＼の足下を洗つてゐた。監獄は遂に刑務所と改稱され、刑罰は應

報主義の衣を目的主義と着替えてきた。犯罪者を拘禁する事は彼れをして再び社會の適格者として送り出す事にあると、行刑旗幟はいとも鮮明に掲げられた。若し刑務所が單なる隔離場であり、行刑の目的が改善以外に有るとしたなれば刑務所に何の價値があらうか、出て行く者が入つて來た時と同じ様に毫も改善せられてゐなかつたなら近代行刑の眞の職能は果して奈邊に存在するであらう。行刑の美の輝く時、刑務所の價値の發揮せらるゝ時刑務官吏が社會に向つて誇り得るの時、それは刑務所が犯罪者をして再び善良なる國民として社會に送り出した其刹那から輝き始めるものと謂はなければならぬ。今人間を火のともつたロソクであると假定し、社會をかゝるロソクの集合にあると考へるなれば、犯罪者は即

ち火の消えたローソクであり、折れたり曲つたりそれは全く使用の出来得ぬローソクに外ならない。自ら求めて光を失ひ明るかるべき人世を暗黒として渡る者もあらう、社會の忌むべき環境が彼れの光を吹き消す事もあるであらう、火の消えたローソクがその數字に一を加えたとき、それは呪ふべき犯罪として社會に現はれ彼れは犯罪者として刑務所へ送られてくる。かくて送られた不完全なローソクを幾つかの機械にかけ、幾日かの時を費し又元の完全なローソクとして社會に送り出す、そこに吾れ／＼の職責があり生命があるものと謂はなければならぬ。幾つかの機械とは何んであらう、それは厳正なる規律であり作業であり、教育であり教誨に外ならない。吾れ／＼が常に考へてをらねばならぬ事それはこうした機械をしてよりよく働かしむる事の研究であり、それによつて完全なるローソクの送出しに成功せねばならない事だ。刑務所の價値も吾れ／＼の誇りもあらゆる力は此處より送り、行刑の美は此處に根強く張られなければならぬ。若し吾れ／＼がローソクに對する理解もなく、機械に對する何等の素養もなく、唯々漠然と運轉するのみであるならば、それこそ往時の獄卒と敢て實質に其の差異を見出す事は出来得ない。吾れ／＼が送り出さんとす

る完全なローソクとは即ち善良なる國民である。然もかつては世に怖れられた犯罪者である。世の汚毒に染まぬ純真無垢な兒童をしてよく忠良な民たれと導く學校の先生にもそれ相當な苦心もあり、ふさはしき困難も亦あるであらう。だが然しそれと是れとを何うして比較し得る事が出来ようか、見よ。人たる彼れの犯罪者を、彼れの目は最早光明を見るの瞳を失つてゐる、彼れの足は既に人世の暗黒のみを辿つて來た、彼れの心は人の情けを受け入れるには余りに冷たく力ないものとなつてゐる。彼等はかくて社會のドン底に蠢きながら人を呪ひ世に拗る淺間數い敗殘者ばかりなのだ。罪を累ぬる事數度、既に尊き人世の過半をして求めて囹圄に起臥するの哀れむべき者あり、朝に出て夕べに入り來るの不甲斐なきの徒に至りては、彼れの皮下一分これたゞ悪性と狡猾性の外以て何物もなく、怖るべき社會のパチルスと當惑すべき術べなからしむるものがある。だが然し單にそうした外面的事實のみを指摘し、彼れに對するに改善不能を以てするなればそれは甚だしい謬りであり、余りに刑務官吏として恥かしくなければならぬ。若し誤つて刑務所が彼れに改善不能の烙印をしたなら、行刑の眞價はその一事によつて全く失はれて行くものと謂はなければなら

ない。狼が來たといつても嘘をついた子供でも三度目には本當の事をいつてゐる、吾れ／＼が彼等を處遇してゆく上には是非共擱まねばならない事はその所謂三度目の眞實である。人間誰れもが三度目には本當の事を謂ふものだとは限らない、或は九度六度と嘘を續けるかも知れない、いつ本當の事をいふか全くそれは判らない、然しそのいつか言ふ彼等の眞實を逃がさず擱む事が、彼等の處遇上決して見逃す事の出来得ない重大なる要點であり、彼等を改善せしむる手段の上に尤も善く與へられたる好機會であると謂はなければならぬ。若し吾れ／＼が三度目の本當を見逃したなら彼は既に狼の餌食となつてゐるであらう。欺されてもよい、騙付けてやらう、それがやがて彼をして改心せしむる事になるからである。機會はその前髪を掴まねば之を捕へる事は出来ぬ。既に見逃した機會は如何に馴馬で追ふても到底これは捕へ得るものではない。飛ぶ鳥を射落す困難を嘆するよりは、木に止つた時矢を向ける方が遙かに賢明である。鳥が止つた、それが機會である。その機會を見逃したなら再び射落す機會は訪げぬであらう、吾々が常に擱まねばならぬ事は此機會である。彼れをしてよく改善の地上に射落す事の出来得るのはいつも斯る機會に放たれた矢の齧す

ところである。彼等に與へられたる機會を擱む事、そこに吾々が常に職務に緊張味を缺く事の出来得ない重大な理由があるものと謂はなければならぬ。一面に多くの欠點を有する彼等は、より多く改善せらるべき機會をその反面に胎んでゐる。雜居に於ける教誨より獨居に對座する教誨の方がどれ程彼れの肺肝をえぐるか知れない、集合教誨に於ける數千言より式典教誨の一言がどんなにか彼等の向上心を刺戟せしむる事であらう、棺前教誨に於ける悲惨な人の終焉は、彼れの心に如何なる哀音を傳へるであらう。かくて機會はつねに吾れ／＼により善く利用せよと教へてゐる。父母の計に接した受刑者の爲めに教誨をすべしとは監獄法施行規則の第八十二條に規定されてゐる。風樹の嘆、人として是れ以上の悲しみがあるであらうか、愛育の勞苦に報ゆるに入獄の悲しみを以てし、海山の恩に報ゆるの一毛もせず、迷夢は遂にその訃音によらざれば醒めざる迄に墮落せし自己を省み、自責と悔恨は如何にはげしく彼れが五臟を搔掻きける事であらう、此時に溫容以て彼れを訪ひ、諄々として慰め、切々としてその不孝を悔ひ改めさするならば、彼れは流涕以て其の罪の重きを悔む、殘る半生の正しかるべきを天地にこれを誓ふであらう。若しも法規として斯る機會を利用する

事の自由と権限を許さしむるなれば、教誨師は担当者と共に、彼れをして父母の枕下に連行せしめ、せめて最後に子としての誠をつくさしめ得るの情けある瞬間を與へたなれば、教誨師と共に泉下に彼れが不孝を詫び、讀經以て靈前に彼れが改心を誓はさしめ得る、尊き行刑の數時間が許されるなれば、如何に極悪の化身たりとも人である彼れ、いかでか改心せず居られようか。限りなき行刑の慈愛と、變らざる同情は、彼れの心の奥底まで泌み込ますには居られないであらう。若し彼れに殘刑期間十年を數ふるとするも、かゝる場合の彼れは決して逃走するものではない。鐵鎖につながれた囚人は逃げるかも知れない、だが慈愛の前には決して彼れは逃げるも温情ではない。と力の聯鎖は決して切れるものではない。

彼等を處遇してゆく上に於ける機會の利用こそ、將に改善の中心を爲すものと謂はなければならぬ。然しながら、そうして彼等の改善は來るべき機會を待つ事や氣長に、彼れの口から出づる眞實を掴む消極手段ばかりでも又駄目である。時には山葵の如くツーンと來る積極手段も又必要であると謂はなければならぬ。秀吉は鳴かして見せう杜鵑と言つた吾れ／＼が學ぶべきは其呼吸である。いつも進んで改善せしむべき機會をつくり出す義

務の履行に努力しなければならぬ。それが爲めには作業による授職訓練も必要であり、怠惰を矯正すために課定の賦課も必要であらう、放縱な性格を矯めむが爲めに嚴正な規律も勿論必要である、法の峻嚴に既往の罪惡を語り、懺悔の涙に將來の希望を抱かしむるにはあの淋しい獨房の幾月も又必要であらう、教誨によつて安心立命を得せしむる事、接見信書によつて人の情けの溫さを感じしむる事、凡そ行刑百般の施設一つとして之を不用であると言ふべきものはない。彼等が改善せらるゝなれば刑務所が學校化され病院化されても、敢て行刑の眞價に瑕はつかないと言はれてゐる。

刑務作業が累犯防止を目的として課せられ、職業訓練による結果が、累犯率の減少に成功してゐる事は、何人もこれを否定し去る事は出來ない、ことに罪を犯すに至つた最大の原因が多くは怠惰にして放縱な性格と、一定の職業を有せない事に基因してゐる事も、亦争はれない事實であると認めなければならぬ。作業の目的が是れ等の惡癖を矯正し質實勤勉の美風の下に、收容中一定の常職を習得せしめ、それにより再犯率を減少せしめんと、作業は遂に職業訓練とまで進歩して來た。ハワードは一

般犯人の改善はそのパンを得る道を離れてはこれを考へる事は出來ないと道破したと、そして彼等はパンを得るに足る職能を授けられて出ていつた、職業訓練は完全に技能者として彼等を社會に送り出す事に成功してゐる、だが然し累犯率の數字は皮肉にも減少を示さない。

洋縫、木工、印刷等手に有爲の技能を持ち、しかも相當の收入があるにもかゝらず、再び罪を繰り返す者の多きは何うしたと言ふのであらう、徒らに責任を社會の無覺性と無理解に着せ去らずに、更らに吾れ／＼は腕を措き、今一度首を傾けて見る事が必要ではあるまいか。職業訓練によつてパンを得るだけの技能は授けてやつただがそれを善く働かせ得る事の出來る力を、襲ふ怠惰や放縱をよく撃退し得る鞏固な意思を授けてやつたであらうか。職業訓練は單なる授職のみではない、習得せる技能を有効に使用し續けてゆかれる鞏固な意思の訓練まで突き進まねば遂に意義ある設立の本旨をして價値なからしむるものと謂はなければならぬ。

刑務作業が刑法第十二條第二項に基く強制作業ではあるが、單にそうした強制と言ふ言葉によつて、作業が應報や苦痛を前提として課せられてゐると誤解してはならない。作業は職業訓練であり、勞働に對する趣味の涵養

が第一位である。刑務作業そのものが主觀的に苦痛でないといふ事は監獄法の第二十六條が明らかに物語つてゐる。然しながら現在の一日平均約十二時間半と謂ふ作業時間が、果して勞働に對する嗜好性を扶殖する上に、極めて妥當であると言ひ張れるであらうか。かくせよ、あゝせよと技師や相當の命令以外に些少なりとも自己の意思を働かしむる事すら出來得ない仕事に、果して作業に對する嗜好性を養ひ、仕事に對する親しみを植ゑ付ける事に成功してゐるであらうか、時間さえたてば、日さへ暮るれば、朝が訪れ、ば満期が放免が近くなると、そうした考へを持ち又誤つて持たせる事があれば、それこそ作業は單なる空役となつてしまふ。仕事の上にもつと彼等の意思をして自由に働かしてやる事が出來るなら、彼等はより以上仕事に對し、深い親しみとつきせぬ興味を抱くに到らう。作業は彼等を改善せしめる上の一つの手段であり教育であらねばならない。勿論作業が國家財政の下に行はれてゆく以上これが收入増加又忘るゝ事の出來ない重大な問題と言へよう。然し行刑究極の目的が犯人の改善にある以上、國家の收入増加はいつも訓練目的の第二位に置かれなければならぬ。此の點に於て我監獄法第二十四條は「作業ハ衛生經濟及在監者ノ刑罰健康技能職業

將來ノ生計を斟酌シテ之レヲ課ス」と規定しその目的の改善に有るべき事をいとも雄辯に物語つてゐる。作業を賦課する上に彼等の個別的立場を斟酌せよとの事は、法條の明かに命ずる所ではあるが、監獄法第二十四條の規定は唯、僅かに其一端を例示したに過ぎないので、法文中の斟酌と言ふ僅々二つの漢字が、如何に彼等を處遇する上に重大なる責任を刑務官吏に與へてゐるかを先づ知らなければならぬ。吾れ／＼がその上に働かすべき廣汎な注意如何が聽て行刑全般の施設をして、善悪良否その何れかに導く重大なる導化線となつてゆくものと謂はなければならぬ。彼等の個別的立場の斟酌は單に作業を賦課する上のみではない。吾れ／＼が誇る可き刑務官吏たるか、將又獄卒として單なる傀儡に過ぎざるかは一ツに彼等の個別的立場を斟酌する上に働く注意と、その個性を洞察する事の如何によつて區別せらるゝものと謂はなくてはならない。吾れ／＼が彼等の個人關係の總てを熟知し、これによつて其の個性に適應すべく作業なり、規律なり教育なり教誨等のあらゆる部門をしてより完全に働かしめてこそ、其處に彼我の渾然融和したる人格的結合を生じ、愛と力は脈々として心から心へと傳はり彼等は行刑のすべてに限りなき温みと深い信頼とを抱くで

あらう。彼れが氣狂ひである事を氣付かず徒らに兇暴を理由としていくら長期の屏禁罰を科したところでその兇暴性は治るものではない、氣狂ひはこれを知りそれに適應した處遇をしてこそ始めて彼れは正氣に還り兇暴性は全治されるものと謂はなければならぬ。行刑はそれである、處遇の要諦はそこに横はつてゐる。彼等を改善させる上に於ける作業の力は偉大である。だが若しその賦課のへき頭既に一步を誤つたなら作業は遂に防止どころか犯罪の助成とならぬとも限らない。理髮の前職をまさか鍛冶工として出役はさせられない。嫌やな作業がなんでも改善の一助とならう、仕事に對する親しみや、人に對する親しみを少しも彼等が感じてゐなかつたなら、彼等の改善は到底これを望む事は出来ない。吾れ／＼が彼等にこの物に親しむといふ柔かい感情を湧き出させてこそ始めて心から改善が出来得るものと謂はなければならぬ。説く人に歸依し親しみを抱いてこそより一層その教誨は有難いものと聞く事が出来やう、心服してゐる役人の下にのみ彼れは善行を續け改心を誓ふであらう。若し吾れ／＼が彼等をして親しませ得るの徳もなく力もなく、心服せしむる少しの人格も備へてゐなかつたなら、なんで彼等が信頼し心服する事が出来よう、吾れ／＼が唯々罪

惡に報ゆる正義の代表者としてばかり威嚇や權力の下に冷たく彼等に對してゐたならばなんで彼れが親しみを抱かうか、信頼しない担当の下に何んで愉快に仕事が出来よう、彼等が担当者に信服し信頼してこそ改善の果實は熟してゆくものと謂ふ事が出来る。此處に始めて愛の行刑の偉大さがあり、同情より良心を覺醒せしめる事が必要となつて來た。されど此處に吾れ／＼刑務官吏として尤も注意せねばならぬ事殊に未決の勤務者にとつて一層の注意を要すべき事は即ち愛と同情の解釋である。同情とは誤まつても相狎れる事ではない、いつも優しくして行くばかりが愛ではない。愛すればこそ子を打つ親のある事も考へる必要がある。彼等と相狎れまいとする結果、威嚇を威嚇であり嚴格を嚴格と解釋する事もまた間違つてゐるものと謂はなければならぬ。同情と相狎れる事の完全な區別が出来ない時、其處に行刑の表面的無事な所謂事なかれ主義が行はれ、此の解釋を誤るとき他の誤解を招集し引ては行刑の眞價を滅却するの結果になつてしまふ。多くの刑務官吏が彼等を處遇する上にとすれば威嚇を威嚇であるとし、嚴格を嚴格であると誤つた解釋を下したがる事實の多きはこうした解釋の如何と、看守であると謂ふ一種の職業意識に支

配されるの結果ではあるまいか。彼等は逃走せぬであらうか、反則をと、そうした外面的の心配にのみ心を奪れ、彼等に臨む上に少しの同情も愛の温みをも加味するの余裕もなく、彼れの全身に注がれてゐる猜疑的な冷たい瞳に何んで彼等が親しみを感ずる事が出来よう。物の力にのみたより全く人としての情味を忘れた冷たい戒護の下に何んで改善が誓へるであらうか。勿論逃走が刑務所最大の恥辱であり、これが防止の嚴重たるべき事も又當然と謂へよう、だがそうした彼等の逃走が堅固なる居房や高い塀のみで防止が出来ると考へることは甚しい誤りではない。人の逃走を防ぐに意思の働かない居房や練瓦塀がなんで完全に役立つであらう。人を守るそれはやはり人でなければならぬ。吾れ／＼がこうした物にばかり戒護を頼る事は表面的行刑の無事なるを希ふものであり、愛と力の偉大さを働かす事の出来ない情けない刑務官吏とならなければならぬ。凡そ刑務所に於ける彼等の反則や逃走の事實が担当者の一身に甚大なる悪影響を及ぼしてゆく以上、威嚇が威嚇となり嚴格が嚴格とならうとも、これが防止にのみ心を奪はれる事も又人情として無理からぬ事と謂へよう。吾れ／＼が絶えずこうした事にのみ心を奪はれてゐる事が、聽て彼等の外

面的服従を目的とする所謂事なかれ主義に陥入るの岐路ではあるまいか。若し刑務官吏にして自己可愛さの余り唯々彼等をして逃がさぬよう、反則の機会を與へぬよう、時間から時間迄休まず作業を強制する事に自己一日の無事なるを思ひ、役人は悉く彼等と氷炭相容れざるの地位にあるとし如何に態度が彼等の反感をかはうとも、看視する隙が如何に冷たく鋭く輝いていようが外面的に服従を強要してゆく事に職務の安全を見出し徒らに恩給年限の到達を夢見るの刑務官吏が若し一人でもあつたなら、それこそ甚しい職務の冒瀆であると謂はなければならぬ、行刑の外面的改善は誰れでも出来る、便宜主義の行刑に苦心はいらない、行刑の目的は彼等の内面的改善にあるのだ。答刑の鞭の下に再びすまじきを誓ふかも知れないが惜むらくは瞬時である、威嚇や嚴酷の前に改心を装ふかも知れないがこれとても時余だ、叱咤嚴責の下に調ぶる反則は飽迄知らぬと言張るかも知れない、だが情理の籠つた重忠の調べが辛いとはあなから阿古屋ばかりの感想ではない。人の情の温かさに飢てゐる彼等をどうして銃劍による冷たさで改善が出来やう。彼等の良心が自醒するにはいつも吾れ／＼の心から迸る愛と温情と力とによつて外はないのだ、彼等はそうした温かさに包まれたが

ら改心がしたのである。吾れ／＼が黒板に向ふ先生の心持にならなければとはいつものながら聞く言葉である。行刑の目的は飽迄彼等の内面的改善でなければならぬ、外面的如何行刑が美しいものとされてもそれは丁度夜の銀座の賑いも復興されぬ裏廻りは怖い追剥が出没してゐるのと何等異なる所がない。かくて彼等の改善を目的として行刑百般の施設は常に意義ある活動を續けてゐる。人たる犯罪者の改善は人たる刑務官吏によつてなされてゆく。作業も規律も教育も教誨も皆吾れ／＼の手によつてのみその威力を發揮してゆく、彼等の改善は處遇にある、處遇は常に彼等の改善を目標としてなされなければならぬ。私は以上論じて來た結論として左の如く述べて見たい。それは彼等の改善は彼等に與へられた機會を見逃す事によつて失はれ、その個性に適應しない處遇の下では決して彼等の改善は望み得ない、更に彼等は心服しない担当の下では決してその改心を誓ふ事はしない彼等に與へられた、機會を掴む事、彼れの個性を熟知し出來得る限りの個別處遇をする事、行刑のすべてに對する親しみを抱かせるがためにはいつも慈愛と温情を加味する事を忘れてはならない事、以上の三つをして私は彼等を處遇してゆく上の要諦であると信じてゆく。行刑

偉大である、その行刑に身を投じた吾れわつねにふさわしき人格の養成に心掛けてゐなければならぬ。(完)

二 等 岡 井 定 男

一 緒 論

行刑の目的が犯人の膺懲を主とした時代には唯如何にすれば犯人によりよく苦痛を與へ得るやといふことが行刑の本體であつたと観ることが出来る。従て犯人の處遇に就てもこの觀念の下にすべての考慮が拂はれてゐたのである。否寧ろ極めて無頓着に所謂『タカが囚人の取扱だどうしたつて構ふものか』式のやり方であつたとしてそれが當然のことであり且つ行刑の常道とでも言ふべきものになつてゐたのである。即ち斯かる時代に在ては犯人の處遇といふことはテンデ問題ではなかつたと観るのが妥當である。然るに斯かる時代はとうの昔の語草になつて行刑の目的が犯人の改善にありと認めらるゝに至つてから既に長い歲月を經過した。その間犯人の改善といふ大きな目的遂行の爲めに如何に犯人を處遇すべきかといふ問題の研究が續けられて來た譯である。而して犯人の改善てふこと自體が至難な事柄であるわけこれが處

遇に就ても今猶極めて慎重の態度を以て研究せられてゐる程容易でない問題である。故に此難問題に就て淺學非才經驗乏しき私が茲に披瀝せむとする所元より著しく的外れたものがあらうと信ずる。幸に叱正補足嚴ならむことを望むでやまない。

前述の如く行刑の目的が犯人の改善にありとすれば刑務所に於ける諸般の制度設備はすべてこれが目的達成の爲めになさるべきである。特に收容者の處遇は其根本たり其幹たるべきものにしてその適否は總てこの最大最終の目的の成否如何を左右する鍵である。果して然らばその鍵を握るものは誰ぞ？言ふまでもなく刑務官において他に誰があらう。常に小門鍵手錠鍵を持つ我等は更に此無形の大事な鍵のあることを忘れてはならぬ。私は本論『收容者の處遇要諦』といふも要するにこの鍵を如何に使用し如何に保管すべきやの解決が自然比較的適確なる答案たるべきを信するが故に以下此意味に於て筆を進めて見たいと思ふ。

一 處遇の本質と其概念

收容者の處遇はすべて收容者改善の爲めにといふことが基調でなければならぬ。現在に於ける行刑にはこの基調を離れての處遇は寸毫も許されぬ筈である。故に刑務

所の都合刑務官の都合といふ名の下に些かでもこの基調を離れた一時的便宜的處遇さへこれを認容すべき性質のものではない。即ち收容者の處遇は如何なる場合にも必ず行刑の目的に合致したものでなければならぬ。

而して收容者の處遇に就ては廣い意味からこれを物的處遇と心的處遇の兩方面に分けることが出来る。物的處遇とは收容者の拘禁場は如何なる構造にすべきや。彼等に貸與又は給與すべき衣類臥具糧食等は如何なる程度を適當とするや。作業時間休養時間運動時間は如何。入浴現髮度數の制限は如何。等主として直接收容者の身體に關する有形的の取扱を謂ひ。心的處遇とは收容者の取扱に就ては如何なる態度を以て之に當るべきや如何なる言辭を用ふべきや等換言すれば刑務官は如何なる心を以て彼等に接すべきやといふ收容者の心を對象としての無形的處遇を謂ふのである而してこの物的處遇心的處遇が兩々相俟つて始めて處遇の萬全を期し得るは論を俟たぬ處であるが物的處遇に就はそれ／＼根據すべき法規を設けこれに據りて處遇の方法が謂ぜらるべきである。假令不備不適當と認めらるゝに至つた場合にも法規の改廢によりてこれが改良補正を期するに難くはない。然るに心的處遇にありては前者の如く容易きものではない收容者の

心を對象としての處遇!! それが無形的のものである丈け左様に手取早くは行かないのである。而もこの心的處遇こそ處遇の本質を形成する原素であり主成分である物的處遇如何に完備したりとするも心的處遇の適切を得ざればそれは俗に言ふ骨折り損の草臥れ儲けに終らねばならぬ。寧ろ物的處遇の缺點は適切なる心的處遇によりて補填することが出来るのである。以上の意味に於て以下述べむとする處は主として心的處遇に關する所論なることを敢て附記して置く。

三 處遇の内容と其方法

然らば收容者は如何にこれを處遇すべきや
(イ) 先以て彼等の處遇は嚴正公平でなければならぬ。彼等の多くは放縱にして規律なき生活を續けて來た者である。怠惰にして放漫なる渡世を送つて來た者である。故にこれを矯正し訓練する意味に於て刑務所規律の命ずる所は寸毫の假借なくこれを強制せねばならぬ。彼ドストエフスキー Dostojewsky が『勞動及規律的生活なき所に人生なし彼は即ち野獸に墮落すべし』と言つたのは刑務所に於ける規律的訓練が如何に重大であるかを裏書する金言である。近時行刑の人道化が叫ばれ温情主義人情主義が高調せらるゝや其眞意をはき違へ以て處遇

緩和の名の下に嚴肅なるべき刑務所規律を紊る傾向なきや若しこれありとすれば行刑上看過すべからざる問題である。何んとなればそは行刑本來の意義を没却してゐるからである。換言すれば收容者の改善の爲めといふ基調に合致せぬからである。

(ロ) 然りと雖も一面又同情と理解を以て處遇することを忘れてはならぬ。嚴正公平ならむとして徒に彼等を抑壓侮蔑し傲慢の態度を以てこれを遇し或は人格個性を無視したる一律的處遇約言すれば所謂杓子定規的處遇を爲すの不可なるは論を俟たざる處である。收容者には收容者としての心境がある。よくこれを洞察理解し充分の同情を以て處遇せねばならぬ。之を譬ふれば彼等の自尊心を尊重して敢てこれを毀損せず進んでこれを助長し益々鞏固ならしむるが如き或は彼等の願ふ所訴ふる所はよくこれを聽き可否何れの場合に於ても彼等をして充分納得せしむる迄説示訓諭するが如き或は彼等の煩悶憂慮に就ては充分の慰謝を與へ最善の方法を講じてこれが解決に方るが如きすべて同情と理解によりて始めて處遇の實績を擧げ得るのである。斯くして彼等は行刑の公正を知り衷心より刑務官を信頼するに至るべく聽て行刑の目的達成が促進せられる譯である。

(ハ) 更に收容者はこれを個別的に處遇するの必要がある。即ち各人の犯罪行爲及性情關係を詳悉し能くこれに適應する處遇をなすを要す互礙混淆何等個人的關係を考慮することなく處遇するは公正に似て公正にあらず平等なるが如くにして實は不平等であると言はねばならぬ。彼の刑務界の恩師小河滋次郎博士は現行監獄法施行の當初に於て既に『獄制の要は適實に個人處遇の活動を全ふするにあり』と喝破せられてゐる。蓋し個別處遇は改善刑執行上重要缺くべからざることに屬す。

以上を更に概括的に言へば收容者の處遇は刑務官が嚴父の心と慈母の心によらねばならぬといふことが出来る。嚴しき中に慕はしきがあり慕しき中に犯すべからざる威嚴がある其處に處遇の秘訣があるのである。か。嚴しきに過ぎずやさしきに流れず所謂寬嚴宜敷を得るといふことが嚴父慈母の心より割出された場合に始めて處遇の効果が擧がるのではあるまいか。

憎しとてたゞくにあらず笹の雪 此句や洵に收容者處遇上味ふべきである。父を畏敬する心母を愛慕する心!! この二つによりて愛兒が善良に養育せらるゝ様に收容者も刑務官に對してこの心を保持する時既に遷善の第一歩は踏出されてゐるのである。親の心と子の心とが

互に一致融合した時其處に圓滿なる家庭が形成せられ善良なる子供が養成せられる様に刑務官の心と收容者の心が互に融合一致した時始めて改善の實績が擧げ得らるのである。蓋し收容者處遇の要諦は實に此に存すと云ふべきである。即ち收容者の處遇は嚴父慈母の心を以て嚴正公平且つ同情と理解を與ふるにありと斷言することが出来る。

四 收容者處遇と刑務官の人格

前述の如く收容者處遇上刑務官が嚴父たり慈母たるの地位にありとすれば刑務官にはそれだけの人格が必要である。親の一言一行が子弟の教養上に及ぼす影響の如何に甚大なるかは今更茲に喩々を要せぬ、と同様に刑務官の一舉一動もすべて收容者に及んで何等かの響を與へずには置かぬ。私は茲にその顯著なる實證として敢て左の二つの實験を記してみたい。

(一) 部長になつて間のない某氏が小さな蝶々を捕へて来てコスモスの澤山咲いてゐる獨居運動場の前に放してやつた。丁度その時運動に出てゐた收容者某(激思想懷抱者)がこれを見て『部長さんその蝶々はどうしたのですか』と尋ねた。某部長は微笑んで答へた『可愛相に花も何もない居房の裏に居たから花のある

所へ連れて来てやつたのだ』とその事があつてから收容者某は俄かにその部長を信頼するに至り部長の懇切なる訓諭をうけて其後性向行狀共に著しく良化した。(二) 貸與書籍を粗末にしその表紙を汚損した廉により某收容者を取調べた處彼は空嘯ひて斯う答へた『先日便捨に出て役人の便所を掃除した時今月の雜誌刑政が塵紙代用に破り捨てられてありました、御役人でも……』と、取調べた部長はその收容者を訓戒するのに痛く骨を折らされた。

刑務官の心なき一言一行さへ彼等に影響する處正に斯くの如きものがある。思へば我等は寸分の油断もしては居られないではないか思ふて此處に至れば收容者を處遇せむとする刑務官は先以て自己の人格的修養に一段の努力を拂はねばならぬ。帯べる劍冠れる帽のみにより彼等を見せむとする時代は過ぎた。彼等の處遇は刑務官の人格によるにあらずして他に之を求むることは出来ぬ。果して然らば吾人の責任や洵に重大である。翻つて今日の刑務界を観るに收容者に直接する刑務官中嚴父慈母たる人格者が幾百人あるであらうか? 幾十人であるであらうか? 否或はこの自覺さへなき刑務官が幾百人もありはすまいか? 吾人は常

に思を此處に致して精神の修養、格の向上に努力精進せねばならぬ。

五 結 論

以上要之收容者の處遇要諦は刑務官と收容者との人格的結合を基礎とし嚴正公平同情理解を標語として進むにあり。然り!! 人格的結合を基礎とせざる處遇は善良なる收容者をつくり得ても善良なる國民を養成することは出来ぬ。刑務所の門を出て後に役立つ善良!! それは唯々人格的結合を基礎とした處遇によりてのみ得らるのである。或學者は收容者を病者に譬へ刑務所を病院に擬へてゐるが俗に『一に看病二に藥』と言はれてゐる如く藥よりも先づ看護である。その看護に當る者は服藥の時限攝食の分量等苟くも醫師の命ずる處は嚴然としてこれを患者に實行せねばならぬ。而して其反面に於ては常に患者心理を理解し同情と慰藉とを與へ飽く迄懇切にこれに對して行かねばならぬ。斯くて始めて『一に看病二に藥』の意義が全うせられ活動の希望に満ちた喜ばしい全快の日を見ることが出来るのである。收容者の處遇も正にこれと同じ理である。看護人が患者の全快の日まで常に緊張してゐる様に刑務官も收容者のすべてが改善せられる日まで根氣よく處遇の要諦に觸れた緊張を續けて行かね

ばならぬ 以上

二 等 渡 邊 進

刑罰の目的が改善であり、再犯防止である以上、行刑の指針も亦、之に順應し、刑務所の設備、制度、總ては其目的に適應する様に、改造しなければならぬ。即ち拘禁も、作業も、教誨も、教育も、收容者の心身改善の目的に進む、手段方策であり、社會生活への、適應性を與へ、再犯防止の、彼岸に到達する過程である。翻て社會の狀態を観るに、駸々として進む、文化の潮流は、刻々と、制度文物、總てを改造し盡さねば止まない。社會生活は、日々に、複雑多岐となり、生存競争は、益々猛烈となり、所謂適者生存の狀態を、露骨に、現出してゐる。故に先づ刑務官吏は、時勢の推移と、思潮の趨向を知り、處遇の方策を、樹立せねばならぬ。然して、收容者の起居動作は、紀律命令により、制限され、法規に因て支配されてゐる、と同時に吾人も亦、法規の範圍内に於て、行動し、處遇せねばならぬ。従て、勢ひ時代の變遷と共に、法規改正の必要を、痛感する。現行法規は、制定せられてより、既に幾星霜を經其の

間自ら實際と懸隔せる條項なきにしもあらず、之が改正は、焦眉の急なり、當局既に此の案ありと仄聞すれども、之が實現には尙歲月あり、寸時も早やく、新法規の生れ出づる事を、切望するもの敢て吾人のみではあるまい。思ふに、法はこれ一定の基準を示したるものにして、これが活用は人にあり、人その者の、頭腦の働きのよる、如何に良法ありと雖も、行ふもの活用の理を知らざれば、惡法と何等選ぶ所なし、要は活用如何にあり、故に先づ法を表裏より觀察研究し、其の精神が、奈邊にあるかを究め、其の眞髓を掴まねば、到底活殺自在の妙用は出来ぬ。吾人は頭腦を明晰冷靜にし、怪刀亂麻を絶つてう意氣と、豪毅沈着の態度を以て、一路處遇の要諦を、思索する事に努めざる可らず。

(一) 嚴 肅

收容者處遇上最も、必要な事は、嚴格にして、犯す可らざることであり嚴肅は行刑の第一義でなければならぬ。然し乍ら世人兎もすれば嚴肅と、過酷と、は混同し易し。無暗に嚴肅ならんが爲に、不知の中に、其の領域を、犯してゐる。嚴肅は、法の定むる所、理の許す範圍内に於て、行はるゝに、反し過酷は、法の範圍を、踰越して、干渉する場合をいひ、前者は正當にして、後者

は不法なり。嚴肅は、法規を基準として、苟もこれに、相反するが如き事、ある可らず。彼等は、法の定むる所に依り、自己の行爲を、支配するゝは、假令其の心裡に於て、多少の、不平ありと雖も、表面的には、反抗するものに、あらず然れども、若し、多少にても、法規以外に、涉ることあらば、彼等は、常に刮目して、吾人に對し、批評的態度を採り、不平不満を鳴らし、其服従を、肯んせず。自由意志の、束縛を受くる者の、寸時もにても其状態を、脱する機会を、求めつゝあるは、自然の傾向にして、ことに、官吏は自己の行爲を、束縛するものなり、との感念に囚はれ邪推の念を抱き、隙あらば、内心の慾望を充たし、安逸を計ることに、汲々としてゐる。故に彼等の注意力は、常に、官吏に對して、集中し盡してゐる。從て、官吏も亦絶えず、緊張せる注意力を必要とする、然し乍ら、長時間この状態を持続するは、身心の疲勞甚しきものあり、故に先づ彼等の注意力を、他方面に轉換する方法を、講じなければならぬ。即ち作業の勉勵に利用し、彼等の官吏に對して、拂ふ注意力を減少させねば、徒に官吏の態度、言語にのみ注意し、作業其他當然なすべき仕事、に對する注意の集中を缺き、其結果之に對する興味を失ひ、延ひては、嚴肅を維持する

事、能はざるに至る、故に常に彼等が、官吏の下に在るを忘れて、一意専心、其の業務に従事し得らるゝ様に、努めなければならぬ。官吏の一舉一動が、彼等の注意の焦點と、なるが如きことには、到底感化、善導すること能はず。かくては、只徒に彼等を不安の状態に陥れ、其精神上に、不良の影響を與へるのみにて、決して眞の嚴肅は得られず、嚴肅は、常に戰慄を覺え、不安を感じしむるものにあらず、時機に適應せざる嚴肅は、却而彼等の精神に、惡影響を與ふるものなり。嚴肅なる事實は、一見明なる如くにして、實は然らず、法規の定むる所に、準據すれば、可なりと、雖も、異常なる精神状態を持つ、收容者を、對稱とするものなるを以て、法規の運用に、容易ならざる點あり、其運用を誤らば、嚴肅なりと、自信して行ふ處遇も、彼等にとつては、時に過酷に失し、却而官吏の威嚴を、損すること少からず。法規の時機に投ずる運用を、爲し得るだけの、知識と研究とを、有せざる可らず。

(二) 公 平

公平が吾人の、如何なる生活に於ても、必要なは、論を俟たない。まして社會と隔離し、自由の剝奪を受くる、收容者に對しては、特に此の感を深くする。然し

乍ら、公平と平等とを、混用してはならぬ。平等は無差別にして、公平にあらず。年齢、罪質、犯數、等の、異りたるものを、混淆し、所謂銻鑄的處遇をなすの、不可なるは、喋々を要せず。さりとて、年齢、罪、質、其他の、客觀的事實を以て、拘禁作業を區分し、多少同じからざる處遇をなすは、一見公平の如く見ゆれど、實は之亦不公平をまぬかれない。何んとなれば、同年齡の者と雖も、社會上の地位、生活状態により、自由刑より受くる苦痛の程度に、大なる差異あり、同罪質、同刑期の者にても、社會上に於ける種々の原因により、其感受度の異なるは、明瞭の事なり。これ即ち、收容者の自由刑より受くる苦痛の程度の、大部分は客觀的事實により、定められると言はんより寧ろ、主觀的事實によりて、定めらるゝか故なり、吾人は常に主觀に於て感じ、主觀に於て思考するを以て、行刑の公平を期せんには收容者の客觀的方面よりは、先づ主觀的方面の觀察を主とし、之に適應する處遇を、なすに於て、初めて達成せらるゝものなり。人は其の顔容の異なる如く、其の性格も亦、區々別々である。吾人の、同一の態度も、必ずしも同一の反響を、彼等に期待する事は、困難である。吾人の自ら信じて行ふ公平も、常に彼等の全部には、公平と認められざ

る事あり、されば官吏の態度は、公平を旨とすと雖も、其の場合に適應せざる、言行態度は、却而、豫想外の影響を、見ることあり。故に彼等の性格の變化、事情の變化を、深く考察して、然る後、之に適應する處置を採り、決して、公平を缺く如き事なからん様、注意せざる可らず。

(三) 温情

温情程人の心に深かい感銘を與ふるものはない。ことに、彼等に接するには、必要缺く可らざる要諦である、何んとなれば、彼等は物質的にも、精神的にも、滿されざるものありて、常に不遇を仰ち、人を怨み、世を呪ひ、反逆心を抱き、一種の偏見を持つもの多し是等の者に對し、外面より壓迫を加へるのは、恰もゴム球に、壓力を加ふると同様、其の力に正比例して、反撥力は大となり、却而、其の反抗心を、増長さすのみにて、何等の效果なし。力は愛である、力の陰には、常に愛がある。愛を基調としない力は、暴力であり、破壊である。行刑は破壊ではなく、建設であり、創造である。ことに骨肉と別れ、故山を後に、社會上のあらゆる係累を絶ちて、自由の拘束を受くるものゝ、常に家郷を思ひ、過去を偲び、孤獨、寂寞の情は温かき人の情に飢えてゐる。吾人は總ての感

情を捨て、虚心坦懐、彼等の心中を思ひ、愛撫同情の眼を注がねばならぬ。即ち過ちあらば淳々として説諭し、衷心より其非を悟らしめ、法の許す範圍内に於ては、彼等の希望も聞き、要求を容れ、思ひ余る事あらば、よき相談相手となりて、良策を施し、信實接見等の状態を、觀察して、家底との連絡如何を知り、煩悶ある者には解決の鍵を與へ、悲觀する者には勇氣をつけ、病ある者は醫師の診断を受けしめ、入室する者あらば、寸暇をさきて親しく病床を訪れ、慰安の言葉をかける等、常に温情を以て接し、温かき雰圍氣の内に、抱擁すれば、如何に反逆性の者と雖も、其の恩に感じ、徳を慕ひ、遂には改悟徹底するに至るべし。然れども、無暗に、安價の同情を、拂ふは不可なり。同情は狎昵となり、恩には馴れ易き事を思ひ、最深の注意を拂はねばならぬ。

(四) 賞罰を明かにせよ

刑務所は、紀律の府にして、紀律は刑務所の生命といふも、敢て過言にあらず。紀律の勵行如何は、行刑成績に、重大の關係あり。故に紀律命令は、嚴重に徹底せしめ、苟も紀律違反法規背戾の行爲あらば、毫も假藉する所なく、公平に、合法的に、處罰し、寛恕の心を用ふ可からず。されども一時の憤怒に馳られて、大聲怒號し、

懲辱の制裁を加へ、器物を以て毆打し、以て懲罰の代償となし、自己裁斷を用ふるが如き、事あらば、そは法規の冒瀆であり、許す可らざる事なり。懲罰の附與は、徒に苦痛を感じしむるを以て、目的とせず、これにより、其非行を改悟し、再び轍を踏まざる様に、するのが、終局の目的である。故に其結果の大小を以て、懲罰の程度を、推測するは、不可なり。其動機原因が、那邊にあるかを極め、然る後慎重の態度を以て、決定せざれば、其處に不公平の處置を、なす事あり。懲罰の均衡を得ざれば其の效果更になし、注意を要すべきなり。然して一方紀律を遵守し、命に服し、從順にして、一意作業に勉勵し、拔群の成績あるものに對しては、賞遇を與へ、其美行を表彰すると同時に、他者をして、其壇域に到達する爲に、發奮努力せしめ、賞遇者に對しては、驕慢の心を禁じ、益々緊張事に當る様、注意せしめねばならぬ。賞遇の附與に付最も注意を要するは、其の選擇である、裏面に於ては常に悪行をなす者も、表面柔順を装ふが爲に、官吏の信用を得て、其の選に當るものあり、表裏なく始終其の善行を永續し、他者の好模範となるべき者も、認められざる事、なきにしもあらず。こは此兩者の内心にける感觸如何のみならず、多數の心算にも、種々の感

影響を與ふるものなり。賞罰の當否は、彼等を處遇する上に、非常な關係を持つものなれば、常に其措置を、誤らざる様注意を要す。

(五) 作業賦課

作業の賦課は、勤勞の習慣を養ひ、技能を修得せしめ、社會生活の資料と、なすにあり。故に作業の適否は、刑務所にある間のみの問題でなく、出所後の社會生活の、能不能に重大の關係あり。其賦課に當りては、深甚の考慮を拂ひ、慎重事に當らねばならぬ。近來社會に於ては、就職の始めに、適性検査を行ひ、各個性に適應する作業賦課に、全力を傾注してゐる。其結果は、能率の増進となり、技能の進歩となり、從て生産は多量となりて、作業賦課に、個性を考慮することが、第一の要素なる事を、雄辯に物語つてゐる。收容者に對する作業賦課も、個性を識別し、各々適應する業種を、選ぶことが必要である。然れども、所内の作業種類には、限りあるものにして、到底社會上の、あらゆる職業を、移植する事は、不可能である、此處に於て、入所後も、社會上の職業を、繼續する事を、得るものは、極少であり、左官職が、機械工に就役し、機械工が、左官に就かねばならぬ様な、矛盾を、隨所に受ける。然し乍ら、社會の總ての業種を、

移植する事は、経済的問題其他の事情が、之を許さぬ。勢ひ多少の、矛盾を感じつゝも、比較的、個性に適し、趣味に合致し、休質に適應したる、作業の賦課を以て、進みつゝあり。されど、作業の賦課、如何が彼等の感化上に、重大なる影響ある事も、看過する事は出来ぬ。即ち、自己の趣味に合致し、個性に適應したる、作業を、賦課さるゝときは、内心満足を以て、臨むが故に、一意専心勉勵努力し、従て技能は進み、能率は増進し、生産は多量となる。之に反し、不適當なる作業に、就くときは、既に不平の念あり、勢ひ業務に専念する事能はず、技能は進まず、生産は減少し、怠惰の悪習をつけ、結果自暴自棄となり、遂には反抗心を抱くに至り、折角の職業訓練も、徒に、彼等の心中に、悪影響を與ふるのみにて、何等の効なし、故に彼等の心理を觀察し、事情によりては、作業の轉換も、亦必要なる事なり。作業轉換の爲に、従前とは全然別者と思はるゝ程、總てが一變し、作業上の好成绩のみならず、精神状態にまで、良結果を齎らす事あり。作業賦課の適否は、教養感化上にも重大なる關係あるを思ひ常に其措置を誤らざる様にすべし。

(六) 教育教誨

教育教誨の主旨は彼等を教養感化し社會生活の適應性

を附與するにあり。故に自由刑執行の全部は教育教誨なりと極言することも出来る。然るに往々是を看過し別物扱ひになし冷淡なるものあり誤れるも亦甚し。元來教育は机上の讀書算數のみが其全部でなく教誨師の言語其物のみが目的にあらざるなり。吾人が日常五官に觸るゝ總ての事物は皆これ活ける教育の資料であり鳥の聲虫の音にも教誨を聽く事を得るなり。教育教誨を各専門家の專有物と思惟するは誤れり。即ち日常接觸する官吏其の者が或時は教師となり或時は教誨師となり教師教誨師と相連絡し相助け合ひ時に觸れ事に當り知識の啓發徳性の涵養に努め圓滿なる人格を創生する事に意を用ひざる可らず、それが眞の教育教誨の目的であり行刑の終局である。

(七) 建物の構造色彩が與へる氣分の變化

建築物の構造が、人の氣分に、種々の影響を與へることも、看過し難き事である。牢獄時代收容者を恰も、奴隸の如く酷使し、人格を無視したる往時は、知らず、人格主義の、刑罰が採用さるゝ今日、彼等が日常起居する居房、工場等の設備も、亦改造の、必要を感じる。居は心に移す、とかいふ採光の不充分な、薄暗い濕氣の多い、不潔な場所には、自然氣分も、鬱鬱となり、氣息となり、

其の結果意情となり、種々の悪行、行はれ易し、之に反し、光線の明るい、清潔な場所には、身心の爽快と、活氣を與へる。色彩が與へる、感情の變化も亦、考慮を要することなり。即ち黒色を見ると、其處には、沈靜と悲哀を感じ、紫色は情熱を與へ白色は、純潔を思ふ。然して、刑務所の建物が與へる色彩は、赤色が多く、彼等の着衣其の物が、赤色であり、只さえ自由の拘束を受け、不自由なる生活をなし、焦燥たる氣分の上に、赤色より來る刺戟性の附與は、徒に彼等に、煩悶懊惱を、増すのみなり。又建築物の構造が、單調にして、殺風景極まるものにして、常に倦怠を感じしめる。是等が處遇上に、非常な悪影響を、與ふるものなり。然して、設備の改善は、一朝一夕の業に、あらず、依而、其の單調無味を、補ふ爲め、工場居房の周圍に、四季折々の花木を、植ゑ休憩時間等を、利用して、彼等に、栽培せしめ、それによりて、單調なる色彩に、變化を與へ、彼等の心に慰安を、與へしむるとき、彼等は、草木花等に對し、感謝の念を生じ、愛護の心きさし、これがやがて、彼等の心情に、溫き情熱を與へ、人類愛となり、相互扶助の心を、生じ他日社會生活への復歸に、必要なる基調を、なすに、至ることを思はゞ、單なる建物色彩等も、彼等の感化上

重大なる、影響ある事を、忘る可らず。

以上處遇の要諦を述べたり。然し乍ら是等のものは各別個のものにあらず。よく按配混合宜しきを得て初めて處遇の效果はあがり行刑の事蹟着々として成る。然りと雖も處遇は之人と人の關係にして即ち心と心との關係なり故に刑務官吏對收容者相互の心的狀態により處遇の成否は定まるものなり。然して處遇の成否は日常接觸する行刑官吏其の者の措置如何にあり。されども如何によく處遇の方策を知り之を實行せんとするも其處に上司の意見一致せざれば彼此干渉衝突ありて到底圓滿に行ふ事を得ず。故に上所長より下一看守に至る迄打つて一丸となり一意専心勇往邁進せざれば完全なる處遇は望まれざる事なり。

最後に最近問題となれる思想犯人の處遇に付一言し此の稿を終る。

(八) 思想犯人の處遇

最近簇出する、思想的犯人の處遇に付、一言せん。思想犯人の處遇にも、一般收容者に、對する要諦が、必要なるは、言を俟たぬ。彼等は常に、差別的待遇を嫌ひ、平等無差別を、望むものであり、彼等の主義思想は、其處から生れ出でたるものである。故に先づ彼等に、對し

ては、平等に處遇し、決して、差別的態度言葉を、弄すべからず。然して、彼等の主義思想を、よく研究し、其眞精神を、掴まねば當底處遇する事は出来ぬ。然るに、彼等の主義思想を、良解せず、如何なる性癖を、有するやも知らずして、主義者と言へば、無暗に嫌忌し、腫物に觸るゝ様にし、彼等のなすが儘に、放任するは、國法の威力を犯し、自らの威信を、失墜するものなり。彼等の多くは頭腦、明晰にして、是非善惡の辨別は、人一倍強く、法規の守らざる可らざる事は、承知し、條理を盡して行けば、決して、無暗に反抗するものにあらず。此の邊の機微を捉へ、時宜に適する處置を、誤らざれば、學識の程度高きだけ、却而一般收容者よりも、禦し易きものなり。尙思想を以て、思想を變換するも亦、効果ある事なり。即ち、堅實なる思想を以て、彼等の思想と對稱し、彼等の思想が、一般社會人には、到底容れられず、甚しく危険性を帯ぶる事、其の主義を抱懐することの、不可なるを説き、自らの誤れる、感念思想を悟らしめ、正しき思想に、目醒めしめ、以て實生活の基調を、正確に、把握せしむる様努力すれば、彼等の頭腦は、明敏なり、ことに獨房に於て沈思熟考するとき、其處に、自らの抱ける思想の、誤れるを悟り新しき思想を以て、更生

する事を得る事例を見る事あり、是を要するに、思想犯人に對しては、常に差別的待遇をなすを避け、時々絶え間なく、根氣よく、訪れて、終始一貫せる思想を以て、淳々と説き聞かせ、主義の變換に力を注ぎ、常に熱と、力と、を以て、對峙し、曖昧の態度、言語は、決して、用ふべからず。

二 等 永岡三郎

緒論

刑務思想の變遷と共に刑執行の目的が轉ずる事は何人も肯定する所なり。而して行刑の「モットー」とする刑は刑なきを期す此一語は、過去及將來に對する永劫の金言なり。吾人が所謂苦患を嘗て行刑の成果を擧げんと勞むるも期する所は再犯防遏と全世界より刑と云ふ文字を排斥するにあり。去り乍ら事實は之れに必ずしも伴はず累犯は累犯を生み文化は増々巧妙精緻なる犯罪を構成す、其前途の遼遠にして擴大なるは吾人の職責に一層の奮起を促す所以なり。今や行刑の目的が應報主義より感化主義に移り、更に教化善導の一路を邁進するの時、教誨、教育、善音機、

活動、人は精神的教化に諸種の職業訓練は、將來の生活保障に、総ての施設は著々と効を治め、天晴れ諸外國と遜色なき程度迄進歩の跡を残しつゝある今日收容者にして、果して之等の設備を咀嚼する丈けの精神の向上ありや、此點を考察する中極めて吾人は寒心に堪へざるものあるを覚え、未だ全國的に非らずと雖、累進制度敷かれ、五年彼等收容者は其機械的處遇に慣れて自個の定められたる義務は履行せず、唯與へられたる權利のみを主張せんとす。

此矛盾せる現象は、治者と被治者の程度の差に基因せるに非らざるか、即ち彼等は其學修の程度低く僅かに百人中一パーセントの中等教育を受けたるに止り、切角の高遠なる理想の許に制度の進歩を計る當局者の意中を解せず、只時代の恩恵とのみ誤解して、眞に行刑の趣旨を理解せざるものゝ如し、加之甚だしきは刑務官吏自身が無理解にして其日々々の處遇を以て能事終れりとなすは遺憾の極みなりと云ふべし。

抑々行刑の目的は收容者の内面的教化によりて自覺的精神を醸成するにありて、之れが目的を達せんには彼等に對する處遇が直接間接如何に彼等を支配するかは此れ實務家のみの親しく體驗する所の權威にして、徒に机上

の空論者の窺知する所に非らず、而く割切なる處遇は實に行刑の肯綮に當るものにして寸時も忽緒に附すべからず。以下處遇を抽象的と具體的に分ちて各場合に就きて論述すべし。

抽象的處遇

1. 先づ規律を嚴正にすべし

多數人類の集合せる場合規律程必要なるものはなし、規律なきは蓋し烏合の衆に異ならず、況んや刑務所は規律の府なり。規律を除きて到底眞摯なる行刑を予想すべくもなし。收容者の處遇も亦此規律的觀念を以て爲すに非ざれば、所謂佛作つて靈入れずの例に漏れず、聞き及ぶ先進國の國民は日常の動作既に團體化せられ、諸規律又期せずして整ふ、我國民殊に收容者にして果して此感念ありや、即ち自己の精神は自から其容姿に著はるゝものなり。彼等は親戚も一目措きたる程の人物にして、今試に工場中を徒歩するを見よ満足なる姿勢の者は十人中一人非らざるなり。是れを以て彼等の規律的觀念を予想するに難からず、然り彼等の精神を改善せんと欲せば先づ規律的訓練が處遇の第一の要諦と云はざるべからず。2. 處遇は公平なるべし 行刑は人と人との接觸にして收容者より觀れば職員對

の自己、自己對の他收容者と三面的關係を有す。從而吾人としての處遇も、一人なる場合あり、數人なる場合あり、或は數百數十の場合あり、共間の事情は相索連して、千變萬化を生ずるものなり。然りと雖人と人との接觸なる以上、何時の場合も、整然たる理由の元に甲より乙に乙より丙に相通する公平無私ならざるべからず公平を欠きたる處遇の如何に、彼等に効果なく惡影響を及ぼすかは期せずして明瞭なるべし。然して收容者を處遇するには其限りの一時的欺瞞糊塗は慎まざるべからず。即ち同情ある熱精を以て彼れを論すべきなり。熱情とは形式的ならず、眞に彼等の境遇に理解して法律の許す範圍内に於きて同情ある恒久的處遇をなすに他ならず。

3. 人格的影響を與へよ

刑務官は、聖人たらざるべからずと某看守長は教習せり。蓋し一世を教導する聖人は容易ならざるべし。然りと雖行刑の趣旨が教化にある以上切めて聖人たるの心持ち丈けにても維持するの必要あり。即ち學校の教師も智的教授のみに非ざるは人の知る所、吾人の日常の動作は彼等に活模範を授くるものにして、其一舉一動皆然り、一言一句たりとも、迂闊に亘らさんか、其影響は甚大なり。されば日常見聞實驗せる美事美行を指摘して、彼等

に訓諭し、正義を助長し、邪惡を斥け或は、所長、教誨師、教師の補助者として、啓蒙の途を講ずると共に上所長初め看守長吾人に至る迄自己の人格を移植する覺悟あるを要すべきなり。

具體的處遇

收容者の處遇の分類

收容者の處遇は、各場合に於きて變化し、時と人其者に依りて異なる場合あるを以て、一律に論ずる能はざるも、強ひて之を分類すれば、衆合處遇と個別處遇あり。刑事被告人と受刑者の處遇あり。成年者と未成年者の處遇あり。普通犯人と思想犯人との處遇別等に依り、自ら差異あるべし。以下各場合に就きて其尤も緊要なる處遇方法を摘出すべし。

(一) 衆合處遇

衆合處遇とは、工場、外役、教誨、運動、入浴等の如く多數集合せる場合に於ける處遇にして、苟くも多衆の集る所群集心理の働きあるを免れず。此場合の處遇には眞に吾人の手腕を要するものにして、一步を過らしめんか、只に戒護者自身の面目を失するのみならず、官吏の威信を傷つけ、小なる事より大事を惹起するの憂なしとせずされば規律を嚴にするも個人的、小鎖事に拘泥して

多衆の激昂を購ふが如き事なき様注意を要す。以下具體的に詳述すべし。

A 上司と擔當看守の意氣疏通を計る事

某刑務所には所長及看守長等が非常に嚴格にして犯則の報告あらば一步も假借なく、直に事件を審理し、懲罰に附するも擔任の看守來りて謝罪し、本人を訓戒し、將來を誓はしめて、之れを保障し、懲罰を保留して貰ふ爲擔當をして益々信頼し、安んじて刑に服する事を得と元より芝居的にして、内幕を觀破せらるゝ如きは、策の得たるものならずと雖も、處遇方法としては確に進歩せるものと謂ふべし。反之上某刑務所に於きて其上司が温情主義を以て一貫せんとするとき、擔當看守が工場等に於きて、規律違反ありとするも、上司が罰するの意なき以上、自然報告するも無價値なりとし、唯其日一日を慢然と子守の如く、牢番振りを發揮せんか左なきだに弱點を見破ぶるに、敏捷なる收容者は、偶々職務熱心なる看守來るも、看守や、看守長にては、相手とするに足らず、直に典獄に面接せしめ上等大言壯語して、紊亂陥入る所を知らず、彼等の取締りが弛緩せば秩序は亂れ、彼等相互間の平和も破れて騷擾等の大事も醸されん、上司にして内面温情にても外面は尤も嚴格に、直接擔當者は外面

B 不良の徒を彈壓して彼等の境遇を安んぜしむる事

公平なる處遇は抽象的に觀るも一要諦たるは明白なるも殊に、衆合處遇に於きては緊切なり。例へば此所に工場あり、地方的惡漢居れりとするとき之れを、策略上雜役の如きに使用したりとせんに彼は期到れりと北與笑み益々暴威を振ひ自己の勢力を扶殖すると共に、他衆を威迫し、恰も往時の牢名主の如き觀を呈するに至り、弱者は爲に國家の威嚴を疑ひ、怨嗟の聲は四方に漲り、聽ては弱者も團結して徒黨を組み勢力争ひをして野獸の如き争鬭は起り、掬救すべからざる状態に陥入るや必せり。斯る者は最初より官吏の威嚴に依り彈壓して、犯則あらば、直に戒護主任に報告し、末だ其萌芽の弱き時藉り取るの措置を念とすべきなり。

C 作業技術者と雖特別の處遇は不可なり

近來作業獎勵の爲、作業技術者を殊更に寵愛するの弊なきにしも非ず、技術者は特に他に指導の名義を以て優

遇するは己むを得ざるも之れが爲、專横の行爲及不禮の言辭を弄するが如き、不埒漢は假借なく、技術を取り上げて轉職せしめ、之れが弊害を除去するに吝さかならざるべし。

D 官吏抗辯者並に他衆煽動者を嚴重に處遇すべし

事毎に官吏を侮辱し以て他衆に誇りとなす者あり、勿論官吏は之等の機先を制して其不心得を諭すの雅量を必要とするも苟も、多數を指揮する上に於きて、事毎に抗辯せんとするは、其波及する所も大なるを以て、宜しく適宜報告して處決を速にする必要あり。尤も困難なるは自己は極めて低頭平身して何事もなき顔をなし、陰に他衆を煽動して擔當に當らしめ、又は犯則をなさしむるの徒なり。多くは強窃盜の破廉恥罪を犯し前科數犯を有する者なり、之等は機會を利用して、其假面を取らしめ、嚴重監視の許に、其隙を生ぜしめざる様すべきなり。

E 地方色を考察し努めて行刑の統一を期する事

吾人は拜命以來數度も所を變ふるは極めて稀れにして從而、一刑務所を我城廓とし、他所の處遇の事情は極めて暗し、反之彼等は前科數犯を有し甚だしきは全國を廻

個別處遇とは、收容者各人の有する個性を研究して、其個性に適應する處遇をなす事なり。然りと雖も多數衆合せる所にては、一般影響の爲め、個別處遇をなす能はざる場合あり。其多くは獨居、拘禁者、夜間獨居者、病舎等に附したるものを云ふも、平素工場等にありても尙公平を失せざる限り、此處遇を以てする要あるは論を俟たず、個性の研究は、犯罪心理學、犯罪社會學、法醫學等の必要あらんも、普通は平素の心裡状態を考察し尙身分帳等に依りて過去の履歴を探求して、之れが洞察を明にし、而して一定の標準を附して之れを分類して、彼此衝突又は策動の機會を與へざらしむるにあり。次に略述すべし。

イ 傲慢、粗暴、短慮、放縱、頑冥なる者の處遇

斯る性質を有する者は、大概思慮に乏しく、著しく禮を失し、所謂附和雷同の徒多く、甚だしき自己主義者にして激怒し易く、他人の迷惑を毫も念とせず、一度口外したる以上、横車を押通す程の意思を有し、主に殺傷犯等の如く、殺伐なる氣象を有する者なるを以て、之等を處遇するには、極めて冷靜に彼等激するも平然と笑を浮べて、其矛盾を諭すの度量を示し、徐に利害關係を説く

國せん等と豪語する者あり。從而他所の事情と比較して其設備を難じ、食物の不調を指摘する等の事あり、之れに對しては、元より其地方の特色に隨はせざるべからずと雖、同一施設に對して其不備なる場合は、成點迄は改良するの要あるべし。又都會隣接地、勞働者多き刑務所は收容者の性質も極めて粗暴にして、無頼の徒も自ら多く、衆情極めて荒し。反之田舎の刑務所は性質溫順なるも陰險なる者多きが如く、其刑務所に於きて一長一失あり、刑務所動かすと雖人は動あり、靜あり、建築其他に依りて、一時に多數の移送を受けたる場合等、余程考慮して其地方の惡癖に泌ます善化せしむるの機智を有すべきなり。此點に付きては、他管内に看守を交換勤務せしめ、諸設備及處遇方法を視察改良するの要あらんかと思料す。要之多數を處遇するに必要と認むるものなるも一般を善導する爲、多少の犠牲は己むを得ざる所苟も人權を奪ひ凌辱を加ふるが如きは、絶対に禁止し。許されたる國法を自在に運用して縱横に處斷すべきなり。更に嚴正なる處遇と同情ある理解とを基礎として、清濁併呑の氣概と非人格者中に超越したる端正なる行動とを肝要とす。

(二) 個別處遇

の必要あり。尙不安あらば、上司に報告し、上司より更に訓戒せらるゝの道を講ずべきなり。

ロ 執拗、狡猾、伶俐、陰險なる者の處遇

此等の性質を有する者は智的處遇を以て、彼等の裏を搔き、其心底を考察して、如何なる點を要求し、如何なる動作を成さんとするやを觀破し、陰に陽に其「プラン」を破りて、善導誘發し、決して彼等に乘ぜらるべき事なきを期すべし。

ハ 懦弱、陰鬱、魯鈍、愚直、偏狹なる者の處遇

此等の者の有する性質は、概して暗愚にして、克己心なく、從而何等の希望を發見し得ず、唯其場の境遇に支配せらるゝに過ぎず。遇するに常に元氣を以てし、叱咤一番自ら起たしむるの要あり、彼等にも尙爲すべきの力あるを諭し、快活なる趣味の人となるべき涵養を怠たらず、埒當先づ彼等の立場を諒解して努めて他衆より侮蔑嘲笑せしめらるゝの機會を防止せざるべからず。

ニ 輕躁、浮薄、快活、淡泊なる者の處遇

此等の性質を有する者は、輕舉、妄動の者多く、思慮

又淺きを以て質實剛健の氣風を涵養し、擔當者自身先づ沈着を示して、模範を垂れ、輕學を戒め、細心の注意力の喚起に努むべきなり。

以上は法規の定むる個性に依りて大略説述したるも、不肖未だ心理學の素養に乏しく、只常識的解釋に止まりたるが、此は多年經驗を有する刑務官吏は、實際に臨みてより以上に遭遇し、適確なる處遇をなしつゝあるを以て、敢へて茲に一々論出するの要なかるべきを信ず。只形なきに見聲なきに聞く敏活なる處遇こそ眞に必要と云ふべきなり。

尙個別處遇には此他に學術程度の高き者、及社會的地位を有したる者等の處遇あり、此等に對しては充分言語動作を慎み彼等をして刑務官吏の無情を啣ち自負心を抛擲して、自暴自棄に陥入るの弊を防ぐと同時に、他日再び社會的に大に活動すべき事を懲慙すべきなり。

(三) 收容者の種類に依る處遇

刑事被告人並に同被疑者は、未だ犯罪審理中にて、果して罪責ありや否やは、公判の結果に於きて判明するものにして、從而吾人は一應全部の刑事被告人に對して罪なきものとして、言語其他の諸動作に就きては、叮嚀懇切

要あり。次に 懲役は、自由刑執行の元に定業に服するものなるを以て、只慢然と受刑し、作業に従事する事なき様、國家が彼等に作業を賦課したる目的並に行刑の目的等を諒解せしめ、自覺的改悛を促すの法を講ぜざるべからず。

而して定業に服する彼等は、自然其反動として、諸種の諸願事項も増加するものにして、法規外の欲求は勿論之れを拒絶すべきも、法規の認めたる事柄は、可成速に手續きをなし、其許否を上司に仰ぐべし。例へば作業賞與金の送付、金錢取引上の特別發信、上司に對する面接の如き、之れを徒に擔任看守の一存若しくは、故意を以て遲滯する事あらば、彼等も亦之れに報ずるに躊躇するものに非らず。要するに秩序を紊さざる諸願事項は、速に手續きをなし、反面此心理を應用して、彼等を統禦するの方策を執るべきなり。

勞役も定業に服するも懲役の如く、期間長きものに非ざれば、國家に對する賠償的觀念を以て、就役せしめ再入を繰返さざる様申問かすべきなり。

禁錮及拘留は、未だ定役なし、改正刑法は此點を考慮せらるゝ事と思料するも、定役なきは、定役に服するよ

を旨とし、苟くも粗暴の處遇をなさず彼等をして虚心擔懐に其の日を過ごさしむるの必要あり。然りと雖拘禁の目的が、犯罪審理と罪證湮滅及逃走防止にある以上、之等に就きては、充分の注意を拂ふ必要あるは勿論、平素の行動に就きても團體的なる場合は一定の規律の元に處遇するの羈絆あるは免れず。蓋し犯罪の爲に懊惱煩悶する時は、之れを慰撫し、眞實を述べて、一日も速に公明なる裁判を受けん事を懲慙し。尙受刑に對して非常に憂懼せる者に對しては、極めて親切に受刑の目的及相互情落の淵に陥入らざる様訓告せざるべからず。

懲役受刑者及勞役場留置者の處遇

懲役に對しては初犯者と累犯者とに依りて自ら處遇も多少の相違點あり。即ち初犯者は未だ相互情落の弊少なるを以て、工場、厨房等に於きては雜談を嚴禁し、小なる規律違反と雖、極めて嚴に之れを取締り威嚴を示して、再犯防遏を計らざるべからず。累犯者は、多く刑務所に來りては作業に勉勵するも社會に復歸すれば直に其境遇を忘却するの風あるを以て、行狀に表裏なき様好く之れを視察し、齟齬せる行爲に對しては、前後左右より其不可を説き眞實赤誠を吐露して、眞人間に復歸すべきを説くの

りも、尙苦痛を感じる事大なる場合あり。我國の現行刑法に於きては、禁錮刑極めて僅少なるを以て、茲に論ずるの必要なし。只行刑上至難とするは拘留にして、單に房内に終日跪座して、看守者の隙に乗じては、有害無益の私語をなし、聽て釋放後再入の場合は、拘留場にての知己として打連れて共犯者となる、實に拘留場は犯罪の媒介場の如き感あり、之等は、嚴正なる處遇に依りて、前述の弊を除くか、若くは絶對的獨居を以て、國家の威嚴を示すべきなり。

未成年者に對する處遇

未成年者は、少年及準少年の事なり。何れも未だ思慮分別幼稚にして、社會の事情に疎とく從而、犯罪思想も猪突的なるを以て、自ら成年受刑者と共に區別するの必要あり。現在に於きては教育に「スポーツ」に職業訓練に何れも最善を盡くして、此れを補育するに努めつゝあるが、就中教育、體育の兩方面にありては、萬全を期する爲、教師、教誨師と相協力して、擔當者自身之れが教養の任に當り、其個性に對しては慣習的の惡癖を有するを以て、此點を明察し、之れが矯正を計ると共に、其善行を稱揚し、醜行を戒むるの注意を要するも、彼等は、未だ年少氣銳にして、自尊心強きを以て、多衆の合

Volume XLII

Number 3

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

March 1, 1929

PRINCIPAL CONTENTS

| | |
|--|-------------|
| Suspension of Punishment and its Meaning | (Editorial) |
| The Essence of Punishment | K. Kimura |
| On the Wardenship (continued) | S. Arima |

Prize-essays

| | |
|--|--|
| "The Missions of the Prison Officials" (I class) | |
| "The Principles of Penal Treatment" (II class) | |

| | | |
|----------------------------|---|-----------|
| Foreign News. | : | |
| Current Issues. | | |
| Prison Statistics. | | |

Published

By

"KEIMU KYOKWAI"

(The Japanese Prison Association)

Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi
Tokyo, Japan.